

令和 7 年

会津美里町議会会議録

第 2 回定例会 12 月会議

12 月 5 日開議～12 月 17 日散会

会津美里町議会

令和7年会津美里町議会第2回定例会12月会議会議録目次

第1日 12月5日（金曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 （午前10時00分）	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	4
○陳情の常任委員会付託について	7
○散会の宣告	7
散 会 （午前10時15分）	7

第2日 12月8日（月曜日）

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出欠席議員	10
○説明のため出席した者	10
○事務局職員出席者	11
開 議 （午前11時10分）	12
○開議の宣告	12
○一般質問	12
星 次 君	12
小 島 裕 子 君	24
村 松 尚 君	35
○発言の訂正	48
鈴 木 繁 明 君	51
○延会の宣告	64
延 会 （午後 4時13分）	64

第3日 12月9日(火曜日)

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	65
○出欠席議員	66
○説明のため出席した者	66
○事務局職員出席者	66
開 議 (午前10時00分)	68
○開議の宣告	68
○一般質問	68
渋 井 清 隆 君	68
○発言の訂正、追加	79
長 嶺 一 也 君	79
櫻 井 幹 夫 君	93
横 山 知世志 君	101
阿 部 雄一郎 君	108
○散会の宣告	113
散 会 (午後 2時54分)	113

第4日 12月10日(水曜日)

○議事日程	115
○本日の会議に付した事件	115
○出欠席議員	116
○説明のため出席した者	116
○事務局職員出席者	116
開 議 (午前10時00分)	118
○開議の宣告	118
○議案第62号の議題、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第63号の議題、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第69号の議題、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第70号の議題、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第71号の議題、説明、質疑、討論、採決	124
○議案第72号の議題、説明、質疑、討論、採決	125

○議案第 7 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○議案第 7 4 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第 7 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第 7 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
○議案第 7 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○議案第 7 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
○議案第 7 9 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 3 7
○議案第 8 0 号の議題、説明、質疑	1 3 8
○同意第 1 1 号の議題、質疑、討論、採決	1 4 5
○総括質疑	1 4 6
○議案の常任委員会付託について	1 4 7
○散会の宣告	1 4 8
散 会 （午後 零時 0 0 分）	1 4 8

第 5 日 1 2 月 1 7 日（水曜日）

○議事日程	1 4 9
○本日の会議に付した事件	1 4 9
○出欠席議員	1 5 1
○説明のため出席した者	1 5 1
○事務局職員出席者	1 5 1
開 議 （午前 1 0 時 0 0 分）	1 5 2
○開議の宣告	1 5 2
○常任委員会委員長の報告	1 5 2
○議案第 6 4 号ないし議案第 6 8 号の議題、討論、採決	1 5 5
○議案第 8 0 号の議題、討論、採決	1 5 6
○議案第 8 1 号ないし議案第 8 4 号の議題、討論、採決	1 5 6
○陳情第 1 1 号ないし陳情第 1 3 号の議題、討論、採決	1 5 7
○陳情第 1 4 号の議題、討論、採決	1 5 7
○会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について	1 5 8
○会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	1 5 9
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 5 9
○広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 6 0
○日程の追加	1 6 0

○議案第 8 5 号ないし議案第 9 2 号の議題及び提案理由の説明	1 6 1
○議案第 8 5 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 8 6 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○議案第 8 7 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 8 8 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 8 9 号ないし議案第 9 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○発議第 1 1 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○発議第 1 2 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 2
○発議第 1 3 号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
○散会の宣告	1 7 4
散 会 （午前 1 1 時 5 7 分）	1 7 4

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和7年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第1号

令和7年12月5日（金）午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告（出席した会議等別紙のとおり）
- ②議長の提出物の報告（別紙のとおり）
- ③説明員の報告（別紙のとおり）
- ④町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１２名）

１番	阿 部 雄 一 郎 君	７番	村 松 尚 君
２番	福 島 雅 典 君	８番	星 次 君
３番	荒 川 佳 一 君	９番	鈴 木 繁 明 君
４番	櫻 井 幹 夫 君	１０番	横 山 知 世 志 君
５番	長 嶺 一 也 君	１２番	渋 井 清 隆 君
６番	小 島 裕 子 君	１３番	大 竹 惣 君

○欠席議員（１名）

１１番	根 本 謙 一 君
-----	-----------

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農 業 委 員 会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君
代表監査委員	薄 久 男 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	小	林	一	成	君

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和７年会津美里町議会第２回定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。
次に、町長の行政報告ですが、配付いたしました報告書のとおりであります。
以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
３番 荒 川 佳 一 君
４番 櫻 井 幹 夫 君
の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第２、議案の上程及び提案理由の説明を行います。
本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第62号から議案第84号まで、同意第11号の計24議案であります。
お諮りいたします。本日は議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和７年会津美里町議会第２回定例会12月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案23件、同意１件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第62号は、会津美里町役場の位置を定める条例であります。本案は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、地域づくりセンター及び出張所の設置に合わせて庁舎の位置を整理するため、全部を改正するものであります。

次の議案第63号は、会津美里町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例であります。本案は、条例において長期継続契約を締結できる契約の内容を見直し、契約手続の効率化を図るため、全部を改正するものであります。

次の議案第64号は、会津美里町財政調整基金条例の一部を改正する条例であります。本案は、昨今の銀行預金及び国債等の利率状況を鑑み、今後財政調整基金に属する現金を運用していくため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第65号は、会津美里町農村公園条例の一部を改正する条例であります。本案は、赤沢多目的農村公園を廃止するため、所要の改正をするものであります。

次の議案第66号は、会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第67号は、会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第68号は、会津美里町体育施設条例等の一部を改正する等の条例であります。本案は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、現生涯学習センターが新設のまちづくり政策課に移管されることから、所要の改正及び廃止を行う条例を制定するものであります。

次の議案第69号は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本案は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、関係する条例について所要の改正をするものであります。

次の議案第70号は、会津美里町出張所設置条例であります。本案は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、本郷支所及び新鶴支所の業務内容等の現状体制に鑑み、支所を廃止し、新たに出張所として設置するため、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

次の議案第71号は、会津美里町地域づくりセンター条例であります。本案は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、現在の生涯学習センターを廃止し、地域づくりの拠点となる地域づくりセンターを設置するため、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

次の議案第72号は、会津美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。本案は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度の創設に伴い、乳児等通園支援事業の認可に関する基準を制定するものであります。

次の議案第73号は、会津美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例であります。本案は、令和8年度から施行される子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度の創設に伴い、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を制定するものであります。

次の議案第74号は、会津美里町第4次総合計画の策定についてであります。本案は、町の最上位計画となる総合計画について、10年間の基本構想及び5年間の前期基本計画を定めるものであります。基本構想において、10年後の町の将来像とその実現に向けた政策の柱を明確にし、前期基本計画において目指す姿と主な取組について整理するとともに、その進捗管理及び成果検証のため、指標及び目標値を設定したところであります。この第4次総合計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第75号から議案第79号までは、各施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。施設につきましては、議案第75号、本郷デイサービスセンター、議案第76号、会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館、議案第77号、高田インフォメーションセンター及び上町駐車場、議案第78号、本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場、議案第79号、会津美里町せせらぎ緑地公園の5か所の関連施設であり、各施設において指定管理者の候補者を選定しましたので、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第80号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億474万5,000円とするものであります。

次の議案第81号は、令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,555万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億6,363万9,000円とするものであります。

次の議案第82号は、令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億3,010万7,000円とするものであります。

次の議案第83号は、令和7年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,673万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,048万5,000円とするものであります。

次の議案第84号は、令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の下水道使用料の減額及び他会計補助金の増額であります。それぞれの額が同額であるため、収益的収入合計で5億4,939万7,000円で増減はございません。また、債務負担行為を設定するものであります。会津高田浄化センター、会津本郷浄化センター及び農業集落排水施設（寺入・関山・新鶴）運転維持管理業務委託について、期間を令和8年度から令和10年度までと

し、それぞれの限度額を定めるものであります。

次の同意第11号は、会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてであります。本件は、議会選出であられた監査委員の堤信也氏が本年11月12日をもって任期満了となったことから、新たに鈴木繁明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時15分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 2 号)

令和 7 年会津美里町議会第 2 回定例会 1 2 月会議

議事日程 第 2 号

令和 7 年 1 2 月 8 日（月）午前 1 1 時 1 0 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１２名）

１番	阿部雄一郎君	７番	村松尚君
２番	福島雅典君	８番	星次君
３番	荒川佳一君	９番	鈴木繁明君
４番	櫻井幹夫君	１０番	横山知世志君
５番	長嶺一也君	１２番	渋谷清隆君
６番	小島裕子君	１３番	大竹惣君

○欠席議員（１名）

１１番	根本謙一君
-----	-------

○説明のため出席した者

副町長	鈴木木國人君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子弘君
会計管理者兼 出納室長	児島隆昌君
町民税務課長	大竹淳志君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課 主幹	福田富美代君
産業振興課長	鵜川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	猪俣利幸君
生涯学習課長	小林隆浩君
選挙管理委員会 委員長	小沼會志君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平山正孝君
農業委員会会長	間舩一男君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜川晃君
代表監査委員	薄久男君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川	田	佑	子	君
事 務 局 次 長 兼 総 務 係 長	小	林	一	成	君

開 議 （午前 11 時 10 分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

日程に入ります前にご報告いたします。杉山町長につきましては、本日から 5 日間インフルエンザ罹患のため欠席となります。よって、町長の職務につきましては、副町長が代理を務めますので、ご理解ください。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第 1 号、8 番、星次君。

〔8 番（星 次君）登壇〕

○8 番（星 次君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項の 1 点目でございます。熊の出没被害対策と鳥獣被害対策実施隊の出動に対する問題点についてであります。今年度は、熊の出没が異常に多く発生しています。また、捕獲頭数も例年と比較にならないほどの頭数を駆除しています。山には熊の餌となる木の実が不作で、餌を求めて里山や町平たん部の民間敷地内の至るところに出没して、町民に不安と脅威を与えている現状です。町当局は、朝夕防災無線を使用して町民に注意喚起を促す対応をしております。しかし、いまだに熊は出没しているため、さらなる対応が必要と考えます。

そこで、次の点について質問します。1 つ、緊急事態に備えて、町では対策本部の設置はしていないが、どのように考えているのか伺います。

2 つ目、人身被害も発生しておりますが、駆除に必要なわなの数が不足していると考えるが、現状認識と早急に増やす考えはあるのか伺います。

3 つ目、実施隊員は生業の傍らで要請に応じ緊急に出動していますが、箱わなとくくりわなの設置から駆除するまでに数回出動しております。出動手当と身分の保証について心配している実施隊もいます。再度説明し、理解が得られ、活動に支障がないようにすべきと考えるが、伺います。また、くくりわなにかかってしまった熊を駆除する際には、暴れるために身の危険が伴い、実施したくないという声もあるようだが、現状認識をどのように捉え、実施隊員が事故に遭ったときの補償について伺います。

4 つ目、自治体判断で発砲を可能とする緊急銃猟を使い、熊を駆除した事例がありました。この駆除についても、町民や駆除する方にも危険を及ぼす可能性があり、実施に際して町当局の考えを伺います。

2点目、学校昼食費の無償化についてであります。私は、過去2回一般質問で学校給食費の無償化について町当局の考えをたりましたが、財政が厳しいとの理由で導入には至っていません。国では、令和8年4月に小学校の学校給食を無償化する考えを示されました。しかし、財源的なことをどのようにするかは明確になっていませんが、本町においてはいつ実施するのか。国の動向を見守ることなく、町として令和8年4月から無償化を実施し、保護者の経済的な負担を軽減すべきと考えるが、町当局の考えを伺います。

3点目、冬期間の除雪対策についてであります。今年2月の豪雪の経験を踏まえて、大雪を想定し、除雪、排雪の行動計画を策定し、万全の体制で実施すると、町当局は私の9月一般質問で答弁しています。このことを踏まえて、除雪、排雪作業に再度の指導を行ったと思うが、どのような指導をしたのか伺います。除雪車による事故が発生しないように、2人体制の乗車はどの程度確立できたのか併せて伺います。また、高齢者世帯の屋根の雪下ろし作業については、危険が伴うために個人が委託して実施している状態です。作業に要した経費について補助金交付制度を考慮すべきと考えるが、所見を伺います。

4点目、物価高や経済対策としてのプレミアム付商品券発行についてであります。町では、商店街の活性化と経済対策として、過去数回にわたりプレミアム付商品券を発行しました。今国では、物価高対策として一般家庭に補助する考えを示しました。本町でも国に倣い、経済的な負担軽減をするために、再度プレミアム付商品券の発行を実施し、商店街の活性化とにぎわい創出を図ることが必要であると考え、所見を伺います。

以上、4点についてよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） おはようございます。それでは、8番、星議員の一般質問にお答えいたします。なお、学校給食費の無償化につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、熊の出没被害対策と鳥獣被害対策実施隊の出動に対する問題点についてであります。1点目の緊急事態に備えて対策本部の設置につきましては、今年度ツキノワグマ等市街地出没対応マニュアルを策定し、関係課及び関係機関と連携しているため、全庁的な対策本部は設置してございません。

2点目のわなの数に対する現状認識につきましては、町全体として16基あり、それぞれ高田地域に9基、本郷地域に4基、新鶴地域に3基配置してございます。実際の使用に当たりましては、現在の保有数の中で調整しており、十分対応できていることから、必要数は確保できているものと考えております。

3点目の1つ目、出動手当と保証につきましては、隊員が多く集まる機会を捉え、制度に関し改め

てご理解をいただけるよう説明をまいります。

3点目の2つ目、熊の駆除に対する現状認識につきましては、熊の錯誤捕獲に対する対応は非常に危険が伴うものと認識しております。そのため、実射研修会による隊員の技術向上を図るとともに、複数名で捕獲対応するなど、隊員の安全確保を最優先に実施しているところであります。

3点目の3つ目、事故の補償につきましては、実施隊員は地方公務員法に定める非常勤の特別職でありますので、万が一隊員が負傷した場合には非常勤職員公務災害補償により補償することとなります。

4点目の緊急銃猟の実施に対する考えにつきましては、町では緊急銃猟対応マニュアルを作成しており、地域住民、捕獲者等の安全を第一に考え、県や警察署などの関係機関と連携し、緊急銃猟に対応してまいります。

次の冬期間の除雪対策についてであります。1点目の指導につきましては、毎年除雪作業に従事する直営及び委託業者の除雪オペレーターに対し合同会議を開催し、除雪作業に関する出動基準や路線の確認、除雪管理システムの有効活用について情報共有を行っております。今年は、毎年の内容に加え、2月の豪雪を踏まえた大雪に備えた排雪体制の改善についても検討し、具体的な対応を確認いたしました。また、地元警察署の協力を得て安全講習会を実施し、除雪車運転時の安全注意点や事故発生時の対応方法について指導を受けることにより、さらに安全意識の向上が図られ、事故防止につながるものと考えております。

2点目の2人体制の乗車はどの程度確立できたのかにつきましては、安全確保の観点から2人体制での乗車が有効であると認識しております。しかしながら、今年度においても除雪作業を行う上で十分な除雪オペレーターの確保ができなかった状況にあります。除雪オペレーターの人員確保については、当町に限らず、他自治体においても共通の課題となっており、現在町では除雪作業を少人数でも補えるよう、除雪前に各路線の状況の確認を徹底するとともに、バックモニターなどの安全装置を活用しながら安全確保に努めているところであります。また、事故ゼロを目指すことが理想であります。除雪作業中は目に見えない多くの不可抗力と判断されるものが存在し、完全に事故を防ぐことは非常に難しいものであると考えます。このため、引き続き事故防止に向けた取組を強化し、安全な作業環境の確保に努めるとともに、除雪オペレーターとしてのやりがいなどを発信することにより人材確保を図り、2人体制を目指してまいります。

3点目の高齢者の世帯の屋根の雪下ろし作業に対する補助金交付制度の考えにつきましては、現在町で実施している軽度生活援助事業は日常生活における最低限の除雪作業を対象としており、屋根の雪下ろしは対象外になっております。これは、屋根の雪下ろしが高所作業を伴い、危険であることに加え、専門的な技術や機材が必要となることから、対応可能な事業者の確保が困難なためであります。今後のさらなる少子高齢化社会を踏まえると、高齢者世帯にとって屋根の雪下ろしは深刻な課題の一つであると認識しております。しかしながら、屋根の雪下ろしは家屋の維持管理に関わる側面もあり、

基本的には家屋所有者の維持管理責任の範疇であると考えております。また、町内における独り暮らしの高齢者世帯及び高齢者夫婦のみの世帯は約1,800世帯あり、公平性の観点からも屋根の雪下ろし作業に対する補助金交付制度の創設は難しいものと考えております。

次の物価高や経済対策としてのプレミアム付商品券発行についてであります。本町における過去のプレミアム付商品券発行は、町民の皆様の生活支援、地域経済の活性化と商店街のにぎわい創出に有効な手段の一つであったと認識しております。現在国における物価高対策として、一般家庭への支援策はプレミアム付商品券やお米券などが示されておりますが、交付額、実施時期など詳細が示されていないため、国から具体的な内容が示されれば速やかに内容を精査し、早期に実施できるよう準備を進めてまいります。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化についてであります。学校給食費につきましては、学校給食法に基づき、食材費について保護者にご負担いただいているところであります。なお、ご負担が困難な家庭に対しましては、就学援助制度により全額を補助しております。このたび政府は、小学校における全国一律の給食費無償化を次年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示しておりますが、詳細な制度設計は未定のため、今後の国の動向を注視し、制度改正に沿った事業運営を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、一定程度答弁していただいたので、改めて再質問をしたいと思います。

1点目、関係課、それから関係機関と連携しているため、対策本部は設置しておりませんということですが、どの程度関係機関とか、関係課とか、そういうふうにならば本当に安全で、安心のそういうふうな対策は行っているのかというふうな認識の違いが、町民と行政側の考えがあると思うのです。町民は、やっているといったって対策本部もつくっていないので、どのような……やっているのだというふうな心配事があるのです。どのようなお話やっていますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの関係機関、関係課と連絡調整の内容につきましてであります。こちらにつきましては、教育委員会、子どもたちが通う小学校、中学校に対する情報提供ということがまず第一義だと思います。そちらのほうについては、こども教育課等を通じて連絡調整を図っております。さらに、警察署、あと猟友会、あとは実施隊、こちらのほうも関係機関でございます。

こちらのほうには、速やかな出動要請であったり、警察官と連携したパトロールを実施しております。さらに、町のほうの公共施設の部分でございますが、そういったところに出没が確認された場合につきましては、関係課と連絡調整をしながら対応に当たっているところであります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 町としては、万全な体制で臨んでいるので、大丈夫だというようなことでの認識だと思うのですが、毎日美里町の至るところに熊が出没しているのです。もう危険で、うちの周りまで来るのです、熊が。万全でないと思うのです。恐怖です。そういうことで、防災無線で、本当にご苦勞はしておると思うのですけれども、やっぱり対策が町民に分かるように示すことが大事でなかろうかというふうに思っているのですが、ただ防災無線だけでなく、警察署なんかパトカーでパトロールもしているのです。町は、どの程度パトロールというか、注意喚起やっていますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） まず、町の熊出没における対応でございます。基本的に熊の出没は通報がございます。これは、今年度140件以上通報がございました。こちらのほうの通報があった場合につきましては、必ず町の職員並びに必要な応じて自治会への要請を行いまして、現場のほうにまず伺います。その際に当事者である発見者、通報者でございますが、そちらのほうと連携を取りまして、お話を聞きまして、現場状況を確認しております。当然出没した場所につきましては、何らかの誘引物があったり、民間の近くであったりというようないろんな要件がございます。そういった部分を現場で判断をし、必要な応じて住民に注意喚起をする、さらには町の広報車を使いまして広報周知、こういったことを実施しております。さらに、先ほどお話ありましたように、警察官がパトカーを使っているパトロールを実施する際に合わせまして、町のほうも併せて実施しているということがございますので、対策につきましては出没後の対応にならざるを得ないということは当然ございますが、そういった町の対応は実施しているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、市街地出没で対応マニュアルを策定しているということですが、私はライン等でよく町の情報をキャッチするのですが、その中で未収穫の柿とか栗の撤去というか、伐採をしてくださいというような指導が入っていたのです。それで、実際に屋敷周りのそういうふうな柿とか栗切った世帯もあるのです。しかしながら、何で収穫できないというのは、高齢化になって高齢者の方が柿は収穫できないということで放置してあるわけでありまして、それを伐採するにはそういう業者の方に頼んで、山林関係の仕事をやっている業者に頼んで伐採してもらって、大変多額の金がかかったということを私は聞いております。ただし、やりたいけれども、お金かかってどうしようもないのだというような声が町民からはあります。だから、そういうやった世帯については、1本当たり幾らとか、かかった経費の2分の1とか、そういう補助要綱をつくって交付すべきだと私は思うのです。それが熊出没対策に対応している町の仕事というか、それが役割だと思うのですが、

その辺の考え方をちょっと教えていただきたいなど。この補助金制度をやっているのは、近くの町村で結構何町村もあるのです。一番いい事例が喜多方市で、きちんと今でもやっているのです。そういう先進的な事例の町村もあるので、そこら辺を調査して、こういう補助金の交付をやって、熊の出没を少しでも減らすという考えをお願いしたいのですが、お考えをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 今回のおただしにお答えしたいと思います。

まず、補助金の新たな創設、これにつきましては先ほど議員がおっしゃったように、近隣町村において一定程度の1本当たり幾らというような補助金を交付している事例というのは町のほうとしても確認しております。しかしながら、立ち木、特に果樹のお話ですが、個人所有の果樹、法人でも同じですが、そういった管理責任につきましては個人が負うものというふうに、所有者が負うものということで認識しております。したがって、今現段階におきましては当然管理責務は個人にあります。所有者にあるというふうな認識を基本に、今議員がおただしあった補助について、その内容につきましては、集落周辺であれば、もしくは民間の隣接であれば検討する必要があると思っております。しかしながら、町のほうで今現在進めております広域な集落における取組としまして、緩衝帯の部分の補助事業を実施しております。さらには、総合的な熊対策として、集落全体で行っている熊対策の中にこういった果樹の補助メニューもございます。そういった各種の補助事業、県補助も含めますが、そういった補助事業との関連性を十分検討して、整合性が取れるような形で整理する必要があると思っておりますので、そういった部分も含めまして総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 大変いいことなので、今言ったように総合的にいろんな補助金を組み合わせたりしながら、実施に向けてひとつやるということで、これは町の広報紙とか、いろんな情報を使って集落に浸透させて、使いやすいような補助金にすべきだと思うのです。よろしくひとつほかの町村の事例を見ながら検討していただきたいなというふうに思っております。

それでは、2点目の、今の状態で十分箱わなも対応して確保して、できているということですが、先ほども申しましたが1日に美里町内で3頭も4頭も出沒していて、やりくりが間に合わないというふうな実施隊の声があるのです。町は、それで間に合っているというこの答弁ですが、私は違うのではないかなと。もう区長が申請しても、あそこにかけているから、もう余分にありませんという回答だったというのですが、その認識のずれがありますが、その辺どうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまの認識のずれでございしますが、隊員のほうで今回わな設置をする際に不足しているのではないかという意見を聞いたというお話でございしますが、町のほうとしましては3地区にバランスよくわなを配置しております。10日間の許可期間がございします。そういっ

た10日間の許可期間を柔軟に運用する形でわなについては運用しておりますので、議員おただしのようにながが不足しているという認識はございません。しかし、そういった隊員の意見について、そういった声が出ているのであれば町のほうとしても真摯に受け止め、情報収集には努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 実施隊からそういう話が出ているのは事実でありまして、そして何十年も使っていますので、箱わな、もう老朽化しているのです。やっぱり更新していくべきだと思うのです。だって、先ほど答弁の中では140件の通報があったというのです。140頭です。だから、こういうふうな頭数に対応していないというふうに思っているのです。箱わな作るにはドラム缶、小さいドラム缶ですが、あれが今製造していないのです。だから、今のうちに作っておかないと、あるうちに作っておかないとどうしても間に合わないというふうなことから、再度認識を新たにさせていただいて、作っていくべきだというふうに思っているのですが、その辺の考えを教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） まず、老朽化した箱わなでございますが、そちらのほうにつきましては腐食状況、破損状況を確認して、適切に毎年修繕を行っております。さらに、老朽化したものにつきましては一定程度補修が済んだ後確認をするわけですが、そういったあまりにも老朽化が進んで使えないものということで発見した場合につきましては、逐次新たなものを作って更新していく考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでは、3点目に参ります。

機会を捉えて制度についてご理解していただくというふうなことで、本当に身の危険を感じて実施隊は行動しているので、やっぱりその辺を再度くどいほど説明して、理解していただいて、出動していただくような配慮が必要だというふうに認識しておりますので、これについても何回もやるようにひとつお願いしたいというふうに思っております。

それから、熊の実射研修会とかやって、少し技術の向上にもつなげているのだというふうなことでありますが、やっぱりこれにもできるだけ研修に参加して、腕を磨いていただくというふうなことでやっていただきたいなというふうに思っております。

それから、事故の補償について、自治体は地公法の第3条で言っている特別職ということは、やっぱり私は報酬出す以上はそうにしないでほしいということでは理解は示しているところであります。ただし、この辺のところを若干心配している実施隊は、熊でなくて、間違っただけで別な方向に弾が飛んで、例えば塀とか木に当たって、その被害、一般町民、近くにいた農家の方とか、それに当たってしまうのが心配だという声も出ているのは事実なのです。だから、実施隊はいいのですが、そういうふうな町民に対しての補償は今のところないのでしょうか。その辺どうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの対人、対物に対する補償でございます。こちらにつきましては、鳥獣被害対策総合補償制度というのがございます。こちらにつきましては、対人で1億円、対物も共通ですが、1億円を上限として補償がございますので、そういった事例につきましても実施隊のほうにはお伝えしたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） では、了解しました。

それから次に、4点目ですが、市街地で緊急銃猟をやるので、これについても本当の身の危険を感じて、流れ弾というか、それがなくなってしまうので、ここの実施隊がなかなかやりたくないというのが事実だと思うのです。なるべくならこういうふうな緊急の銃猟はやってほしくないというようなことでありますが、その辺の実施するには関係機関、警察、それから地域住民、区長さんなり、それで説明しながら、やむなくやると思うのですが、その辺の体制は本当にいいの。ほかの町村と同じくになっているのかということは私心配するのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 緊急銃猟の実施についてでございます。緊急銃猟を実施する場合につきましては、一番はやはり住民の安全確保でございます。そういった安全確保をするのに、道路の制限、あと家屋等への入室等の制限、もしくは外出の制限といった各種制限がございます。そういった制限を担保するために、自治体、さらには警察署、警官、あと県への応援要請といったものがございます。そういった体制を整えて、初めて住民の安全が図られるものというふうに思っております。それが1点。

2つ目につきましては、場所の条件がございます。一定程度の広い敷地が必要です。もしくは、一定程度の大きい建物が必要になってくるかと思えます。そういったところに熊が一定程度居座るのが一定条件になります。それで、中にいる住民の安全確保ができるのであれば、1つ目の判断はクリアできると思います。そこに警察官や自治体、あと町職員も含めまして道路の規制をし、中の安全が確保できて初めて発砲の許可ということで、町長もしくは副町長の判断において実施するものと認識しておりますので、あくまでも住民の安全が第一で、次に射手ということで撃ち手です。鉄砲の撃ち手のほうなのですが、こちらのほうも1名体制では行わず複数名体制、銃猟ですと2発しか今弾とか入っておりませんので、複数名体制で射手の安全も確保したいと考えておりますので、そういった観点、二重、三重の安全対策を取った上での実施、さらには鉄砲の弾が後ろのほうに当たっても大丈夫なようにバックストップというような考え方もございます。道路の丘であったり建物の壁と、そういったもので防げるようなところがなければできないということで認識しておりますので、二重、三重の安全対策を行った上で実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 私は、その体制に基づいていろんな装備品というか、そういうのも必要に迫られてくるのではなかろうかと思うので、ほかの町村ではそういう装備品を予算化して今やっている町村があるのです。だから、そういう装備品も一応予算化して、安全に熊の捕獲ができるようにすべきだと思うのです。今熊は、すごく経験を生かして賢い熊になっているのです。通称新世代の熊と言われているのです。だから、そういうふうな賢い熊を捕獲するには相当の技術が必要であるので、まず課長が言ったように町民の安全確保しながら、実施に当たっては最新の注意を払ってやっていただきたいというふうに考えております。熊の対策については、以上で終わりたいと思います。

次に、2点目の学校給食費の無償化について、答弁によると何か国は今小学校この4月にやるというふうに閣議決定して、肅々と関係省庁の調整を図っているところであって、制度の動向を、国の動向を見ながらやっていきたいなんていうふうなことでなくて、私の質問は国に先立って、財源的には来るわけですから、4月からやるべきだというふうに私は考えているのですが、一歩下がったような考え方なので、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 先んじてというふうなお話でございますけれども、国において今政府与党間で様々な調整をしているというふうな情報はございますけれども、答弁申し上げたとおり、結局学校給食法第11条の保護者負担とする規定がどのように今後改正されるのか、それによって国から満額来るとは当然考えられませんから、その差額の部分を一体誰が負担するのか、保護者に求めることができるのか、引き続き、あるいは行政が全て持たなくてはならないのか、その辺もまだ不明な状況であります。ですから、国の制度設計がどのようなになるのか見極めないと、予算的なものも当然対応できないというふうな現状だと、そんなふうに認識しております。したがって、国の制度設計を見極めながら、当町にふさわしい制度の在り方を検討して実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 国が実施するということでもありますので、当然学校給食法の改正も出てくると思うのです。今会津美里町の学校給食費の子どもたちの納付金は、新年度予算で約9,000万です。それを小学校は財源が来る。問題は中学校どうするのかということでもありますので、そんなに財源的に余裕がないなということじゃなくて、私は実施すべきである。解体工事とか、そういうのは後回しにしても、やっぱり子どものそういうふうな子育てに対する町の姿勢、これが大事だと私は思っているのですが、再度教育長の考えを。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 給食費の無償化については、全国でいろいろ行われているところでありますけれども、結局ある首長さんが実施するとき、その根拠を問われたときに何ておっしゃったかという、学校給食費は保護者負担とすると書いてあるけれども、確かに、自治体が負担して悪いとは書いていないというふうな、そういう非常に無謀な解釈をされて実施しているこの姿であります。で

すから、国が今正しい姿で行おうとしておりますので、その制度に乗っかっていくのは私は大事なことかなというふうに考えております。加えまして、前にも1度申し上げましたが、私は学校給食の無償化は教育施策とは考えておりません。そのような予算があれば、もっともっと教育施策の充実にいただきたいと考えております。これは、エビデンス的にも当然教育効果が学校給食費を無償化したことによって高まったというものは聞いたことはありませんし、確かに保護者負担の軽減にはなりますが、私はこれは福利厚生施策だというふうに考えておりますので、教育施策として現在実施する考えはございません。しかし、国が前向きに実施するということで、きちんと予算をつけて行っていくのであれば、当然当町でもその国の制度設計に乗っかってやっていくべきだというふうに考えております。一部無償化を先んじてやっている自治体で、今給食の質の低下が問題になっている事例もたくさんございます。予算が限られている中で十分な食材費を賄えないために、非常に給食の質が低下しているなんていう報道もあります。そんなことになったら困りますから、よりよい給食の姿を求めて、当町では国の施策を見極めながら実施する考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 教育長はその程度だと思うのですが、考え方、町長が今日は不在なので、これはやっぱり町長の政治判断だと思うのです。政治的な判断でもって、するしないはやっぱり言っていただきたいなというふうなことを私は考えております。それで、教育長先ほど給食の質の低下というふうなことで言ったのですが、そういうことはなっている市町村はあるかもしれませんが、そういうところは栄養士さんがいてカバーできてやれるわけです。質の低下なんていうことでなくて、児童生徒1人当たりはこのぐらゐのカロリー計算というか、これは必要なのですよというのはやっているのです、質の低下というのはちょっとあり得ないというか、何が質の低下なのか、材料的に、材料というか、それが主に購入できないのか、その辺がちょっと分からないのですが、それはほかの町村のことなので、私はあえて答弁というか、それは求めないのですが、そういうことでなくて、我が町はこうだということで、きちんとうちのほうの町はやっているのではないかなというふうに考えております。今日は、学校給食の無償化についてはこの程度でやめておきます。町長がいないので、残念ながら本当に。国の動向を見てでなくて、私は先に、もう来るのは分かっているわけですから、財源的に、小学校が。やはりそれはやるべきだなというふうに思っておりますが、残念でなりませんが、これでやめておきます。

次に、3点目の除雪ですが、毎回何だか分からないのですが、バックモニターがあるから、それに対応しているのだというふうにいつも答えるのですが、バックモニターだけで事故が……バックモニターはバックのときだけです。脇。専決処分の中でも書いてあるでしょう。ブロック塀だとか、屋根の軒先を壊したとか。だから、私は2人体制でやって町民の財産に損害を与えないようにするのが行政だと思うのですが、それがなぜそのバックモニターだけにこだわるのか、その辺が分からないのですが、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

町としましては、安全面の確保から2人乗り体制が非常に有効であるとは十分認識しているところ
です。しかしながら、現在は募集人員を割り込んでおり、2人乗り体制につきましては非常に厳しい
状況であるということで、今後につきましては2人乗り体制に少しでも近づくようにオペレーターの
魅力について発信するとともに、創意工夫しながら募集してまいりたいというふうには考えてござい
ますが、どうしても今現在人数を割っているような状況ではバックモニター等とかの安全装置に頼ら
ざるを得ないような状況でございまして、今後ともさらに続くようでありますと、今後さらなる安全
につながるようなシステムが再度開発されるようであれば、それも導入した上で今後事故防止のほう
につなげていくような施策となればと考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 今人数を割っているというのは、欠員が生じているということの理解ですか。
その辺がちょっと説明不足で分からないです。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 大変失礼しました。お答えいたします。

今除雪する上では何とか人数を確保しているところなのですけれども、2人乗りをする上では事足
りていないということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 少々お待ちください。ここでお諮りいたします。

間もなく昼食の時間となりますけれども、星次議員の質問が終わるまで延刻としたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、延刻といたします。

それでは、星議員。

○8番（星 次君） 今の説明で理解しました。2人乗り体制、県のほうでも進めているわけです
から、2人乗りで安全な、オペレーターが安心してできるような体制は十分すべきだということと言
っているのも、やっぱりもう少し努力してほしいなというふうに考えております。それで、この除雪
についてはオペレーターの人、夜中の2時から本当にご苦労をかけて、今年2月なんかは本当に大変
だったなというふうに思っております。安全で安心して除雪できるように、やっぱり再度説明して、
理解をしていただくというふうなことにしてほしいなというふうに思います。

それで、ここでお話ししたいというふうなことで私は質問しているわけですが、やっぱり高齢者世
帯とか独り暮らしの世帯というか、独り暮らしの方は、屋根の雪が心配で、心配で眠れないというふ

うなことで、どうしたらいいかというのが町民の声でありますので、町が言っていることは分かるのです。個人の所有だということで。ただ、そういうふうな屋根の上に上がって死亡したりとか、よくテレビでこれからシーズンになると出てきますが、そういう身の危険までやってやらなくてはならないのはということで業者を頼んでやっていただくということで、これにも金がかかるということなので、少しでも町の助成がもらえれば助かるなというような声があるということは、やっぱり町としても認識して把握すべきだと思うのですが、再度お願いします。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

町長職務代理者答弁にあるとおり、町としても課題としては認識しております。なかなか難しいところはございますが、町としてこういった形で公的な支援ができるのか、そちらにつきましては引き続き調査、検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 調査をしながら、1,800世帯というふうなことでなっていますが、もっと多いのではないかなというような気もします。前は、役場の職員が独り暮らし世帯、高齢者世帯雪下ろしをやった事実があるのです、黄色い旗立てて。あるいは、役場職員で班を編成しながらやったということもあるので、そういうふうなこともやっぱり町民のサービスとしてやってほしいという願いなので、その辺はよく考えながら、町長とも話ししながらやっていただきたいなというふうに思っております。雪に関することは、除雪に関するのは以上であります。

最後に、4点目のプレミアム付商品券、これも国の動向があれば精査して実施できるような体制というか、準備を進めていくということですが、これ国が決まれば町もやるという理解、認識でよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたかしでございます。今現在国のほうとしては、プレミアム付商品券並びにおこめ券などの推奨メニューについて示しております。町としましては、今現在そういったメニューの部分は把握しておりますが、実施時期、あと交付金額、これが国から示されておられません。このため、いつ実施できるのか、あと交付金額は幾らになるのかを把握するために、今国のほうに問合せをしたり、そういった状況を確認している段階でございます。このため、今現段階において実施できるかというおたかしでございますが、そちらについては国のほうの回答を待った上で判断したいというふうに考えておりますし、議員おたかしのように町のほうとしてもそのメニューについて把握しておりますので、そちらについては準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） よろしくお願ひしたいというようなことしか言えないと思うのですが、実施に当たっては今までの過去の例を見ますと、商工会のほうに一応依頼して全てやっていただいたというふうな事例がございます。今後もそのような方向でいくのかなというような予想はしているのですが、ただプレミアム付商品券と独自の商工会でやっている商品券というのはあるのですが、どちらのほうにやっていくのか、プレミアムつきでやるのか、その辺はまだこの答弁の中では課長としては判断しにくいところだと思うのですが、ぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願ひするわけですが、町として所管は産業振興課のほうでやると思うのですが、その辺のやり方については全庁的にいろんな課の課長などの考えを聞いて、それが反映できるような……全世帯に反映できるような、そういうふうなプレミアム付商品券の発行ということをよろしくお願ひしたいなというふうに考えますが、再度。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま全世帯に波及できるような施策ということでおたがいでございますが、プレミアム付商品券であればやはり購入する世帯が対象となるということはご存じのことだと思います。一方、おこめ券ということで政府、国のほうで示した方策であれば、全世帯に波及することは可能であろうというふうには考えてございます。しかしながら、具体的に現段階においてどのような施策が適切なのか、そういったものは今現在検討中でございますので、そういった議員のご意見をいただきながら庁内の意見を取りまとめ、全体に行き渡るような施策にしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 以上で私の一般質問は終わります。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時05分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第2号、6番、小島裕子君。

〔6番（小島裕子君）登壇〕

○6番（小島裕子君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

1、投票率アップと無効投票ゼロを目指して。現在選挙の多くは、受付で手渡された投票用紙に候補者名を記載台の上で手書きし、投票箱に投函します。その後開票、集計となりますが、手作業中心の処理が多く、疑問票、無効票もあることから数時間を要します。それに対し、電子投票は紙の投票用紙の代わりに記載台の上にタブレットなどの電子端末が置かれ、投票人は候補者名を書かずに、画面に表示された候補者名を選ぶだけで投票になります。手書きが困難な有権者にとって書くことへの

ハードルがなくなり、投票率のアップにつながるとともに書き間違いなどによる疑問票、無効票がなくなります。電子投票は、投票と開票、集計の一連の作業を電子端末で行えることから開票作業の効率化が図られます。昨年12月に行われた大阪府四條畷市長、市議補選において、期日前投票の期間も含め、電子投票が行われました。電子投票を実施する契機となったのは、無効投票の多さに対し、市選管の委員から解消したいとの声が上がったことでした。本町においても、無効投票は令和に行われた国政選挙を見ると300票台から600票台と大変多くあります。投票に足を運ばれた方の一票が全て反映され、開票時間の大幅な短縮となる電子投票制度の導入について見解を伺います。

2、本庁の安全利用について。本庁は災害時の避難所になっていることから、安全に階段を利用できるよう、駐車場から正面玄関に通じるスロープ及び駐車場階段へ手すりを設置することが望ましいと考えます。これまで2度提案させていただいており、その後議会としても手すりの必要性について提言しております。最近も町民の方から要望の声をいただきました。安全確保への見解を伺います。

3、宮川河川敷の雑草管理について。連日報道される熊の目撃と被害について、本町においても同様の状況であると不安が高まっており、全庁的に対応に追われていると認識しております。宮川の周囲でも熊の目撃があり、河川敷の除草等が進まないことから、対応への状況について町民がいら立ちを募らせています。6月会議での質問には、管理のほうは万全にすると答弁がありました。その後の進捗について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 6番、小島議員の一般質問にお答えいたします。なお、投票率アップと無効投票ゼロを目指してにつきましては選挙管理委員会委員長より答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本庁舎の安全利用についてであります。安全確保への見解につきましては、施設管理者として利用者の安全確保は当然の責務であり、危険性等があれば必要な措置を講じる考えでありますので、来庁者が安全、安心に施設を利用していただけるよう、駐車場階段への手すりについて発注したところであります。また、正面玄関に通じるスロープにつきましては、地中熱の配管があること、スロープに角度があること、職員が行う除雪に支障が生じることなどから、現時点においては手すりの設置は難しいものと考えております。

次の宮川河川敷の雑草管理についてであります。最近の熊の目撃情報は本町においても大きな関心事であり、町民の皆様にも不安を感じさせていることは認識しております。特に宮川河川敷周辺でも熊の目撃情報が報告されており、これに関連する河川除草の進捗と今後の対応につきましては、まず河川敷の除草については公園敷として町が県から借り受けて管理している場所と、道路敷として町道沿線の除草を行っている場所、さらには地区の愛護団体の皆様により除草活動が実施されている場所もあり、地域の方々の協力を得ながら環境整備が図られております。一方、河川管理者である県に

においては、低水路と呼ばれる水の流れる部分について、治水を目的とした河道掘削や伐木、除草作業が計画的に実施されており、今年度においても中川橋から自動車練習場付近において実施予定となっております。そのため、作業の頻度や回数についての定めはなく、土砂の堆積状況や草木の繁茂状況に応じた対応が取られております。今後河川敷の除草につきましては、町としても現場状況を把握しつつ、河川管理者である県や関係機関と協議し、適切な時期での作業の実施を要望してまいります。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長、小沼會志君。

〔選挙管理委員会委員長（小沼會志君）登壇〕

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） それでは、6番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

投票率アップと無効投票ゼロを目指してありますが、本町において執行した直近の選挙における無効投票の現状をご説明した後、電子投票制度の導入に向けた考え方について答弁いたします。まず、令和7年7月20日執行の第27回参议院議員通常選挙のうち、福島県選出議員選挙における無効投票数は316票で、投票総数の3%となっております。その無効投票の内訳は、白票114票、単に雑記を記載したものの174票、単に記号、符号を記載したものの28票であります。このように無効投票率は低いものの、一定数が無効票となっておりますが、選挙人の自由意思を最大限に生かすため、選挙人の判断を正しく票として反映できるよう、記載の明瞭な投票における基本的な考え方に従い、有効または無効票を決定しているところであります。

次に、電子投票制度の導入につきましては、平成14年2月から地方選挙に限り電子投票の導入が可能となっており、その目的は事務処理の迅速化、利便性の向上など、メリットをもたらすものとして制度化され、令和6年6月現在、全国の10団体で25回の電子投票が実施されてきたところであります。しかしながら、その実施自治体における電子投票の現状は、休止や廃止になるなど定着までには至っておらず、電子投票機の採算性等の面から事業者が撤退し、電子投票機の更新や供給が停止していた状況にありました。ご質問にあります大阪府四條畷市において8年ぶりに電子投票が実施されたことは、把握しているところであります。こうした状況を踏まえ、本町選挙管理委員会といたしましては、電子投票の導入に当たり、国の選挙事務に対するデジタル化の方向性及び県の動向に加え、導入や運用に関わる費用面など、その実現性に関し引き続き情報収集に努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） それでは、再質問させていただきます。

まず、駐車場階段の手すりについては、発注したところでありますという答弁をいただきました。これも先日転倒事故が起きたということで、本当に早くこの階段手すりがつくように、自分としてももうちょっと努力をするべきだったなという形で反省しているところではあります。ただ、こちらの手すりについては、できれば両方、左右につけていただきたいと思いますと思うのですが、手すりの位置

はどういったところにつくようになるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） まず、手すりについてです。庁舎正面南側の階段の手すりにつきましては、事故前から業者のほうと調整をしていたところでありましたが、ちょっと遅くなったという部分でございます。手すりは、一応両方つけるような形で検討しております。壁側とか、芝とか、そういった部分、階段をなるべく広くということを考えていたのですが、やはり手すりはどうしても上から力をかけるという部分がありますので、そういった安全性等も考慮して、階段の端のところに両方つけると、上から力をかけてもぶれない、力がかけやすいという形で、2か所両端につけるという考えで今進めております。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 両方つけていただけるということで、とても安心しました。庁舎に来るたびに見ていますと、おなかの大きい若いお母さんがかばんを肩からかけて、あと3歳くらいの子どもさんをだっこして階段を降りる姿を見たときに何か背中が凍るような思いをして、この手すりの要望したことを覚えていますけれども、あと今季節が冬になってきまして、手すりがついて安心はするのですが、除雪のほうも、かなりここは吹きだまりができるようなところがあると思われまいますので、階段の下部分、結構雪がたまっているというところもありますので、その除雪に対してちょっと心配するところですが、ここに関してはどなたが目配りといいますか、している状況になるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 階段というよりも庁舎全体的な話になりますが、基本、駐車場自体は除雪のほうドーザー、建設水道課の除雪のほうにお願いしております。あと、庁舎に近い部分、あと公用車、そういった部分については職員を割当てし、始業前に除雪をしているといったところが現状です。ただ、では日中帯誰が見ているのというふうになってしまえば、職員のほうも業務をやっておりますので、そこまで細かくは見ることはなかなか難しいところです。基本的には、朝階段、あと人が通るようなところ、非常階段等の除雪は降雪の状況を見ながら職員が対応しているといったところです。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 日中はもう職員の方もお仕事されていますし、そういったところまで細かいところはかなり難しいかなと思われまいます。手すりがつく範囲なのですから、両方につくということと、あと階段の上り口のほう、できれば階段降りて1歩、2歩くらい歩くところまでちょっと手すりを延長したような形でつけていただけると安心かなと思うのですけれども、階段が始まってそこから手すりをつけるのではなくて、階段を降りたところ1歩、2歩くらい。分かるでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） その部分については、業者のほうと相談をさせていただきたいと思います。ただ、上のほうに上がったところ、そちらのほうになってくると、今度スロープの部分との兼ね合いも出てくると思います。状況をよく確認しながら、どれぐらいのものができるかということは調整させていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 上のほうは本当に空間的な余裕もあまりないですし、上に上がってから滑るということもあまり考えにくいかなと思いますので、下に降りたとき、やっぱり一歩でも手すりがあるところで一歩踏み下ろせるというような感じにさせていただけるとありがたいなというふうに思います。スロープに関しましても、融雪されている部分で中央部分は本当に問題ないと思うのですが、朝と夕方の除雪、吹きだまりになったところで足を滑らせるという夕方のほうがやっぱり怖いかなと思うのですが、その辺ももし職員の方で気がついた方がいらっしゃったら、ちょっと気配りをさせていただけるとありがたいなというふうには思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 降雪の状況により逐次判断させていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） では、手すりのほうはそれで終わりたいと思います。

では、宮川の河川敷の雑草管理についてですけれども、一応地区の愛護団体の方に除草活動をしていただいているという場所もあるという、一部分除草管理されているということは分かっております。ただ、今年これだけ熊の目撃が多くなってくると、愛護団体の方も見通しが悪いあそこの河川敷を除草するのにすごく命がけだったというような話、いつ熊が襲いかかってくるか分からないという状況なので、愛護団体の方だけに任せることなく検討、協議をしていただいて、除草を進めていただけないというふうに思うのです。国としても11月にクマ被害対策パッケージが出されて、県は樹木の伐採や草刈りを進めているという、予算化されて、これも町のほうに下りてくるのではないかなと思われるのですが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

先日なのですけれども、福島市において福島河川国道事務所において、荒川において除草作業が行われ、熊の早期発見、移動範囲の縮小に資するものとして行われたということを今現在聞き及んでいるところです。それで、県のほうに対して、そういうお金がついて市町村のほうにどうこうというのは、まだ現在町のほうで聞き及んでいるところではございません。それで、今現在町のほうでも、美里町においては阿賀川が存在しているところなのですけれども、福島市においては東北地方整備局が担当で行っているところです。阿賀川におきましては、新潟県にある北陸地方整備局において管轄し

ているところなのですけれども、今後そのような状況、熊対策に資する除草関係に関してはどのような形で県、町に落ちてくるかまだ存じ上げませんが、今後とも町としましては県に対しても関係機関等に要望して、早急に実現するようにしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 愛護団体の方も、お話を伺っていると五、六人から10人くらいで行っているということなのですが、テレビ等でニュースを見ますと10人体制で除草していたにもかかわらず熊に襲われたという事例も伺っているところから、あとは高齢化が進んで愛護団体の方もどれだけ続けていけるか分からないという状況。それに対して、あそこは県の管轄だから、町としてはなかなか難しいというお話をいただくのですけれども、その辺や住民の方、本当に不安が拭えない。気がついたときには、自宅の網戸のところに熊の顔があったという、そういった事例も伺っております。そういったことに対して、住民の方が本当に納得できるような町としての体制の在り方をどのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） では、お答えいたします。

当然宮川等の除草に関しましては、県から町に対して委託を受け、町が愛護団体等に委託しているような状況であります。それにつきまして、今後におきましては県と協議した上で熊対策、ブザー等をつけるか、熊鈴ではあんまり効かないということを聞き及んでいるところなので、熊鈴に代わるような安全対策、ブザー、サイレン等、鳴らすような器具があれば、それを貸し出していただくようなこととか、そのような協議をした上で今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 熊鈴の代わりにブザーとかサイレンとかというのは、これは個々人に貸出しをするということですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） あくまで個人を想定しておりまして、それ貸出しができるかどうか今後県とは協議する必要があるとは思っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 分かりました。ブザーとかサイレンとか、いろいろそういったものが……熊よけスプレーなんていうのも最近は目にしますけれども、ただそういったものを個人が貸し出されて安心かという、被害に遭う前の、私はここで被害に遭いますよという、何か周囲のお知らせにはなるかもしれないのですけれども、河川敷の状況を改善してもらわないと、熊をもうあそこまで呼び寄

せておいて、ブザーを持っていますから大丈夫ですよという話はちょっと町民の方は納得できないと思うのですが、これはやっぱり県と協議するだけの答弁しかいただけないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

私今個人と言いましたけれども、これは愛護団体の活動における個人ということでございます。それで、あくまでもなのですけれども、作業中、サイレンと小さなブザーみたいなのを装着いただいた上で、鳴らしながらの作業になろうかなと思います。かなり大きな音が出るみたいなおこらしいので、かなり熊よけにはなるかなというふうに認識してございます。今後ともそういうのを、熊鈴以外でもそういうサイレンもウーと鳴るような器具等らしいので、それを体に携帯した上で進めることができればいいのかなんて思っているところです。それについて、今後県と協議してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 草刈りも電動といますか、普通手刈りで草刈りやっている方は今いらっしゃるんですし、ベースタイプのもを使ってやっている方もいらっしゃいますけれども、あれだけ大きな音を出して草刈り機で草を刈っているにもかかわらず、後ろから襲いかかれるという事例ですよ。そこにブザーとかサイレンを鳴らしたぐらいで果たしてそれが効果あるのかなというのは、実証実験をしないと分からないという部分ではありますけれども、何とも県と協議するまでしか町としての答弁はいただけないというところで、これからまた粘り強く町のほうに何か対応いただけるように取り組んでいきたいと思っておりますが、あと愛護団体については高齢化から本当に今後続けることができないというお話もいただいているところなのですけれども、もしその愛護団体がなくなった場合としては、まだ町のほうとしてはやっぱり県と協議するだけの答弁でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在愛護団体のほうも、やっぱり高齢化によりなかなかできなくなっているのかなということがございます。それにおいては、できなくなった分につきましては、当然県の管理地でありますので、県のほうの直営地として何らかの形を取っていただいた上での除草となろうかと思えます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 承知いたしました。では、また引き続きいろんな方策を考えていきたいと思えます。

続きまして、ちょっと順序が逆になってしまいましたが、投票率アップというところで質問させていただきたいと思えます。電子投票に関しても、メリットという部分では疑問票とか無効票という部分が本当になくなるというところなんです。あとは、何といっても高齢者で日常的に書くということがで

きなくなっているというか、しなくなっている高齢者が選挙に行って文字を書くという行為はハードルが高く、間違ったらとか、ちゃんと書けるだろうかという不安を持ちながら投票に行かれている方も多いということは、私もいろんな方から話を聞いて分かっているところではありますけれども、そういった文字を書くということがなくても、自分の意思をしっかりと表すことができるという優れ物というところになってくるとは思うのですけれども、それに対して、高齢の方の代理投票というような形でやられている方は、大体町にはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。いるいないだけでもいいです。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平山正孝君） 代理投票の件でございますが、申し訳ございません、手元に数字のほうはちょっと持ち合わせておりませんでした。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） たまたま私手元に用意しておりましたので、申し上げます。

代理投票者数、令和7年7月20日、参議院のときは16名でございました。これは、期日前が12名、当日が4名。同じくそのときの在外のほうでございますが、対象者は11名でしたが、1名、それから点字は1名、直近の参議院議員の結果は以上のとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） ありがとうございます。この代理投票というのは、健常な方といいますか、障がいがなくとも高齢であるということを理由に代理投票をお願いするということはできるのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平山正孝君） 高齢で書けないということであれば、代理投票を申し出ていただければ可能でございます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 第27回の参議院選挙ですけれども、無効票が316で投票数の3%、これは全国から見るとそんなには高くはないという判断でいいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 実際の数字は、全国的なものは調査しておりませんが、例えば一番話題になったのが茨城県の神栖市長選挙、これ現職、新人同数でくじを引いたのですが、そのときの無効票が219票だと思ったのです。その市の時点で219票で、我が町においては300ということになると一見多いようですが、繰り返しになりますが、やはり全国的に見ると平均的な数ではないかと私のほうでは思っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 3%ですから、そんなに多くはないのかなと思いますが、あと令和4年7月の参議院選挙ですと投票総数も1万を超えて、あと無効投票は5.52%ということで、559の無効投票が我が町でこれはあったということなのです。やっぱり300だと多くなくという感覚と、559も平均、そこそこであろうというような感じには取られるのかなとは思いますが、ただ白票を出されたという方は、これは自分の意思で白票にしたと思うのです。単に雑字を記載したもの、これは自分の意思を表したものと、書きたいのだけれども、書けなかったというような、そういったような意思も表れているのかなと。あと、単に記号、符号を記載したものというのが28ありました。この記号、符号というものは、どういったものだからちょっと教えていただいていたいいですか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 開票時におきまして、私の仕事としては有効、無効の票の判定をいたします。当然そのときに開票立会人の方々に説明を申し上げ、了解していただくというような中で、記号、符号というのはここで具体的にお話すると公的になってしまって、それは俺が書いたのだかということになります。ご理解いただければ、記号、符号といえば三角、四角もある。つまり、ミミズがはったような字ではなく、三角、四角、そのようなことが書いてあったりするというようなことで振り分けております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 私もちっとあんまりこういったところに詳しくなかったのですが、少し調べてみたのですが、記号というのは間違えて書いてしまったので、塗り潰す、何を書いたかが分からないように真っ黒に塗り潰したのも記号に入るといようなちっと説明があったのですが、これはそれで間違いないでしょうか。ただ、塗り潰し方も何て書いたかある程度予測できるような塗り潰し方、真っ黒ではなくてという部分、あっ、違う、違うみたいな感じの塗り潰しとか、それは有効だろうみたいな。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 小島議員が今塗り潰しというようにお話があったのですが、最近の二、三の選挙の中でそのような塗り潰しという票があったという記憶はございません。わざわざおいでになって塗り潰すというようなことはちょっと考えられなくて、そのときはやはり記号、符号、それからあと訳の分からないミミズがはったような書き方をされているのであって、もう一回言いますが、塗り潰したという票は記憶にございません。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 塗り潰しが無いということで、正しくは2本線を引いて訂正して、新たに書き直すということかなというふうには思うのですけれども、消しゴムがないので、消してまた新たに書くということはできないのでしょうかけれども、二重線を引いて訂正したというような票はありまし

たか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） 最初の答弁で申し上げましたとおり、あまり具体的に票の内容をやると、それは俺が書いたのだというようなことの情報漏れになってしまって、それがどういうふうに影響するかということは想像に難くないというふうなことから、お答えしたいのですが、ありませんでした。二重に消して、最初に書いた人ではない、実際はこちらだということで2本線で消して脇に書くという票も見た記憶はございません。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） 大変すみませんでした。訳が分からないような書き方とか、本当に三角、四角もあるとか、ということだけを書いて投票される方、これは電子投票になれば全部なくなることなのです、基本的には。それで、無効票のパーセントと電子投票に係る費用対効果を考えればということを見ると、なかなか電子投票まで利用されている市町村もまだまだ少ないところではありますけれども、今四條畷の選挙の後にいろいろ機器を……いろんなシステムの改良が進んで、経費も相当下がってきているというようなことをおっしゃっている方も中にはいらっしゃいます。今すぐにこの電子投票を導入してほしいということではなく、これから今後3年以上かけて、次の町長選なり町議選なりに利用できれば職員の方の労力がすごく……一番はそこがポイントだと思うのですけれども、やっぱり職員の方の労力が本当に少なくなるのではないかなど。あと、立会人の方も本当に高齢化が進んで、成り手がなくなってきているというお話も伺っているところから、町もこの電子投票を少しずつ長い目で見ながら検討を進めていくことが大切ではないのかなというふうにちょっと思うところですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（小沼會志君） ご承知と思いますが、現選挙管理委員は12月25日をもって任期を満了し、退任することになっております。今ご質問された内容につきましては、次の選挙管理委員会のほうに引き継ぐものでもありませんし、協議して引き継ぐものでもなければ、事務的に引き継ぐものでもありませんので、それについては私としては答弁は控えさせていただきます。なお、そのことにつきましては、事務局のほうで判断されると思いますので、書記長のほうから答えていただきます。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平山正孝君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、電子投票の件ですけれども、四條畷ですと実際にどういう状況だったかというのを確認させていただきました。投票所においては、1.5倍の人数が必要になっている。開票所においては3分の1程度で済んだということですが、機械等のリース、それが4,500万ほどかかっているということです。人数が減って、一応新聞報道等に出ている内容でいきますと、前回の人件費どれぐらいという話

ですと1,600万ぐらいということですので、人が下がっても機械だけで4,500万ほどかかっているということなので、相当な費用がかかっているということです。それに対しての効果は検証してあるかという、していないということが出ておりました。先ほど議員が述べられました、立会人、投票管理者が電子投票でということですが、電子投票と立会人、管理者の部分については関連性がないものと考えます。というのも、投票所が減らない限り、立会人、管理者は減らないので、電子投票を導入したから人が要らないのかといったらば、制度上そういうことはないので、投票所の数の見直しということがまず一つだと。そちらのほうを減らすということであれば。あと、電子投票の導入につきましては、8年ぶりに行われたという部分があります。それがなぜ行われなかったかということ、やはり機械、あとその当時インターネット、ネットワークを介してやった投票で1か所障害が出ると全ての投票所で投票ができなくなるという障害が発生して、そういったもろもろの点から一旦止まってしまった。今回四條畷のほうではどういう形かといいますと、1台1台スタンドアローンという形です。ネットワークを組まないで1台1台で投票を完結させるという形でやって、そのデータを開票所において全て1台の機械に取りまとめるという作業を行っている。結果、開票には前回よりも30分ほど短くなったということで記載されております。即応性とか今後の状況とかという部分を鑑みまして、即町のほうでそうした電子投票というのはやはり難しいのではないかとこのころは考えております。ただ、これからデジタル化の進捗もあると思います。そういった部分を見据えながら、こういった形で町が取り組めるかというのは研究する課題ではあると考えております。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） これから2027年の統一地方選挙から、兵庫県の芦屋市でもデジタルというか、電子投票を考えているというような報道もちょっと目にしたものですから、我が町も少しずつ準備をしていくことは必要かなという思いで今回提案をさせていただいたところではあります。まだまだ予算的に、本当にシステムの状況もすぐに手を出して、あしたから使おうというような状況ではないなということは理解しております。ただ、そのほかに町民の方が、正しいって言うのでしょうか、本当に有効票になる、無効票になる記載の仕方をきちんと把握されているかということ、私も含めて、もし100枚出されて、これを有効、無効に分けてくださいというふうになった場合、果たしてちゃんと分けられるのかなという部分を考えると、町民の方に選挙の近くになってから有効票と無効票があるとか、そういった主権者教育というような言葉が使われるかどうかという、そういった堅苦しいことではなく、無効票がこれぐらいの状況で出ているので、我が町としてはこの無効票を少しでも少なくしたいというような取組を町としてやっていただきたいなという思いでいるのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平山正孝君） 選挙、無効票を減らすという取組につきましては、やはりそういったものは必要だと考えます。こういった形で住民の方に理解してもらおうかということは、十

分勉強しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○6番（小島裕子君） それで、投票に来られる方の世代を見てみると、やっぱり10代から20代の方が本当に少ないというところは全国的な傾向だと思いますし、美里町もそうかなとは思いますが、あるところの取組としては学校への出前授業をしたり、あと18歳から選挙権があるというところでバースデーカードを送付するとか、そういったことをやっていらっしゃる。あと、学生により投票の立会人を行ってもらっているとか、何かそういったような取組をしているところもあるようなのです。だから、そういった取組もまた町のほうとしてもちょっと考えていただけると、10代、20代、年齢層の若い方にももう少し選挙というものが身近に感じられてくるのかなと思うのですけれども、その辺に関して町の取組はいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（平山正孝君） 町としての若年層への取組ですけれども、既に今回の選挙でも西陵高校の生徒さん、期日前投票の立会人やっていただいております。学校のほうから協力をお願いして出ていただいて、そういった取組はもう既に行っております。あと、各学校で模擬投票とか、そういった部分も過去にもやったことがございます。だからといって、この後やりませんよということではなくて、そういった若い世代から投票に関心を持って、選挙に関心を持ってもらうという取組はやはり必要だと考えております。

○議長（大竹 惣君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

ここで、次の一般質問準備のため、午後2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第3号、7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

質問事項1、イノシシや熊の被害対策についてであります。今年は、初夏のイノシシでの農作物被害、秋に入り、熊による果樹や農作物の被害など、人的被害も発生している状況です。いわゆる鳥獣被害は、農作物の被害や人的被害だけではなく、農業の将来に大きな不安を抱かせる状況であります。また、町民に不安を抱かせ、ジョギングやウォーキングなどの運動を控えるといった状況になっています。熊の出没は例年にない状況です。農業に対する被害軽減、安心して軽運動ができる環境の考え方について、以下のことを伺います。

1点目、家庭菜園など家の周辺でのイノシシによる農作物被害が中山間地を含め多く出ているが、

出荷しない耕作者に対し被害状況を把握しているのか。また、電気柵に補助制度があるが、現在は個人に対し上限5万円、3名以上の団体であれば1人当たり6万円の補助金があるが、畑の耕作については個人で行うケースが多いと考えること。鳥獣被害により耕作を諦め、耕作放棄地が増加する懸念があることから、耕作意欲を失わないよう現行の補助金を増額する必要があると考えるが、見解を伺います。

2点目、夏から秋にかけ、イノシシや熊の出没時期に耕作放棄地などには多くのススキやセイタカアワダチソウが密集した状態で生えています。耕作放棄地や空き家で更地にしている土地の所有者に対し、納税通知書を発送する際にチラシの同封や広報を活用し、適正な除草を行うよう指導しているが、耕作放棄地や空き家、宅地の更地など適正な管理がされていない場所が多くある。地権者に対し、さらなる周知徹底の必要があると考えるが、見解を伺います。

3点目、徒歩通学をしている小中学生は熊が頻繁に出没する時期、例えば9月から12月の冬休みまでの期間など、全児童生徒一律でバス通学とする必要を検討すべきと考えるが、見解を伺います。

4点目、各地区に対し熊用スプレーなどの配布も検討すべきと考えるが、見解を伺います。

5点目、ふれあいの森公園や吹上グラウンド周辺では熊の目撃情報や出没が確認されていることから、安心して利用していただくためしっかりした対策が必要と考えるが、見解を伺います。

6点目、全国的な事案では、家庭用生ごみを廃棄する場所での人的被害に関する報告もあります。また、耕作物での規格外を廃棄する場所などでも出没情報が多発していることから、人的被害を未然に防ぐ方策も必要と考えるが、見解を伺います。

質問事項2、豪雪に備えた除雪体制についてであります。今年2月の記録的な豪雪では、道路復旧までに多くの時間を要し、生活環境に様々な影響を及ぼしました。その経験を踏まえ、今年度の除雪体制はどのようになっているのか。また、除雪作業中の物損事故ゼロに向けた取組をどのように行っているのか、内容を伺います。

質問事項3、ほ場整備についてであります。雀林地区においては、ほ場整備が行われていない現状であり、一部の耕作放棄地は荒れた状態になっているところも散見されます。地権者数名の方が反対しているとの話を伺いますが、隣接する松ノ目地区や他地区においても耕作に少なからず影響が出ていると聞きます。集積の視点においても早急な対応が求められると考察しますが、町長の見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理人、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。なお、イノシシや熊の被害対策についての2点目、地権者に対するさらなる周知徹底につきましては農業委員会会長から答弁し、3点目の熊出沒によるバス通学、5点目のふれあいの森等における熊対策につきましては教育長

から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、イノシシや熊の被害対策についてであります。1点目の1つ目、出荷をしていない耕作者の被害状況の把握につきましては、目撃などの通報があった場合には現地調査を行い、被害状況を確認しておるところであります。

1点目の2つ目、電気柵に対する補助金の増額につきましては、町では県の補助金を活用した地域ぐるみでの対策を推進しておりますので、町補助金における補助率の変更は考えておりませんが、近年の資材費高騰を考慮し、上限額については今後検討したいと考えております。

2点目の地権者に対するさらなる周知徹底につきましては、獣の出入りが想定される空き家については、危険空家対策の一環として、出入りが想定される箇所等の修繕について、所有者に対し指導しております。

4点目の地区に対する熊用スプレーなどの配布につきましては、地区単位で活用が可能な追い払い花火の配布は行っておりますが、熊用スプレーにつきましては個人での使用が想定されることから、地区に対しての配布は考えてございません。

6点目の家庭用生ごみや規格外耕作物に起因する人的被害の防止対策につきましては、廃棄物の適切な管理と処理を徹底し、熊を寄せつけない環境づくりを進めることが不可欠であると考えております。家庭での電動生ごみ処理機の活用や生ごみの屋内保管により、人家の周りに生ごみを放置しない、農作物の適期収穫や不要な果樹の伐採、耕作地等への電気柵の設置や規格外耕作物の適切な管理による資源化など、熊に対する物理的抑制や誘引物を放置しない適切な対応について引き続き周知に努めてまいります。

次の豪雪に備えた除雪体制についてであります。1点目の今年度の除雪体制につきましては、今年2月の記録的な豪雪の経験を踏まえ、除雪作業に従事する直営及び委託業者のオペレーターを対象とした合同会議において、除雪作業に関する出動基準や路線確認、除雪管理システムの有効活用について情報共有するとともに、大雪時に迅速な対応ができるよう排雪体制の改善についても検討し、作業の迅速化を図っております。

2点目の除雪作業中の物損事故ゼロに向けた取組につきましては、地元警察署の協力を得て安全講習会を実施しております。その中で、除雪車運転時の安全注意点や事故発生時の対応方法について指導を受けることにより、安全意識の向上が図られ、事故防止につながるものと考えております。また、降雪前の各路線の再確認やバックモニター等安全装置の活用などにより、引き続き事故防止に向けた取組に努めてまいります。

次のほ場整備についてであります。担い手への農地の集積につきましては町としても必要であると認識しておりますが、雀林地区については地域計画は策定されているものの、ほ場整備に対する地区の合意形成が図られていないこと、さらには一部相続登記が未了であることなどから、事業採択については見送られている現状でございます。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、農業委員会会長、間船一男君。

〔農業委員会会長（間船一男君）登壇〕

○農業委員会会長（間船一男君） 農業委員会会長の間船です。よろしくお願いします。7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

イノシシや熊の被害対策についてであります。2点目の地権者に対するさらなる周知徹底につきましては、農業委員会では農地の利用状況調査を行っており、適正に管理されていない農地の相談があった場合につきましては、現地を確認した上で所有者に対して文書等により適正に管理するよう指導を行っておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

イノシシや熊の被害対策についてであります。3点目の熊出没によるバス通学につきましては、スクールバスを運行した場合でも自宅からバス停までの区間を歩くことになり、熊との遭遇の可能性があることに変わりはないことから、十分な安全を確保するため保護者送迎をお願いしているところです。今後も熊の出没状況等を踏まえ、適切な対応を講じてまいります。

5点目のふれあいの森公園等における熊対策につきましては、社会体育施設周辺で熊が目撃された場合は、指定管理者と連携し、施設の利用者に対して熊出没の周知を行っております。また、10月下旬に吹上総合運動場の周辺で熊の目撃情報が多く寄せられた際は、1週間先までの利用者に対して熊の出没について連絡するとともに、夜間の利用者に対しては利用自粛の要請を行っております。さらに、ふれあいの森公園内にある柿の木が熊出没の要因にならないよう伐採を行いました。令和8年度に向けての対策としましては、指定管理者と連携し、現在の対策を継続するとともに、茂みの刈り払いを行うなど状況に応じた対策を講じてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 答弁ありがとうございました。それでは、1点目のほうから質疑させていただきます。

出荷していない耕作者の被害把握についてでありますけれども、こちらのほうについては実際、現在、今年度どの程度通報があって、被害状況の確認、現地調査、出荷していない耕作者に対しての、どの程度行っているのか、数字が出せるようであればお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長、鵜川晃君。

○農業委員会事務局長（鵜川 晃君） それでは、出荷していない農業者における通報件数について

は、現在数字を持っておりません。全体の数字については、今現在把握しております。その通報につきましては、目撃情報、被害、さらには痕跡、あとは警察を介しての通報ということで、全てで201件、内訳としましては熊が169件、イノシシが20件、その他としまして12件であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうすると、全体的な把握はしているのですけれども、個別ではなかなか把握し切れていないと。ですけれども、答弁の中では出荷していない耕作者に対しても通報があった場合は現地調査を行い、被害状況の把握をしているということですから、その中である程度細分化、細分はしているような感じなのですか。それとも、ただ全体的な把握ということだけに特化しているのか。それとも、答弁いただいた中では現地調査を行いと、そこまで踏み込んでいる答弁をいただいているものですから、実際現地調査をしているのであれば細分できると思うのです。ですけれども、ただそれがなかなか難しいようであれば、包括的に集約して数字として持っているというような判断でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの出荷しているかいけないかということで、現場には全て行っております。現場に行った上で、現場状況で、自家用なのか、出荷用なのかというところは現場だけでは判断できないところもありまして、出荷している農家さんなのか、全体的に、大きい農家さんですと大体出荷しているということは把握しているのですが、小さい農家であればこういった出荷形態があるかということまでは確認できていないので、当然現場に行った段階では圃場による状況もありますので、そこでの把握という部分はなかなか小さい農家であれば困難であるということであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、1つ確認なのですけれども、現地調査に赴いた際、地権者の方から、例えば耕作物は出荷しているのですかというような、そういうような聞き取りとかというのは主立ってはないということですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 出荷しているか、していないかは、現地の聞き取りの中で一定程度把握はするようには努めております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） いや、答弁いただいた部分と何かちょっと若干かみ合いがいま一つだなと感じていますが、それでも件数という部分はある程度把握していらっしゃるということですので、もう少し……これは電気柵のほうの話に流れていく上で、結局耕作物を売買しているかという部分に入っていくような話なので、ある程度把握していらっしゃるのは把握している、聞き取りもある程度されていらっしゃる、現地調査もされていらっしゃるというようであれば、ですけれども数字の細分

化はしていないと、あくまでも集約した数字でしか持っていないということです。その辺は今後少し様々な施策であったり、そういったものを見据えていく上では、ある程度把握を若干細分化させていくことを、地域も含めてしていく必要があるのではないかと思います。その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 村松議員のおっしゃるとおり、今後の対応、対策を検討するに当たっても出荷している農家、出荷していない農家の区分については大事であるというふうに思っておりますので、今後現場に行った際には聞き取りなどをしっかり行った上で区分をして、集計をしたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） よろしく願いいたします。

それでは、2点目の電気柵の補助金の増額についてでありますけれども、県の補助金を活用した内容での推進という部分でありますけれども、確かに資材高騰等々もございますので、この3名以上の団体という部分がこの農業という部分、特に畑で農作物として育てる人たちにとってはなかなかハードルが少し高いのではないかなと。確かに3人組んでも、増えるのは1万円なのです。3人集まれば、例えば倍になるとか、さらにそれなりになるというのだとお互い持ちつ持たれつという部分で話し合いする機会もあると思うのですけれども、畑をやっていらっしゃる方は割と単独のほうが多いのかなと思うのですけれども、資材高騰の部分もあると思うのですけれども、そういった部分もやはり考慮すべきではないのかなと思うのですけれども、その辺の物の見方、考え方についてちょっとお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの補助金等の見直しについてであります。考え方でございます。こちらにつきましては、まず集落全体を対象にしまして、熊対策であったり、イノシシ対策を目的とした電気柵の設置というものを毎年1集落、2集落程度実施しております。こちらにつきましては、県の要綱の見直しもございまして、今現在上限が250万と記憶しておりますが、1集落において今おっしゃった小さい畑も含めた形で全体を包含する対策、根本的な一定の面積を網羅した対策になっているというふうに認識しております。こういった部分については、個人などでやるより効果が非常に高いということで町としては考えております。さらに、単費補助ということで、先ほど議員がおっしゃった電気柵の補助金でございますが、こちらにつきましては3名以上というふうに書いてございます。要綱等に書いてありますが、一部の地区においては集落単位で行ったり、グループの経営面積が地域内の大部分を占めるような方でも活用されています。そういった方のほうの活用が、効果が有害鳥獣対策としては有効だと思っております。そういった部分をこれからも推進するためにも、今現段階の補助体系、補助率については維持をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） やはり耕作意欲が失われてしまうと、耕作放棄される土地がどんどん増えていきますので、耕作意欲を失わせないで、地域によって出やすい地域、出にくい地域、場所によって様々だと思います。やはりそういった部分がある程度こういった補助金の中でも線引きしてもいいのかなど。集落でやったほうが確かに効果的には大きいのかもしれないです。ただし、それで全てが包含されるわけではない。確かに包含される比率は大きくなるかもしれないですけども、100%の包含とまでは言えないという部分はあると思うので、やっぱりその辺はある程度効果も検討しながら、もう一度中身を検討もしながら、こういった補助金の内容についても検討する必要があるのではないかなど。今出しているものに対しての包含のある程度の数字をベースとして。その辺のお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 補助金の内容精査につきましては、今年度確かに熊の出没が相次いでおります。そういった部分につきまして、今現在来年度に向けた集落単位における補助事業の要望をこれから取る予定でございます。そういった情報を踏まえて、さらには今年度における実績を踏まえながら、内容については再度検討してみたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そういった部分の検討も……今はある程度、これから冬になるに当たって少し見直すには、内容の見直しとかもできるのかなどと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、（2）のほうですが、地権者に対する農地であったり、空き家の更地になっている場所での適正という部分ですけども、こちらのほうなのですけども、先ほどご答弁いただいたときに確かに利用状況の把握という部分はあるのですけれども、これ実際把握している、利用状況の把握であったり、相談件数みたいな、例えば相談があった場合、どのぐらい相談が……実際相談というものがあるのか、全くないのか、その辺というのはいかがですか。

○議長（大竹 惣君） 村松議員、農地のほうで。

〔「農地のほうです」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 分かりました。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） まず、草地等の草が生えてひどい状況になった部分の相談ということでありますが、令和6年度については34件、令和7年度の12月現在で14件注意喚起をしております。口頭も含め、現地による注意喚起、文書による注意喚起、全てでございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 少し分かりにくかったので、最初農地のほうだけ先にお話しさせていただきます。

そうすると、それだけの件数があったと。実際相談があって、ある程度周知をしている。周知をして、ある程度効果という部分は再度確認した上でされていらっしゃるのか。これなぜかという、最初言ったススキも、セイタカアワダチソウも、これお話ししたとおり大体秋口に伸びるのです。そうすると、四つ足で歩く生き物に関しては非常に分かりにくい、その中を歩いていても。結局それだけ耕作放棄してある場所、私なんかは新鶴ですけれども、新鶴のほうを走ってみれば雀林の辺りもそうです。耕作放棄してある場所は、ススキとセイタカアワダチソウが大体伸びています。そういった部分をやはりある程度きれいにしていただかないと、これは地権者としての務めだと思うのですけれども、なかなかそういった部分が何か改善されていないように見えるのです。私ここに来るために毎日車で通っている、毎日見ますけれども。周知をしてなかなか改善されない場合、その後のステップみたいな部分というのは町のほうでは取組ができるのか。最終的には民地ですから、当然住民の方、地権者の方にやっていただくのが前提ですから、やっていただかないことには結局、いや、通知を出していますけれども、対応がありませんというのでは困ってしまうので、その辺いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） ただいまの1点目の解消面積につきましては、大変申し訳ありません、面積の把握はしておりませんが、相談件数のうち令和6年度では22件解消してございます。あと、令和7年度10月末現在で8件こちらについては解消している実績を確認しています。

それ以降の取組の方法でございます。こちらにつきましては、農業委員会としましてはそういった相談件数は氷山の一角であろうというふうに認識しております。そのため、町全体における農業委員会並びに関係者も含めまして現地調査を行っております。令和6年度の数字しか今ございませんけれども、低利用地となった遊休農地の一步手前の状況の農地につきましては109名、151筆を把握しており、そちらについて通知をしてございます。そういった中で、農業委員会としてできるものとしては中間管理機構の利活用であったり、利用権の設定による担い手の集積を通じて耕作を継続できるような対策を取ってございます。先ほど件数でいいますと109名でございましたが、おおむね約半数ほど、通知に対する利用権設定等に移行したいという意思があるという確認は半数程度取っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） いわゆる通知を出すタイミングにもよると思うのです。結局秋口ですから、先ほどお話ししたとおり。熊が出るのも秋口ですので、夏場に出しても、夏場のうちに草刈っても、結局秋口セイタカアワダチソウとか伸びてくるので、やはりまた地権者の方々にお願いするタイミングによると思うのです。秋口、9月以降、ある程度穂が伸びているようなところは、やはり率先してお願いしてやる。1回だけではなく、1回だけではもう絶対無理ですから、やっぱり2度、3度と刈っていただく。当然はがきなり連絡をもらった地権者の方は、恐らく1回刈ればいいたろうということで、多分早い段階で1回刈って終わりだと思うのです。ですけれども、そうではないのだよという部分で、やはりそういった部分、出すタイミング、その時期の問題、その辺も考える必要があると思

うのですけれども、見解はいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） ただいまの出すタイミングでございます。相談を受けた方、先ほど件数を申し上げましたけれども、そういった方につきましては恐らく繁茂が進んでいる段階、6月、7月、8月というところでの相談が主な内容だと思います。こういった場合につきましては、農業委員会としても熊対策というよりは農地の保全の観点から通知する必要があるがございます。それは、当然相談された方、さらには相談を受けてそれを通知する頻度、そういった部分も含めて農業委員会としては農地保全の観点から通知をする必要があるところでございますので、議員おただしの熊対策に特化した形での通知という部分は、大変申し訳ありませんが、農業委員会としては今現段階では考えておりません。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 確かに保全という部分の観点からしたらなかなか難しいのかなと思いますけれども、一方では鳥獣という部分は農と密接に関連してきますので、そういった部分も例えば案内を出すに当たっては、特に秋口にはこういったものが雑草が伸びますよと、やっぱりそういったようなアナウンスをする部分というのも大事だと思うのです。全くできない、やらないというのでは簡単な説明になってしまうので、やるかやらないかだけの話をしているのではなく、どうやったら耕作放棄されている地権者の方々にご理解いただいて、農地を適正に管理していただくかという部分の視点が必要だと思うので、ぜひその辺は今現在は考えていないといっても、そういった相談があった際にはそういったものも含めて説明、ご理解、やはり農地の保全という部分の観点からしたら話す必要があると思うので、ぜひその辺はご一考していただきたいなと思います。

それでは、2点目の宅地のほうに、空き家のほうに入らせていただきます。空き家に関して、空き家のほうの作業というのは、さほど私は極端に傷んでない限りは感じてはいないのですけれども、特にやはり中山間のほうで多いのは更地になったところにススキが生え始めたり、セイタカアワダチソウが生え始めたりですけれども、地権者の方々は例えば売却してしまった場合、売却先が分からないとか、まずそういった問題で、更地にはなっているけれども、草がぼうぼうというようなところも散見されるのですけれども、空き家は今一定のご答弁をいただいたので、空き家のほうはいいと思うのですけれども、更地のほうはいかがなものですか。更地に対するそのアクションという部分、その部分をお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時34分）

再 開 （午後 2時34分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

不良住宅等を解体して更地になったものにつきましては、所有者に対し文書でもって管理するようお願いしてまいります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 実際こういった、例えば住宅を除却した後の更地でちょっと迷惑がかかっているよなんていうような相談というのは、今まではない状況ですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 近隣の住民の方々から相談を受けたケースはございました。それは、所有者に対して伐採するようお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、相談があった場合、地権者の方に直接ご連絡をして、その都度やっただいていてということ。それは、その後の確認というのは、例えばしっかりやっているなというような確認まで町でなされているのか、それとも連絡だけで終わってしまっているのか、その連絡網だけ教えてください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） ご連絡した先におきましては、その後の除草の状況等を確認したものがございます。ほぼほぼあまりなかったのかなと思いますけれども、私記憶ある限りでは1件は確認してございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） これなかなか更地の問題ってなかなか難しく、多分その人その人の感覚だと思うのです。近隣の方々がちょっと生えていれば、いや、ちょっと草が伸びているよ。だけれども、行ってみたら、いや、まだ除草はというところの判断というのはなかなか難しいと思うのですけれども、それでも相談乗っていらっしゃれば町のほうでしっかり対応されているということですので、こちらのほうは今後ともしっかりお願いしたいなと思います。

それでは、3点目、徒歩通学に関してですけれども、先ほど教育長からご答弁いただいたとおり、確かにスクールバス運行した場合でもバス停留場、バス停のそばまで歩かなければならない、熊が出てしまう。ただ、なかなか昨今送迎ができる家庭が、そのタイミングでご家庭で送迎してもらえるとこの部分があらばうまくいいでしょうけれども、それが全てができるかできないか、なかなか大変で、仕事のほうを無理くり休まなければならない、例えば早引きしなければならないとかというよう

なご家庭もあるのかなという懸念もあるのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでも熊の学校周辺の出没の際、保護者のほうに送迎を依頼いたしました。それで、やっぱり保護者送迎できないといった保護者の方、ケースはございませんでした。実際は、知り合いだとか、近隣だとか乗り合わせて来られたり、あと帰りについては帰りの時間まで、お仕事が終わるまで学校のほうで教員が残っている時間帯についてお預かりをするというような形で、きちっと保護者のほうに引き渡すということで対応してまいりました。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 保護者が迎えに来れば、一つの見方からすれば、学校でも保護者にお渡ししたので、極端な話、家の前で熊に襲われても保護者が帰るときの事故だったと言えるのかなと思うのですけれども、一般的に考えると私たちは働きに行って、勤め人が働きに行くと、家出たときから就労なのです。家に帰るまで。そう考えると、この義務教育という部分はある程度物の見方によっては、家を出たときから学校に行くまで。ただ、当然家庭の支援、周辺の住民の方々のご支援をいただいて多分成長させていける部分だと思うのですけれども、一つの見方的には今後、今は確かに課長答弁のとおり、そういった不具合を起こしている件数という部分はないのかもしれないのですけれども、ただしやはりこういった事例、また様々な事例を捉えて保護者の方々との意見交換、PTAさんを通した話合いとか、いろいろあると思うのですけれども、そういった中で様々なご意見を聞く、こういったことに関して、送迎とかに関して急の場合うまく対応できますかとかという、そういう問いかけなんかも家庭状況の把握の一つとして必要なのかなと思うのですけれども、その辺お考えいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

年に何回かPTA連合会等と意見交換も実施してございます。今年も8月くらいに実施したところでございますけれども、その際に熊対策についても対応をしっかりとくれというようなことで、そのような要望を承っておりまして、町としても熊対応マニュアル、学校でもつくっています。その辺について、保護者の方にしっかりと情報提供をしながら、今後でも対応、熊対策、子どもの安全、安心な通学については確保していくということで行ってまいります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） しっかりとお願いいたします。

次、（4）点目ですけれども、熊用スプレーの配布であります。こちらについては、確かに個人という見方が一つの視点なのかなと思うのですけれども、一方で視点の一つとしては保全のために、例えば区長さんたちが村人足のために村内をぐるっと巡回する、みんなで人足やるためにちょっと巡回

をする、保全のために巡回するというのも一つの視点だと思うのです。そういった部分で、ある程度全てが全て個人で使うという視点にはいかないのかなと思うのですけれども、やはりそこら辺若干線引きという部分もあってしかるべきかなと。個人で使うのであれば個人申請という形になるのかもしれないですけれども、やっぱり集落単位で、例えば区長元のほうで保全のために……全部見回るために1つくらいあっていいのかなという視点で考えているのですけれども、その辺お考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまの区長元での活動への熊スプレーの配布ということでございますが、熊スプレーにつきましては本来地区の自治区長の事業でございましたらば、自治区で準備するのが原則というふうな認識でございます。今お話があったように、個人での利用について当初質問をいただいた際に考えてはありましたが、そういった部分については熊の出没エリアに人が近づくというのが一番危険な行為であるというふうに思っております。あえて町のほうから熊スプレーを安易に貸し出す、もしくは共有するということであれば、そういった危険にさらすという観点もあるというふうに考えておりますので、もし事業で区長元の事業で必要であれば、自治区での責任において準備するのが基本かということと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 様々な見方がありますから、これは正直なところなかなか難しい問題だと思います。では、課長の答弁いただいたのでは、熊がそういう危ないところに行かせたくないのであれば、ではやらなくていいのですかと、保全しなくていいのですかと、では平場のほうだけやりますよというような話になってきたとき、それでもいいですよという話になってしまうのかなと思うので、今の原則的な町の考え方という部分はある程度分かりました。こちらについても結構です。

次、5点目に行かせていただきます。5点目、ふれあいの森です。ふれあいの森公園の周辺の農地状況等を判断した上でやる。ましてや今整備計画の中で整備も進んでいる。9月、10月、11月頃熊が出て、例えばしばらく利用中止だってなってしまうと、せっかくの整備している建物がもったいないことになってしまうと思うのですけれども、少しでも使えるように周辺の草刈り等もしっかり含めて、また例えば近くの地権者さんのほうにもやはりそういった協力もお願いするような必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） まずは、安全対策としまして、特に利用者とはコミュニケーションを取って、熊が出ている、近くに出ているというときには、やはり利用する方に積極的に情報を伝えてというのがまず一つです。そういった中で、今おっしゃったように熊が隠れることができる茂みの草刈りというのは大切だと思いますので、こういったことは当然、今年も茂みとか刈ったりしましたが、これもやっていきたいというふうに思っています。あとまた、指定管理ですので、当然管理人が

いますので、管理人に時々見回っていただいて、熊情報なんかありましたら本当に皆さんすぐに業者に伝えて、安全を確保するということを取り組んでいきたいと思っています。また、今年のように10月下旬のときは、熊かなり新鶴地域頻繁に目撃情報あったときにつきましては、そういったときは、夜間は熊は活発に動くと思いますので、特に危険だということで、ナイターをする団体などには自粛要請お願いしまして、当然利用者のほうでも危険だという認識で自粛していただきましたので、そういったことは基本引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） なかなかリアルタイムで熊も出沒しますから、急に出沒して、しかも今出沒情報のアップという部分は、警察署に最初連絡をして、警察署から役場のほうがデータをいただいて多分アップというようなシステムだと思うのですが、その後例えばリアルタイムで出たときに、急遽団体さんに連絡しなければならないってなった場合にちょっとタイムラグも生じるかと思うのです。そういった場合の出沒情報の今の情報のデータアップの仕方もう少しスピーディーにしていかないと、利用者に対しての注意喚起という部分が図れないのではないかと思います。その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 利用者の連絡につきましては、例えば吹上の総合運動場とか、そういうところだと、昼間の場合だとやはり練習で使っている団体なんかも限られますし、そういうところには熊情報があればすぐに連絡することができますので、大体普通平日であれば午後からとか使う時間、あとはナイターの時間とかということになりますので、やっぱりそういうところで危ないといったような情報はしっかり伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） しっかりと、では取組のほうをお願いいたします。

では、（6）番についてです。こちらについては、生ごみ……耕作物で出たものに関しては、あくまでも畑なんか出るものも耕作物ですので農業、本来であれば燃えるごみには出せないのです。今ごみの減量化計画やっている中で、これはなかなか適正に処理しろって言われて、夏場のスイカくらいまでだったらいいですけども、例えば秋口のカボチャであったり、柿であったり、そういったものを適正に管理していただかないと、こういったものは駄目なのかなと思います。先ほど答弁していただいたときに言っていたのですけれども、室内での適正な管理というのですけれども、物によっては臭いを発して、それが室内に入ってくるおそれもあるのではないかなと思うのですけれども、そういったものも含めて、早急にある程度屋内であればこういう場所にしまってください、屋外であればこういうふうにしてくださいというようなマニュアルを早急に町のほうで率先して、分かりやすいものをやっぱり周知徹底する必要があると思うのですけれども、その辺お考えはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長、大竹淳志君。

○町民税務課長（大竹淳志君） 生ごみの処理の関係でございますが、家庭の生ごみであれば臭い等を防止する電動生ごみ処理機、そういったものを活用していただく。町のほうでも補助金のほうを出させていただいていますので、そういったところのものを活用していただく。あと、臭いにつきましても、なかなか抵抗はあるかもしれませんが、各関係自治体のほうで推奨しているのは密閉されているもの、屋内の密閉、あと冷凍とか冷蔵、早い段階でのそういった処理をするというようなことを推奨している部分もございます。果実関係、残渣等についてもなかなか屋外での処分、屋外での堆肥化とか、資源化とか、そういったところ、密閉された強固なものを使って臭いを発しないように屋外で堆肥化、再資源化していただくような取組、あと加工できるものは加工して再利用する、そういったような取組を行っていただくこと、平常時からそういったごみ減量化のほうも意識していただいて、そのものをなくしていくような、外に置かないような、そういった取組のほうを進めていく必要があると考えております。チラシ等につきましては、危険であるというようなチラシ等は、配布といえますか、ホームページのほうにアップさせていただいておりますけれども、今のところそういったところに特化したようなマニュアル等は作成しておりませんし、周知もしていない状況でございますので、そういった部分について、ごみの減量化という観点からもマニュアルといえますか、啓発、そういったものを例えばホームページ等を活用して出していきいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 今の段階では、そこまでが限界かなと思いますので、なかなか難しい問題です。ごみの減量化を進める中で、そういったものもひょっとしたらごみに出されてしまう可能性もありますので、その後なかなか分けがつかないところを見てもどかしいなと思いますので、できるところからぜひ周知徹底していただくようお願いいたします。

○発言の訂正

○議長（大竹 惣君） 村松議員、少々お待ちください。

今の質問事項1の中で、農業委員会事務局長より答弁の申出がありましたので、ここで許可したいと思います。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） 大変失礼しました。先ほど申し上げました農地の草刈り注意喚起の件数でございます。令和6年度におきましては34件というふうに申し上げましたが、注意喚起を受けたのは29件でございます。あと、7年度の草刈り注意喚起、これは14件と申し上げましたが、正しくは16件であります。あと、実績につきましては変更ございません。大変失礼しました。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） では、村松議員。

○7番（村松 尚君） それでは、除雪体制であります。この除雪体制なのですけれども、やはり事故ゼロというのはなかなか難しい問題だと思います。その中で、少しでも減らす努力。ただし、答弁いただいたように、バックモニターもそうですし、視界もそうなのですけれども、なかなかやっぱりあの豪雪の中出ていくと、雪がくっついて、ライトもだんだん、だんだん降雪とともに見づらくなってという部分もあると思うのです。そうすると、やっぱり少しくらい時間がかかっても、ライトの雪を下ろしたり、モニターの雪を下ろしたり、周辺の雪を下ろしたり、とにかく見やすい環境で安全に作業するというのも大事だと思うのですけれども、その辺は今現在周知されているということでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それにおきましては、除雪オペレーターのミーティング時にそのような指導をするようなことで進めてまいるということでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 安全装置等っていてもやはり限界があります。最終的には、人間の力で動かすものですから、人間が運転して動かすものですから、やはりその辺はしっかりとミーティングの中で……確かに早くかいてもらうことは住民にとってはありがたいかもしれないです。ただ、そのたびに事故等を起こしていても仕方ないので、少しでも事故が軽減になるように方策をお願いしたいと思います。降雪のほうは以上で結構です。

最後に、ほ場整備のほうでありますけれども、町として状況は把握されている。町としてこれ以上、例えば何らかの形で間を入れていくとか、そういった部分というのはなかなかやはり難しい問題なのですか。その辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今のほ場整備に伴い、賛成者並びに反対者の中に入ってというようなご質問だと思います。そういったものにつきましては、町のほうに相談されにいらっしゃる方もございます。そういった方々の内容、お話を相談を受けまして、それで地区に戻って相談していただくように指導をさせていただいているところであります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、相談された方がいらっしゃれば、指導という表現だったのですけれども、その辺もう一度ちょっとご答弁いただきたい。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 言葉が大変適切ではないと思います。指導ではなくて、相談に乗り

まして、地区におきまして改めて関係者と相談するようにお話をさせていただいているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、町としてはそこまでが限界であると。あと、そこからは集落の中でどうにか合意形成を取ってほしいと、合意形成を取れるように努力していただきたいというのが、やはり町が今現在できる限界であるという認識でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） まず、賛成、反対の方々の間に入って調整をするのはなかなか困難な話であるということで認識しております。こういった部分につきましては、地区内での話合いが重要であるというふうに思っております。さらに、先ほど副町長答弁にもありましたように、相続未了者という部分がかなり増えてきてございます。そういった部分につきましては、相続についてはもう確実に個人の責務で行うべきものということで認識しておりますので、そういった部分も解消する必要がありますので、それは個人の責任で実施していただく必要があるということで、町が今現在行っている活動内容が限界であるというふうに認識しておりますし、町のほうで土地改良事業に伴いましてもし今後できるものがあるとするれば、土地改良事業を組んで実施する支援の中で、高収益作物に対する計画策定といった助言はできるかと思いますが、それについては事前にやはり集落における合意形成、あと相続未了の解消、この2つがなければならないというふうに思っておりますので、なかなか困難な状態になっているという認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 相続登記の未了という部分ですけども、こちらも法律が変わりまして、本来であれば3年以内でしたっけ、2年以内でしたっけ、もう相続しなければちょっと重加算だったり、そういったものがかかってくるという部分も法律上変わってきていますので、やはりそういった部分を例えば固定資産税の文書なりなんなり出すときに、多分今法定相続人というような表現になっていませんか、相続未了のところは。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 町民税務課におきまして、空き家等の相続の名義変更というようなことで通知は出しております。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹 淳志君） 町民税務課のほうにおきまして固定資産税の納付書を出す際に、各種空き家等も含めてなのですが、相続関係の手続、そういったところの問合せ先であったり相談先、そういったものを納入通知書の中に一緒に入れ込んでお知らせさせていただいております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 相続登記未了であると、多分法定相続人というような表現で出しているのか

なと思うのですが、そういった形でやはり周知して、少しでもいい方向に集積ができるような形に持っていかなければ、あれだけ広い地域ですので、しっかりとやっぱり……見栄えがよく、今もうあちこち耕作放棄されている部分もありますので、やはりきれいな農地、景観のいい農地を目指すために周知の徹底のほうをお願いしたいと思うのですが、最後に一言だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 相続未了分につきまして、未了になっている部分につきましては、土地改良区と一体となって周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで、次の一般質問準備のため、3時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 3時00分）

再 開 （午後 3時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次、通告第4号、11番、根本謙一君の順番ですが、本日欠席のため、会津美里町議会会議規則第61条第4項の規定により、根本謙一君の一般質問は取りやめといたします。

次に、通告第5号、9番、鈴木繁明君。

〔9番（鈴木繁明君）登壇〕

○9番（鈴木繁明君） それでは、通告しておきました3問についてお伺いいたします。

1問目、本郷、新鶴支所の廃止について。令和8年度からスタートする第4次総合計画の着実な推進に向け、その施策を実効性のあるものとするための体制づくりが不可欠である。そのことから、組織機構改革を実施するとしておりますが、会津美里町の合併が会津高田町、会津本郷町、新鶴村の対等合併として進められ、本庁舎を会津高田町に置き、会津本郷町役場を本郷支所とし、新鶴村役場を新鶴支所として位置づけるのが合併時の基本的合意事項であったはずですが。現在平成の会津管内の4つの市町村合併、会津若松市、喜多方市、会津美里町、南会津町の中で出張所を設けているところはありません。そこで、以下について伺います。

（1）、本郷支所、新鶴支所を廃止し、出張所とする理由を伺います。

（2）、出張所に格下げして町民に与える影響について伺います。

2問目、耕作放棄地の解消と担い手の確保について。耕作放棄地の問題は、食料自給率の低下、周辺地への悪影響、防災機能の低下、景観の悪化、不法投棄の増加など多岐にわたります。管理されなくなった農地では、雑草や害虫が繁殖しやすくなり、周辺の農作物に被害を及ぼしたり、野生動物の拠点になっています。また、土壌の劣化や火災のリスク、ごみの不法投棄など、地域全体の安全や環境にも悪影響を与える可能性があります。また、担い手の問題では、本年はソバの収穫作業まで終了したところもありますが、一部の担い手ではソバの種もまかずに耕作放棄となり、荒れ地となってい

るところもあります。

(1)、所有者の意向を把握し、再生事業への取組を担い手に仲介するなど、農地の集積化を図っていますが、進捗状況を伺います。

(2)、将来の地域農業の在り方を明確化する地域計画策定済みとなっておりますが、耕作放棄地の扱いについてはどのようにしているのか伺います。

3問目、美里あいあいタクシーについて。美里あいあいタクシーは、運転免許返納後の高齢者にとって買物や通院の移動のために重要な役割を担っております。第4次総合計画案の中で、便利で持続可能な公共交通を維持するため、鉄道、路線バス、あいあいタクシーなどの交通機関の役割分担により、地域内及び地域移動を支える公共交通体系の構築を進めております。また、現在公共交通を利用していない町民に公共交通維持の必要性や公共交通を利用するメリット等を伝え、公共交通の利用を促進するとしております。

(1)、あいあいタクシー利用者の多くは年金受給者です。運賃は、当初は330円でスタートしましたが、現在は500円となっております。諸物価高対策の一環として、値下げの考えはないか伺います。

(2)、坂下総合厚生病院行きデマンド交通について、利用者のほとんどは交通弱者です。現在は実証運行継続中ですが、今後乗車場所の増加などを検討する必要があると考えますが、所見を伺います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 9番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。なお、耕作放棄地の解消と担い手の確保についての1点目、遊休農地再生事業の進捗につきましては農業委員会会長より答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本郷、新鶴支所の廃止についてであります。1点目の支所を廃止し、出張所とする理由につきましては、最初に支所と出張所の定義を説明した上でその理由について答弁をいたします。まず、支所及び出張所の定義としましては、支所は本庁行政における事務の全般にわたり、その事務をつかさどる総合出先機関の機能を備えるものであります。一方、出張所は住民が本庁舎に出向かずとも手続が済む程度の事務を処理するために設置する出先機関で、本庁舎の窓口の延長というものであります。この定義を踏まえ、実際の本郷、新鶴支所の機能は地域住民が本庁舎まで出向かずとも戸籍に関する諸証明、納税及び相談業務を行っていることから、地方自治法第155条第1項に規定する出張所としての機能を有するものとして改めるものであります。これらを踏まえ、令和8年4月1日からの組織機構改革の取組では、本郷、新鶴支所の現状機能に合わせるため、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、名称のみを見直し、今般支所を出張所に改めるものであり、現在各支所で提供している行政サービスは出張所においても継続的に維持していくものであります。

2点目の支所の廃止が住民に与える影響につきましては、1点目で答弁したとおり、このたびの支庁を出張所に改める理由は現状機能に合わせ、法令に基づく名称のみを改めるというものでありますので、現状の支所で有している機能は変わらないこと、住民に与える影響はないものと考えております。しかしながら、令和8年4月1日からの組織機構改革に関する住民への周知という観点では、7月の住民懇談会や9月のパブリックコメントを実施してきたところではありますが、さらなる周知を徹底し、町広報紙及び町ホームページ等により丁寧な情報発信に努めてまいります。

次の耕作放棄地の解消と担い手の確保についてであります。2点目の地域計画における耕作放棄地につきましては、地域計画は集落の話合いに基づき作成しており、集積や地域営農に影響を及ぼすおそれのある農地については、基本的には計画策定の段階で除外しているところであります。

次の美里あいあいタクシーについてであります。1点目の運賃の値下げにつきましては、あいあいタクシーは株式会社津美里振興公社が運営主体となっており、運行経費から運行収入を差し引いた赤字分を町が補助金で補填し、運営しております。近年燃料費や人件費等の上昇による赤字額の増大により、毎年町の財政負担が増加傾向にあります。令和6年度に実施したあいあいタクシーに関する利用者アンケートでは、約2割の方から運賃が少し高いというご意見をいただいておりますが、現在の運賃は一般のタクシーよりはかなり割安であり、他の自治体における同様の取組と比較しても決して高いわけではなく、また前売り券を購入すれば1回100円の割引がありますので、さらにお得にご利用いただくことができます。町としましては、将来にわたってあいあいタクシーを維持していくためには、利用者に制度の趣旨をご理解いただいた上で、一定の受益者負担をお願いすることはやむを得ないものと考えており、現状では運賃の値下げは考えておりません。

2点目の坂下厚生総合病院便の乗降場所の増加につきましては、通常のあいあいタクシーはフルデマンド方式で、自宅から目的地までドア・ツー・ドアの運行方式を採用しておりますが、坂下厚生総合病院便については時刻表による停留所方式を採用しております。乗降場所までは通常のあいあいタクシーを利用していただき、そこで乗り継ぐ形となります。乗降場所を必要最小限にすることで時間を短縮し、効率的な運行を実施しております。特に往路においては少しでも早く病院に行きたい方もいらっしゃいますので、現在のところ乗降場所を増やす考えはありません。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、農業委員会会長、間船一男君。

〔農業委員会会長（間船一男君）登壇〕

○農業委員会会長（間船一男君） 農業委員会会長の間船です。よろしくお願いします。9番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

耕作放棄地の解消と担い手の確保についてであります。1点目の遊休農地再生事業の進捗につきましては、令和6年度の実績で解消面積3.4ヘクタール、45筆、担い手数10人となっております。また、令和7年度10月現在においては解消面積1.0ヘクタール、5筆、担い手数2人となっております。

私からは以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 再質問に入ります。

確認しておきますが、法定合併協議会における3町村の合併は対等合併で間違いありませんか、伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） はい、対等合併で間違いありません。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 法定合併協議会における協議内容については、有効期限というものがありますかどうか伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 有効期限というものについてですが、ちょっと把握はしておりませんが、ないものと考えます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） ないというのが正解かなと思いますけれども、ないということで理解いたします。それでは、議会基本条例第6条に基づく説明資料の中で、提案に至るまでの経緯ということで、町組織機構改革検討委員会の検討において本郷支所及び新鶴支所の業務内容の現状、体制を鑑み、支所を廃止し、新たに出張所として設置するものとするとしておりますが、委員会のメンバーは何人で、どういう方で、どこの地域の方であったのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員、もう一度質問をお願いします。

○9 番（鈴木繁明君） これについては、支所の廃止についてということですので、合併協議会とはまた別で、この支所の廃止について議会基本条例、これね、町の組織機構改革検討委員会というのが支所の廃止ということで、廃止して新たに出張所を設置するものとしているということで、こちらのほうで支所の廃止ということを進めたわけでありまして。そういうことで、その方のメンバーと……メンバー何人で、どういう方で、どこの出身の方であったのかということで、支所に関する質問でありますので、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時28分）

再 開 （午後 3時32分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

鈴木議員、ただいまの質問、12月10日に行われます総括のときに議案として上がってくるもののので、そちらで質疑をしていただきたいと思います。なので、質問を変えていただきたいと思います。

鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 答弁の中で、名称のみの見直しというような答弁があったのですが、ちょっと内容的には名称のみではないというような感じを私は感じておるのですが、その辺について伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員がどのような感じをしているかがちょっと把握できないので、あれですが、現在令和元年、本庁舎ができてからの支所の業務という部分につきましては、証明発行、申請の受付、相談業務という部分、あと一部を民間業者に委託をして取り扱っているという状況でございます。そのため、先ほど町長職務代理者が申し上げましたとおり、支所業務というよりも中身でいえば出張所機能の部分がほとんどであるということから、出張所機能につきましても町長職務代理者が申し上げましたとおり、出先機関、窓口の延長線ということで内容的には変わらないということで、今現在やっているものはそのまま引き継がれるということで、変わらないという表現をさせていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 町民参加の実施で、町民懇談会は3会場で4回、それからパブリックコメントは令和7年9月に実施し、意見を聴取したとしておりますが、そこで出された内容と意見について伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、議員おただしのとおり、パブリックコメントは9月1日から9月30日まで、そちらに関しては広報紙のほうにパブリックコメントを実施しますということ載せて実施しましたが、意見は特にございませんでした。意見交換会、地区別説明会につきましては、新鶴1回、高田が2回、本郷1回という形で、全部で26名の出席、参加がありました。その中で、支所の業務につきましても説明をさせていただいて、その中で支所として廃止され、出張所が変わるということで業務が変わってしまうのではないかと感じたのだが、説明を聞いて変わらないということで理解をしたというご意見もいただいているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 出張所にしても影響はないというようなことであったわけです。少なからずは影響はあると思います。合併してから本年で20年になったわけでありましたが、今までこの20年間で何か問題とか、そういうものはありませんでしたかどうか伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 支所につきましては、合併当初1つの課という形で課長制から始まっております。途中で課長制がなくなり、支所長、あと窓口相談室という形で遍歴を繰り返しております。ただ、基本的な部分、本庁舎、この庁舎ができる前までは、各支所、本郷支所であれば建設課、産業

課、そういった部分が本課として分庁舎方式を取っていましたので、そちらの分については直接処理ができ、担当課のほうで即決で対応できているということがございました。そこにはない課についての業務を支所が行っていたということでございます。新鶴においては税務課ですか、あと教育委員会とか、そういった部分の業務を行っていたと。高田支所であれば、その本郷、新鶴庁舎の機能の部分を買っていたということで、それが本庁舎ができてからは本郷、新鶴にあっては全ての業務について窓口業務に関する部分を集中して行う。高田にあっては、支所というものがなくなっているということです。特に大きな問題はといった部分では……大きな問題という部分では把握はしていないところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） それでは、別に出張所にしなくても、今のままの支所でもよいのではないかと、そんなふうに思います。支所は広範な事務を扱うのに対し、出張所は住民のために簡単な手続の窓口の延長というものであります。令和8年度からスタートする地域づくりセンターについては大変いいなと私は思っておりますが、その中に出張所機能を含むということで、この含むでは吸収合併と同じようになってしまうのではないのかと危惧するところであります。これでは、やはり町民には理解は得られないのではないかと、こんなふうに思います。それについて伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員おただしのは、支所は支所、センターはセンターという形で別々に置くということが望ましいというご意見なのか、ちょっとあれですが、まず今現在の支所と出張所の業務の内容につきましては、町長職務代理者が申し上げましたとおり大分違ってまいります。窓口の延長線上というのが出張所ということでございます。今の支所が行っている業務というのはほぼその業務に当たりますので、なるべくというか、国でいう出張所機能、名称をそれに合わせるという形で統一したいということで、支所、出張所にするというものでございます。広範囲な業務を支所が行っているかといったらば、今現在はそこまでやっておりません。窓口業務の部分を買っているというのが今現在の支所の業務でございますので、基本的には出張所の業務内容でございます。センターと中を含むという形ですが、そちらにつきましては出張所業務と併せて、地域の相談事も一緒に受け付けるという形のことも想定してやっているところでございます。センターのほうで証明業務とかをやらせるためには、出張所もしくは支所を置かなければいけない、そのためには条例を制定しなければいけないということがありますので、そのために出張所という形で条例を制定し、かつセンターの設置条例を今回上げさせていただいて、一つの業務をそこでやるという形で上げさせていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） そうしますと、今の話だと今後令和8年度から、新鶴庁舎に例えればどんな

ふうな名称になるわけですか。建物の名称。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 建物の名称ですか。建物の名称でいえば、どこどこ地域づくりセンターという形で地域センター条例を設置して、今回出させていただいておりますので。大きなタイトルとしては地域づくりセンター。今現在も新鶴でいえば郷土資料館の看板があって、新鶴庁舎の看板があってという形になります。8年4月1日からになれば、郷土資料館、あと地域づくりセンターの看板を大きく掲げるという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） そうすると、出張所機能を持っていますが、出張所とは名称は、新鶴支所ですけども、今後令和8年度からは地域づくりセンターのみで、あと今の郷土資料館ですか、その2つだけということになるわけで、出張所は置かないというか、看板、それはどうなるのですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 出張所という看板は、今のところ載せる考えはないです。地域づくりセンターという形で、愛称的な形、出張所とセンター、住民の方、これから住民のほうにも広報等はしっかり行っていく考えですが、混乱しないような形で、センターのほうにこういう機能もありますよという形で周知を図っていくという考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） その辺については、十分町民の合意を得てやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2問目に移ります。今の質問、町民の合意をよくとっていただきたいということで。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 合意という、条例改正案をもう既に出しておりますので、合意というのも難しいのですが、住民の皆さんに8年4月1日前には混乱が生じないように周知徹底をこちらとしては図ってまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） それでは、2問目に移ります。（1）と（2）関連するので、一緒に質問したいと思います。

遊休農地に対する町の取組について伺います。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） 遊休農地に対する町の取組でございます。農業委員会におきまして、先ほど会長答弁にもありましたが、遊休農地再生事業という取組を行っております。この取組は、遊休農地化した雑草並びに雑木等が生えた遊休農地がございます。そちらのほうを担い手に集

積することを条件、10年間でございますが、条件に解消する事業でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 耕作放棄地についての増減でありますけれども、面積的には増減的に令和6年、7年と増減はどんなふうに移動したのか、ちょっと伺います。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） 遊休農地、耕作放棄地の増減ということで、こういった遊休農地等再生事業の実施で3町ほど解消は毎年進んでおります。2町から3町ほど進んでおりますが、遊休農地の増加のほうが上回っておりまして、例年2町から3町ほどこれ以外に増えているということが実態でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 今増えているということでありまして、その原因はどのような原因なのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） 遊休農地、耕作放棄地が増加している要因としまして、やはり担い手の高齢化等によりまして農地が耕作されない状況が常態化していることが主な要因、さらには担い手へのほうの判断において、耕作が不利な地域、中山間であったり山間に近いところで水利が確保できないような場所等を優先的に手放していることも増加要因につながっていると分析しております。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 担い手についてでありますけれども、遊休農地の担い手は令和6年で10人、それから令和7年度においては2人というのは、これどんな関係なのか。答弁書の中の10人と2人について伺います。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鶴川 晃君） 先ほど会長から答弁をさせていただきました担い手の人数の関係でございます。これにつきましては、遊休農地を解消する際に利用権を設定する認定農業者等でございます。10年間は耕作するという約束事で遊休農地を解消するという前提がございますので、解消した遊休農地を耕作する担い手ということで理解していただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） そうしますと、今現在の全体の担い手というのは何人ぐらいになりますか、伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま遊休農地の部分については、担い手の一部ということで把握しております。認定農業者につきましては、現在数字は持ってございませんが、200人を超える

認定者がいるというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） ちょっと今200人と言われましたけれども、これ増減というのは、増えてきているのか、減ってきているのかという部分でどうなのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 認定農業者の増減についてであります。認定農業者につきましてはやはり高齢化が進んでいるという観点、さらには一定程度法人化も進んでいるという観点から減少傾向にあるという認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 農地の集積についてはどのようになっていますか、伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 失礼しました。先ほどの認定農業者の実数でございます。200人を切っておりまして、183人の誤りでした。大変失礼しました。

集積率につきましては、こちらは今現在資料をお持ちしておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 担い手の方は、農地の集積を図っていくと。そのためには、やはり規模の拡大をしなければならないわけでありまして。農機具あるいは育苗ハウスの増設など、設備の拡大が大変になるわけでありまして。それに対しての補助金について伺いますが、どのような補助金があるのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 鈴木議員の確認をさせていただきたいのですが、担い手に対する補助金というお話ですけれども、それは（１）の再生事業ではなくて、（２）の地域農業の在り方を明確にする感じの耕作放棄地の扱いにつながるものということによろしいですか。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか、鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） はい。

○産業振興課長（鵜川 晃君） それでは、地域計画の担い手に集積する場合の補助金等ということでございます。主な補助金につきましては、農協を介したソバの作付といった土地利用型作物の利活用があるというふうに認識しております。補助事業名で申し上げますと、経営所得安定対策等の交付金、いわゆる産地交付金でございます。こちらにつきましては、認定農業者が農協を介して、遊休農地というよりは畑地であったり、転作の水田を対象に集積をしまして、そちらの作付、ソバを作付した場合に補助金が交付されるものというふうに認識しております。主な交付金額につきましては、最大で1反当たり3万7,000円というふうな認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 担い手に対しての産地交付金、これ2つあると思うのですけれども、水田活用の直接支払交付金と強い農業づくり総合支援交付金があると、2つあると思うのですけれども、これで間違いありませんか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 恐らく経営所得安定対策交付金のうち、国枠で2万円、地域協議会の枠として4,000円、そのほかに畑作のゲタ対策というところで1万3,000円といういろんなメニューがございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 強い農業づくり交付金の対象者について伺います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員、通告のほうに補助金の件書いていませんので、あまりちょっと深掘りはしないようにしていただきたいです。質問を変えてください。

○9 番（鈴木繁明君） そうですか。では、これは取りやめます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 会津よつば農協では、令和7年産の秋ソバに係る特定作業受託契約の取りまとめを行いました、町との関わりについて伺います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員、そちらもちょっと通告がありませんので、通告外となってしまいます。質問を変えてください。

鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 耕作放棄地にも関わる問題でありますけれども、ソバに対しての補助という、これも耕作放棄地の担い手のソバ作付の反当たりの補助金は幾らかということではありますけれども、それは対象外かな。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 数種類の補助金がございます。水田の減反に対するもの、あと畑に対するもの、合計最大で反当たり3万7,000円でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） それで、農地に対して所有者、それに対する担い手のあっせんというのは、町はどのように行っているのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鵜川 晃君） 農地のあっせんでございますが、農業委員会のほうに相談が窓口とか、あと電話等でございます。そういったご意見を踏まえまして、地域における農業委員さんがそういった担い手さんと交渉、相談をさせていただいて話が、出し手、受け手ということで話が成立したものについて、農地中間管理機構のほうを通じて利用権を設定するという認識でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 耕作放棄地は、今騒いでいる熊の隠れ家にもなりますので、耕作放棄地の解消に努めていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） ただいま産業振興課長より、先ほどの答弁先送りの件で準備ができたということなので、許可をしたいと思います。

産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 先ほど、後ほど答弁させていただきたいということで申しあげました担い手への集積率、これにつきましては46.8%でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） では、3 問目に移ります。

美里あいあいタクシーの料金については、改正は行わないということですが、他町村においては無料で運行しているようなところもあるようでありますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

近隣の町村含めまして、私どものほうでもいろいろな自治体の取組について調査をしたところでございます。ただ、なかなかただで運行しているというようなところはデマンド交通においては少ないのかなと。多分議員さんおっしゃられているのが、坂下町のコミュニティバスの件かなと思いますが、こちらにつきましては10月から試験的に運行しているということで把握をしておりますので、我々が運行しているデマンド交通とは若干中身が違うのかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 株式会社社会津美里振興公社があいあいタクシーの運営主体となっていると。そこで赤字が出た分だけ町は負担している、そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

そのとおりでございます。かかった経費から収入を差し引いた赤字分を町が補助金で補填して運営をしていただいているような状況でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9 番（鈴木繁明君） 町は不足分を出しているだけで、あとは振興公社が運営しているということでもありますけれども、これまでも、こんな運営の仕方だったのですか。その辺伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

これまでも運営の方法といいますか、赤字分を補填するやり方に変わりはありません。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 最初は町が事業主体になっておったと思うのですけれども、それは間違いですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

デマンド交通に関してはずっとこういったやり方ございまして、町が主にやっていたのは本当に合併当時の循環バスですか、そういったものではないかと思いますが。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 料金を決めるのは振興公社になるわけですか。料金体系を決めるというのは。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 一方的に振興公社が決めるわけではございませんで、状況を把握して、あと公共交通会議であったり、あとそれに付随する運賃協議会というのがございますので、そういったところで協議して決定されていくものでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） では、分かりましたので、（2）に移ります。

現在の乗車場所は4か所ありますが、そこまで行くのには、交通弱者でありますので、大変なわけであります。もっとこの乗降場所を増加してはいかかということではあります、ドア・ツー・ドアですか、実施しているということではありますけれども、その辺について乗降場所の増加について伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

町長職務代理者の答弁にありましたとおり、坂下厚生病院につきましてはドア・ツー・ドアではなくて、一定の停留場方式といいますか、といいますのはこちらにつきましては、やはり早く病院に行く必要がございますので、停留所、乗降場所を増やせばそれだけ病院に行く時間が長くなってしまいますので、現在のところは乗降場所の増については考えていないところでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 交通弱者でありますので、乗降場所まで行くのに大変なわけであります。ここも停留所になっておりますので、ここまで、例えば八木沢だとか、あとは赤留とかまで来るのに大変だと思います。弱者でありますので、その辺もう少し乗降場所増加ということでできないかということ伺います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

停留場は設定している4か所でございますが、先ほど議員もおっしゃられたように、基本的にはドア・ツー・ドアでございますので、その停留所までは通常のデマンド交通でドア・ツー・ドアで来ていただくというのがこちらの趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 補足しますか。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 繰り返しのになってしまいますけれども、坂下厚生病院行きにつきましては停留所を幾つか設けてございます。こちらを増やしてしまうと、病院に行くまでの時間がかなりこれまで以上にかかってしまいまして、逆に不便をかけることになりますので、そこまで、停留所までについてはそれぞれの方が従来のデマンド交通、ドア・ツー・ドアで来ていただいて乗っていただくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） 今の答弁の中で、ドア・ツー・ドアということで停留所まであいあいタクシーを利用できるというような、オペレーターの受付の方もそれに合わせても料金が合体で1,500円ですか、1,000円ですか、そういうふうにできるというようなことを言っておったのですけれども、その辺についてもう一回。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

坂下厚生病院行きのデマンド交通につきましては、あいあいタクシーの1日パスポート券というのを買い求めていると使っていただいております。この1日パスポート券というのは、坂下厚生病院行きだけのためではなくて、通常のチケットとしても売っておりますので、単純に今500円ですので、前売りで買ったとしても400円なので、3回以上乗ればお得になるというようなチケットで販売しているものでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） そうすると、例えばこの停留所に来るまであいあいタクシーを使ってきて、乗って厚生病院に行って、厚生病院からまた帰ってきて、ここに来て、またあいあいタクシーを使ってもいいという、それでもセットになっているのですか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） はい、議員おただしのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） それで幾らになるのですか、合わせて。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 1,000円でございます。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君）　そこまで町民の方は分からないと思いますので、本当にいいことをやっているわけですね。今までの利用者について伺います。厚生病院まで今まで運行していたわけでありますので、それについての利用状況について伺います。

○議長（大竹　惣君）　政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君）　現在こちらには詳細なデータは持ってございません。ただ、昨年6月から開始しまして、令和6年度につきましては大体月平均で15人程度、令和7年度、今年度につきましては月平均10人程度ということで把握しているところでございますが、総数については現時点で数字を持ち合わせておりませんので、お願いしたいと思います。

○議長（大竹　惣君）　鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君）　本当に大変1,000円でこれだけ利用できるわけでありますので、もっともっと町民の方に広報等で知らせるなり、いろんな方法で知らせていただいて、利用状況が上がるように、せっかくの運行ですので、よろしく願いを申し上げたいと思います。その辺、答弁を聞いて終わりたいと思います。

○議長（大竹　惣君）　政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君）　議員おただしのとおり、やはりこれまで以上にこういった制度について詳細な周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹　惣君）　これで鈴木繁明君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹　惣君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹　惣君）　異議なしと認め、本日はこれで延会いたします。

延　会　　（午後　4時13分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和 7 年会津美里町議会第 2 回定例会 1 2 月会議

議事日程 第 3 号

令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１２名）

１番	阿 部 雄 一 郎 君	７番	村 松 尚 君
２番	福 島 雅 典 君	８番	星 次 君
３番	荒 川 佳 一 君	９番	鈴 木 繁 明 君
４番	櫻 井 幹 夫 君	１０番	横 山 知 世 志 君
５番	長 嶺 一 也 君	１２番	渋 井 清 隆 君
６番	小 島 裕 子 君	１３番	大 竹 惣 君

○欠席議員（１名）

１１番	根 本 謙 一 君
-----	-----------

○説明のため出席した者

副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町 民 税 務 課 長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産 業 振 興 課 長	鵜 川 晃 君
建 設 水 道 課 長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農 業 委 員 会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君
代表監査委員	薄 久 男 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
---------	-----------

事務局長
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（大竹 惣君） 日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第６号、１２番、渋井清隆君。

〔１２番（渋井清隆君）登壇〕

○１２番（渋井清隆君） それでは、改めましておはようございます。通告に従い２問伺います。

１問目、旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約について。去る１１月１４日開催の第２回定例会１１月会議において追加提案された議案第６１号が賛成多数により可決された。変更契約の内容は、旧赤沢幼稚園の基礎ぐい１０８本を設計に計上していなかったことが判明したことであります。その請負代金は、変更前１億３,３１８万８,０００円に対し、変更後は１億４,７６３万２,１００円で、１,４４４万４,１００円を増額する変更契約であります。しかし、その増額された金額は補正予算には計上されておりません。つまり当初予算に計上されているということでもあります。そうすると、初めから変更契約を想定した上で予算計上していると言わざるを得ません。見解を伺います。

また、解体に係る設計委託契約により納品された成果品の確認検査は誰が行ったのか、また検査員は誰だったのか。

そして、①、当初の工事監理委託料は幾らなのか。

②、工事費の増額により工事監理委託料に変更が生じないのか併せて伺います。

２問目、本郷地域公共施設解体工事請負契約に係る損害賠償について。去る９月１９日開催の定例会９月会議において追加提案された議案５８号が全会一致で可決されました。表記請負契約（仮契約、令和７年９月１１日、本契約成立日、令和７年９月１９日）が契約締結後、予定価格と最低制限価格の価格が過少となっていたため、本契約金額が最低制限価格を下回ることが判明し、令和７年１０月８日付で本工事が中止となった。本工事請負契約金額は２億２,０７５万６,８００円、税込みであり、中止の内容は、外部からの問合せがあり確認したところ、一般管理費等に加算すべき契約保証率が加算されないところが判明したと述べられています。本件事件は、発注者側の一方的な設計違算による契約解除であり、損害賠償の対象となることは言うまでもありません。そこで伺う。

①、前述しているほかに設計積算の誤りはないのか。

②、会津美里町工事請負契約約款（契約が解除された場合等の違約金）第４３条の２第１項には、乙、請負者がその責務の履行拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合、乙は請負代金の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな

ければならないとあるが、請負者に対する損害賠償金の種別など具体的補償内容の定めがありません。そうすると、甲は乙に対し何を根拠に損害賠償金を支払うのか、その補償内容と責任の所在について伺っています。

また、工事に着工していないにもかかわらず、工事請負費とともに委託料が繰越明許費に計上されているが、工事監理委託契約について、今後どのように対処するのか併せて伺います。

以上、よろしくお取り計らい願います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 12番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体工事請負変更契約についてであります。1点目の変更契約を想定した予算の計上につきましては、当初予算は物価上昇分を見込んで計上しており、今回の入札において請け差が生じたため、工事変更に対する増額分1,444万4,100円は予算残額の範囲に収まったことから、補正予算としては計上はいたしませんでした。

2点目の設計委託成果品の確認につきましては、令和6年11月5日に完了検査を実施しております。成果品である設計書、設計図、現場調査報告書及びアスベスト含有等分析結果報告書に基づき検査を行ったところであります。検査員につきましては、生涯学習課長であります。

3点目の当初の工事監理委託料の額につきましては、330万円であります。

4点目の工事費の増額による工事監理委託料の変更につきましては、工事の変更により工事監理業務が増加するため、委託料の増額変更が生じます。

次の本郷地域公共施設解体工事請負契約に係る損害賠償についてであります。現在損害賠償について協議中の案件であることから、支障のない範囲での答弁になりますので、ご了承願います。1点目の、他の設計積算の誤りにつきましては、設計積算の精度をさらに高めるため、ほかに誤りがないかを福島市町村支援機構に設計図書などの精査を依頼する予定です。

2点目の損害賠償金の支払い根拠、補償内訳及び責任の所在につきましては、会津美里町工事請負契約約款第45条、協議解除の規定により損害を賠償することになります。補償内容につきましては、現在協議中でありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

責任の所在につきましては、今回の設計違算は町が行う積算業務の範囲であり、町に責任があるものと認識しております。また、工事監理委託契約の今後の対象につきましては、現契約に係る工事が契約解除となったため、工程会議など実施済業務の数量により変更契約を行い、委託契約を完了する方針です。さらに、工事の再度の発注に当たりましては、新たに工事監理委託契約の締結を行います。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） それでは、早速再質問に入らせていただきます。

1 問目から順々に。ただいま教育長が答弁いたしました件に、当初予算は物価上昇率を見込んで計上していますと。では、この物価上昇率は何を見込んでいるのか具体的にお知らせ願います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

物価上昇率につきましては、予算をつくる時期というのですか、から実際実施するまで時間というか、期間がありますので、その分の物価の上昇率5%を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今お答えになったやつなのですが、そうすると入札するまでということですから、ではその経緯をちょっとお願いしたい。告示から入札まで。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 告示が令和7年2月27日、2月10日に閲覧、制限付一般競争入札の閲覧開示しまして、2月27日と28日が入札期間、それから3月3日が開札、入札までですとそういったようなスケジュールとなっております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうしますと、この間において物価上昇率がという分で5%やったと。物価上昇率って、これ新たに構築するものではないと思います。建物壊すだけです。あったものを壊すだけなのに、物価上昇率というのはどこまで指して言っているのかというのを、具体的に言ってくださいというのはそこを言ったのです。物を買って、そのものをやるのだったら、この期間があったら物価上昇率も分かります。この期間において、今言った、3月ですか、4月1日から工期が12月8日ということで、この間に物価上昇した部分というのは、建物の附属する工作物とか、そういうのを建てるわけでないのですから、それは物価上昇率はないでしょう。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 物価上昇率の考え方につきましては、この設計書を作成するに当たりまして、やはり例えば原油価格の上昇とか、そういうこともいろいろございます。あと積算単価の、公共単価の改定などもありますので、そういうことも含めた中で、町のルールというのですか、一律のルールとしまして5%の計上をしたというところでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今の説明には矛盾があるのでないですか。上がるとすれば、私言っているのは、そういう機材とか何か資材は上がらないのです。上がるとすれば、原油とか、今言った燃料代とか人件費、これのみでしょう、大体は。それなのに、この5%でもってこれだけの金額が上がるというのは、ちょっと異常だと思うのです、お分かりだと思うのですが。それで、ここはそもそも豪雪地

域、積雪寒冷地域です。単価を組み替えるときには、データは当然その当時のデータでやっているわけだ。入札のときは、組み替えるわけですね。そのときに支援機構から負担金で借りている機械に打ち込むわけです。そのときには当然寒冷地域になっているのです。それで、12月8日までとなっていますから、たとえこれ12月8日となれば、そのほかに含めるというのは豪雪地帯の部分だけです、これ。1か月しかないです。それで、この1,444万4,000円という、これそもそも、後でこれまた聞きますけれども、物価上昇率の5%って、あと請け差と言いますが、この請け差が生じたというのは、全体の今まで3つくらいの工事があって、全部完結した上での請け差を言っているのでしょうか。この部分だけの請け差なのか、これ。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 請け差につきましては、本工事での部分を言っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうすると、この請け差は相当大きいということは、見積りそのものに過大があったということなののでしょうか。見積り上げるのには根拠があるわけですから、このような請け差が出るというのは誤りではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 請け差につきましては、この請け差が率が93.86%ということで、6%以上の落札率というのですか、部分が余裕が出たということで、請け差につきましては約8,800万ですが、こういったところで請け差が出たというものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） その落札率なのですが、そもそも100%というのはあり得ないでしょう、ほとんど。九十何%、それはそもそも見込んでもって最低制限価格をつくっているだけなのでしょう。そうではないですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） すみません。ちょっともう一度よろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 100%の落札というのはないでしょうというの。そうなると、最低制限価格を設けているのが、予定価格もそうでしょうが、ある一定の金額で切っていますよね。切らざるを得ないでしょう、これ。100ってなったら情報漏えいとか何かになってきますから、ほとんどないと思う。だから、そもそもその比率をやる場合の設定の仕方があると思うのです。そこは恐らくどの工事でもそれほどいかない場合、いった場合でも、そこらに収めているのではないですかというのはどうなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 設計書の作成につきましては、これ解体工事ですので、やはり見積りが非常に多いということと、そのほかにつきましては公共の建築工事の単価を使っておりますので、金額的には適切に設計書をつくっているというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） こればかりやっていますと先に進まないの、それで2点目なのですが、成果品の確認に、アスベスト等は報告書に基づき検査を行ったといいますが、委託業者に対しては、当然こちらで持っている資料というか、元図とかそういうのあって、出して委託するわけでしょう。それに基づいて成果品出てくるのですよね。ですが、いろんな新聞とかを見ますと、新聞というよりもあれなのですが、アスベストとか何かというのはそもそも想定していなかったのですか、これ、その設計図書の関係で。貸し出した設計図書にどれだけの項目が具体的に書いてあって、どういうものになったのか、そこでもってこれが入っていなかったけれども、出てきたとかあると思うのですが、具体的に教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） アスベストにつきましては、特に赤沢分館と赤沢小学校のプール、更衣室の図面はございましたので、そういった図面も参考にしていたのですが、あとは実際にこの委託事業者さんですか、委託者さんが現場を見て、こういったところにアスベストがあるのではないかとということで調査を行って、最終的には赤沢分館の床材ですとか、あとは天井の天井材、あとは旧赤沢小学校のプールであればやはり更衣室の天井にアスベストを含んだ材質のものがあるということ、そういうところで確認をして、設計書にはそこは最初から入れ込んであります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうしますと、そういうところまであるものであって、分館のほうの、赤沢幼稚園のほうの基礎ぐい108本は計上していなかったと分かったわけですね。公民館のほうはあったわけですね。そうすると元図は、原図ですよ、元図、基礎敷設図、これは片方はあって、片方はなかった、こういうのは考えられますか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 図面につきましては、旧赤沢分館と小学校のプールの図面というのは保管してあったのですが、赤沢幼稚園のやっぱり図面が探しても見つからなかったというところがございます。それで、図面があれば、基礎ぐいとかの存在は予測できますし、本数とか形状とかも予測できるのですが、全く図面がない中で、本数とかそういうのが全く予測できませんでしたので、そこについては最初から設計に入れるというわけにはいきませんので、本当に確認できたら、やはりお金が足りなければ補正予算をお願いしたりとか、そういうことで適切に対応するというのは最初から

の方針でございました。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今言うように、幼稚園のほうは下のほうなのです。公民館のは上のほうなのです。そのときに、上のほうに五十何ぼですか、何本の基礎ぐいはあったと。下のほうはだんだん下になってくるわけで、田んぼに近い地盤は軟弱だと、そうなった場合は基礎ぐい入っているとは想定はできたと思うのです。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然想定はしておりました。ただし、本当にまだ本数なり、例えば規格なり、全く地下に入っていますので、そこを逆に最初から設計書に上げることはいかなものかというふうに判断はさせていただきました。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 想定はしていたのですよね。ならば、現地調査とかそういうのは必要あったと思うのです、やる前に。これ必ずしも今すぐ売却するわけではないのですよね。町の土地なのです。税金はかかっていないです。あえてこの間に急ぐ必要があったのかと。すぐに売却とか何かは予想していないでしょう、これ、想定も。税金もかかっていない。ならば、もう少し慎重にして、工期をずらして、当然入札入る前には1年とか半年前に要は設計者、解体の委託を出しているのです。この間だっけかなり期間があるのです。なぜそこができなかったのか。私これ不思議でならないと思っています。幾ら工事費の2割を超さないからといって、変更契約が可能だというあれはあるかもしれませんが。それにしても、1割強を超える補正というのは、今までかつて見たことない。このお金も皆さんの血税でもっていくのですから、慎重に、町民の人が納得できるような説明とか責任がないとやはり困りますよ、これ議会としても。そのために議会があるのですから。議会はチェック機能を果たす、そういう機能を持っているのです。そこら辺を十分に注意してやっていただきたいなと思います。

それで、設計の図書とかいろいろ書いてありますけれども、どこら辺まで成果品を求めてチェックしてやった、検査員は生涯学習課長でありますといいますが、図面なのか、成果品はC Dなのか、いろいろあると思うのです。それをもって検収調書を作って、了としてお金を払うのですよね。これどこら辺までなのですか、具体的に。何があったのでしょうか、これ、内容は、成果品。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えいたします。

成果品としましては、まず紙ベースとしまして設計書、それから設計図、それから建物等の現状調査などを行ったことを報告するための現場調査報告書、それからアスベスト含有等成分の分析の結果の報告書ということで紙ベースではいただいております。そして、あと電子データとしまして、C Dに焼き付けたものを設計書と設計図ということで納品していただいております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） この納品は羅列してあると思うのですが、中身は点検したのでしょうか。中身に対して、これ中身見れる人いるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 中身につきましては、専門的な知見を持った職員というのはおりませんが、ただし設計書と設計図を見合わせれば、設計図に描いてあるような例えば建物等の撤去、そういったものが設計書のほうに入っているかとか、あとはきちっと現場調査報告などに基づいて調査をされているか、あとアスベストのところがきちっと入っている、あるということが報告されている中身等は見れますので、本当に専門的な私も見識があるわけではございませんが、設計書、設計図については、本当に見れる精いっぱいの中で確認はしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 何か曖昧ですね、確認できるのだから、できないだか。早く言えば、専門家がないので、全部は見れないということですよね。そうでしょう。専門者がいれば、何も外注することもないのです。することもないし、いないからこういう状況が起きているということです。でも、これのもと先ほども言いました元図というのがあるわけですから、それがしっかりとあれば、ある程度外見的な部分は外壁とか何かというのがあるのにね、屋根を見れば陸屋根だとか、切妻だとか、入母屋だってみんなあります。でも、ああいう建物は、いわゆるここは都市計画法ありますよね。都市計画法に該当しない地域であっても、特殊建築物です。そうすると種目図を、または木造でいえば3階以上、500平米ですか、今ちょっと忘れちゃったけれども、それを超えるものであれば特定行政庁、いわゆる建築主事、これの許可が必要です。そこでもってちゃんと許可したものですから、あるはずなのです。それがなかったということだから、管理不行き届きになりますよね、これ。誰だか分かりませんけれども。でも、やはりこういうのがないと、修繕とかなってきたときに相当困るわけです。ですから、やはりこの庁舎もそうですけれども、仮にですよ、そういうものがなくなったときに困るわけです。だから、管理はやっぱりきちんと、なくするためのあれなのですか。造るためではないのですか。維持管理するのは最低必要条件ですから、やはり管理はちゃんとしていただきたいなど。これ以上突っ込みますとちょっと別なほうに行ってしまうので、この件についてはこれで終わりにしておきますが、それでは2問目に入りたいと思うのですが、損害賠償の関係なのですが、これは契約保証率が加算されていないということで言っていましたよね。だけれども、別なほうの新聞報道を見ますと、そのほかに有価物補償、マニフェスト、この部分がちょこっと入っているのです。ですから、私はほかにないのかと聞いているのです。これ、このほかに本当にないですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 有価物につきましては、1回目、2回目の入札中止ですか、公告中止のときの原因になったものでありますが、今回の契約解除に基づいてやっぱり誤りましたのは、今の契約保証の費の部分の率が正しく積算されていなかったというのが原因でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） それでは、今言うように契約保証といいますか、この契約保証については、町の約款等には書いてあるのです。それと、あと町の要領ですか、ここにも若干書いてあるのです。ただし、比率というかな、そういうのが定まっていないのです。それと、何を根拠として保証をするのか、具体的に教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 根拠の0.4%ですが、これにつきましては、国で通知しているような文書に基づいて0.4%を使っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） それは、パーセントというのは契約保証率だよ、0.04。それは、要するに金銭的保証のことを言っているのでしょうか。物的保証云々というのは0.09だよな。そう私は思っているけれども、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時34分）

再 開 （午前10時37分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

渋井議員。

○12番（渋井清隆君） それは、後でちょっとお知らせしていただければいいと思います。

私これ聞きたいのは、要は何を根拠としているかというのは、この要綱には、その率は書いていない。解除だけするという、これ一方的な解除なのです。一方的な解除、要綱にはないということは、あなた方は行政だから分かると思うのですが、これは法律でないので、要綱は。この前もいろいろやりましたが、法令というのは、法はもとより規則または条例、そのほかに自治立法権に基づく自主法である条例、規則までを法令という、これがないのです。そうすると、法令にないということは、民法を適用することになるのではないですか。一方的な契約、民法にはどこにありますか、これ。ここであなたたちはこう書いてあるのです、要項に、解除契約の関係。違約金はちゃんと45条ですか、契約約款ですが、このあれについては、建設工事に係る設計違算に関する事務取扱要領の6条にちゃんとそれは書いてあるのですが、これ、これならば何をもってあれだと、これは民法ではないでしょう

か。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

確かにそういった契約、こちら側、町側からの契約解除による規定しているものというのは、やはりこの工事契約の約款の45条の協議解除ということになりますので、本当にこれが根拠になります。それ以外確におっしゃるとおり特に書いてあるものはないというところで、根拠は協議解除、約款の45条ということになります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 法令というのはどこまでいうのですかと聞いているのです。定めがないときは民法になっているのですよ、これ。私調べてみました、これ。民法641条、注文者による契約の解除。請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を補償し契約の解除をすることができる。これなのでしょう。今は一方的なあれですから。そうなのでしょう、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） お答えさせていただきます。

確かに民法はございますが、町の工事請負契約約款というのは一つの契約になっていますので、民法の場合も、契約とかがあれば、契約のほうが当然優先するということになりますので、この契約約款の45条によって契約を解除したということになります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） ですから、民法を受けて、それをやっているのでしょうかというの。それで、今度は補償になって、この損害補償、いわゆる損害補償というのは逸失利益、いわゆる相手側にとっては利益、この逸失利益というのはお分かりでしょうか。具体的にお願いしたい。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 逸失利益、これにつきましては、実害のほかに利益が得られたであろうと、そういうものではないかというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 何かむにゃむにゃって、自信持って言ってください。確かにむにゃむにゃの中でも今回答になりました。要は逸失利益というのは、解除しなければ、将来得られるはずの収入とか利益をいうわけです。いわゆる得るべき利益、それが正当な利益になるのです。ただ、この場合、今回の場合は工事やっているのだとすればいいのですが、やってはいないのです。やっていないから、どこまでを判断してやるのかということになってくる。これなかなか難しいと思うのです。未着工ですから。未着工なので、いわゆる契約解除をしているわけですよね、ここで。そうすると、どこまで

の範囲を想定しているのかと、ここには今後のことについては云々って書いてありますけれども、だけれども、その範囲が分からないでは、ちょっとこちらのほうの云々というのは、それはいかないと思うのですが、どういうふうにお考えになっているのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 考え方としましては、まずは損害賠償請求ということになりますので、やはり実際に損害のあった額というのがまずは第一になると考えております。あと、逸失利益につきましては、いろんな考え方はあると思いますので、弁護士と相談しながら、これから進めていくということに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうすると、今あそこには現場事務所もないし、いろんなものがないですよ。あと、そうなった場合、準備行為としていろんなものはやっているということがあります。それであとは何かな、人を頼んだとかいろんなものがあると思うのですが、それについてはまだ相手側とは折衝していないから、分からないと思うのですが、そういうところもいろいろ踏まえた上で、損害賠償についての協議をするということではよろしいのですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） この損害賠償の協議の進め方につきましては、まず損害賠償を要求する方がこういった損害があったということで当然請求というか、されると思いますので、そういったものを内容を見せていただいて、どこまで損害賠償として行わなければならないのかというのはやはりあまり事例ありませんので、うちの町としてはそういった事例はありませんので、弁護士と相談しながら対応していきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 今課長が申し上げたのは、私のほうでは前代未聞で初めてです。私四十何年、そのほかに議員になってから十何年、この間にいろんなところも経験しました、建設も総務も。でも、今まで1回もこういうことがあったことはございません。確かに中止はいいです。中止というのは、入札する前においての事項というか、それはいいのです。これは、もう契約行為をしたから、要は解除となるわけですね。ここまで来るとするのは期間もあるわけですから、やはりあのとき、この事件については2回中止しているのです。我々には分かっていない、内容は具体的に示されていないのです。ただ、設計の積算を要するとか云々だって具体的には書いていないのです、大ざっぱなもので。だから、そこを業者さんのほうからの回答とか何かあったときには、あの状態では分からないと思うのです、具体的に。業者から回答を求めた場合は、共有しなくてはならない、交渉するのあるのでしょう。そうでしょう。そこまではやらなくてはならないですよ。やっぱり分かっている人は開示請求とか何かやりますけれども、分からない人はそのまま済むわけです。あと平等性がないということで、期間中となれば共有するということで、みんなに公表すると。でも、あの中身では、どこがど

うだか分からないから。再度積算を要するからとか、そういう文言で書いてあるだけなのです。やはりもう少し踏み込んだような形で、どこがどうなったと、それやらないと相手だってまた分からないと思う。相手だってそこが分からなければ、積算できないと思うのです。積算できないということは、入札の札を入れられないと。それなのに、うまくなっているというのものもあるし、だからやはり具体的に積算根拠は示しておかないと入札だってできないし、相手も困ると思うのです。自分のほうも困っているのです。制限価格を割ったとか、割らないとか、いろいろそれで適正な、そもそも指名選考委員会に入れるということが、それらの業者が実績があって、信頼を基にしてやっているわけですから、そんなべらぼうな入札の価格の差が出るなんていうのはあり得ないのです。ですから、これ800万円もあるというのが、ちょっともう想定した上でしょうということを私言いたかったのです、いろんなので。いろんな、これでもありますよ。ですから、やはり大きな金が出てくるわけです。これから毎回、解体が多いですよ。余談になりますけれども、県でもって新聞報道で出たのは、あれはあくまでも土木工事に対する積算ミスの云々です。ここは解体の、だから積算するソフトが違うわけですね。そうでしょう。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然土木と公共建築の場合ですと、積算するシステムは確かに違います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 以前は建築周りも大体同じで使っていたのですが、ある一定の時期から変えたのですよね。そうすると、やる人も、建築もやれば土木もやる、やっぱり。それに対しては、職員というよりか、それがやっぱり足りないのではないの。そういうのであれば、やはり町長に申し出て、一時的にここにそういう職員を張りつけるとか、そういうのを要請したらいかがでしょうか。これ教育長にお聞きしたいと思いますのですが、そこはよろしく。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ご指摘の点につきましては、非常に痛感をしておりまして、以前から町部局には専門職員の配置をお願いしたいということはずっと申し続けているところでございます。今後ともお願いをし続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そうすると、今言ったようにやれば、少しでも自分たちのほうも楽になるし、間違いが起きないのです。今日町長いないから、町長に聞くわけいけないから、これ権限のことだから、副町長にはしようがないからね。そういうことですから、やはりきちんと町長のほうに要請をしていただきたいなど。何遍でもいいですよ、これ。これからどんどん仕事が、そっちのほうメインになっていくのですから。要は集約化を図ろうとして今これやっているのです。そのためのを今やっ

ているわけですから。だから、もっと強く、教育長、町長に対して要請してください。

これでもって私の質問終わり。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、11時まで休憩します。

休 憩 （午前10時50分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

○発言の訂正、追加

○議長（大竹 惣君） まず、生涯学習課長より発言の許可を求められておりますので、これを許可したいと思います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 先ほど答弁に誤りがありました。あと、保留した分がありますので、報告させていただきます。

初めに、議員から質問がありました、金銭的保証を必要とする場合ということで、私、0.4%というふうにお答えしましたが、0.04%が正しい答えでございます。どうも失礼しました。修正願います。

それから、発注者が役務的保証を必要とする場合につきましては、議員のおっしゃるとおり0.09%で間違いございません。

報告は以上でございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

○議長（大竹 惣君） それでは、通告質問に入ります。

次に、通告第7号、5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 5番、長嶺一也でございます。通告に従い質問させていただきます。

まず、1の令和8年度当初予算編成についてでございます。令和7年10月23日付で町各所属長宛て町長通知、令和8年度当初予算編成方針についてが示されました。町長通知を見ると、町税収入の悪化の懸念、人件費の増や諸物価高騰などに伴う物件費等の増加を見込んでおり、さらなる行財政改革に取り組むことが求められているとあります。また、令和8年度は町の第4次総合計画の初年度となることから、第3次総合計画の計画期間の取組を総括して、新たなまちづくりの将来像の実現に向け、成果を重視した予算編成とすることとされております。一方、議会より、令和6年度の一般会計歳入歳出決算審査を踏まえ、町に対してさらなる財政の健全運営の確保と、限られた財源であっても行政

サービスの質の向上に努められるよう、令和7年9月19日に提言を行ったところです。予算編成の基本的方針と基本的事項を見ますと、令和8年度政策方針に基づく重点プロジェクト事業の戦略的取組、優先順位が明確にされた事務事業に財源配分、枠配分方式の導入、ゼロ債務負担行為を活用した発注、施工時期等の平準化の取組等がうたわれているところでもあります。そこで、以下お尋ねします。

(1)、議会の提言はどのように当初予算に反映する考えなのかお尋ねします。

(2)、3つの重点プロジェクト事業を推進するに当たり、令和8年度は第4次総合計画の初年度であることや町合併20年経過後の節目となる新たな年度となることを踏まえ、本町の最重要課題である人口減少対策となる目玉的新規事業展開が必要と考えるが、どのような施策を考えているのかお尋ねします。

(3)、現在予算編成作業中であると思うが、特に若い世代に選ばれる町を目指す施策について、現時点で話せる範囲でお示しください。

(4)、枠配分方式の導入に当たり、そのメリットとデメリットをお尋ねします。

(5)、人口減少対策に当たり、未来を担う人づくりプロジェクトにおける人材育成の推進が必須であるとともに、女性が活躍できる環境づくりも重要であると考えますが、女性活躍事業の展開についてお尋ねします。

次に、2の熊対策についてでございます。熊の被害は、本町をはじめ東北各県や北海道で人的被害も発生するなど深刻化しており、災害であると唱える識者もいる状況にあります。本町における熊の人的被害は、11月20日現在、新鶴地域で2名、高田地域で1名の計3名であります。国内での目撃情報は、10月以降ほぼ毎日報道され、人の生活圏にまで侵入するに至っている状況となっております。本町が目撃情報のうち、新鶴こども園付近や新鶴駅付近での熊出没は、次代を担う園児や気動車通学者の安全確保の観点から、緊急的対策が求められるところでもあります。このような県下の状況を踏まえ、県では10月23日にツキノワグマ被害防止緊急対策事業を行うための経費を専決処分したとの報道があり、市町村への支援も行うとされたところでもあります。これ以上人的被害を出さないためにも、熊出没を抑制するためにも、県の予算を活用した熊被害対策を早急に講ずる必要があると考えます。そこで、以下についてお尋ねします。

(1)、熊の目撃件数は、月別、時間帯別でどのようになっているのかお尋ねします。

(2)、町が委嘱している鳥獣被害対策実施隊の中で、第一種銃猟免許またはわな猟免許所有者はそれぞれ何名いるのか、併せてその年齢層をお尋ねします。

(3)、狩猟免許取得に当たり、講習代、銃購入費、各種手数料、銃保管ロッカー設置経費など、数十万という相当額を要します。このため、熊駆除に当たる人材育成のため、町の支援と対応はあるのかお尋ねします。

(4)、熊被害防止に係る町民に対する啓発の取組と熊の誘引物たる管理者不在で実がついたままの柿の木について、町はどのように考え、対応するのかお尋ねします。

(5)、県のツキノワグマ被害防止緊急対策事業を活用した本町の熊の被害対策事業についてお尋ねします。

(6)、今後本格的な冬の厳寒期になることから、熊の出没件数も減るものと考えますが、熊出沒防止のため、今後どのように対応するのかお尋ねします。

(7)、新鶴こども園では熊対策の花火を上げると聞いておりますが、その花火を上げる時間帯と頻度、その他の対策をお尋ねします。

(8)、同こども園通園児保護者より、熊対策に係る門扉の改善要望があると聞きましたが、要望内容と、その対応をお尋ねします。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。なお、熊対策についての7点目、花火の打ち上げ及び8点目、熊対策に係る門扉の改善要望につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和8年度当初予算編成についてであります。1点目の議会提言の予算編成への反映につきましては、限りある財源の中で、持続可能な財政運営を推進するため、事務事業の再構築を行うことのできる予算編成の仕組みづくりとして枠配分方式を導入いたしました。議会からの提言内容を踏まえながら、事業担当部門による視点とマネジメントにより、効率的かつ効果的な予算編成に取り組んでまいります。

2点目の人口減少対策となる目玉的新規事業につきましては、現在令和8年度の予算編成に取り組んでいるところでありますので、現時点で個別具体的な取組について詳細に申し上げることはできませんが、第4次総合計画の着実な推進に向け、組織機構改革による新たな推進体制の下、引き続き移住、定住施策や交流、関係人口の拡大、子育て支援策などに戦略的に取り組み、人口の社会減及び自然減両面の緩和を図ってまいります。

3点目の若い世代に選ばれる町を目指す施策につきましては、若者が生まれ育った愛着のあるこの地域で、なりわいを得て十分暮らしていけるように、農林業、商工観光業等の産業振興をはじめ、若者の雇用創出スタートアップのための環境整備や交流、関係人口の拡大に取り組み、街なかに新たなにぎわいと活気を創出することで、若者にとって魅力的なまちづくりを進めてまいります。

4点目の枠配分方式のメリットとデメリットにつきましては、まず枠配分方式とは予算総額の枠を事前に設定し、その枠の範囲内で各課の予算を配分していく方式となります。メリットといたしましては、事前に見込んだ歳入から予算総額を設定しますので、財政健全化の観点からも、支出の総額を抑制しつつ、重点プロジェクト事業等重要度の高い事業へ優先的に資源を投入することが可能となります。また、配分された予算の範囲内で、事業担当課主導により事業効果及び有効性を検討した上で

事務事業の再構築を進められる点に加え、職員一人一人のコスト意識を高めることができる点などがメリットになり得ると考えております。デメリットにつきましては、現在予算編成を進めているため、進捗を踏まえつつ検証してまいります。

5点目の女性活躍事業の展開につきましては、男女共同参画の視点から、若年女性が地方から流出する主な要因とされる、いわゆるアンコンシャスバイアスと言われる、男女の固定的な役割分担などに関する無意識の思い込みを解消するため、小中学生を対象とした川柳コンクール等を通して、男女が共にそれぞれの能力を発揮し、対等に活躍できる社会の実現へ向け、周知啓発に努めながら、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次の熊対策についてであります。1点目の熊の目撃件数につきましては、4月から11月までの間で153件となっており、昨年度と比較しても件数が多い状況となっております。月別の件数であります。4月から9月までが58件、10月から11月までが95件となっており、10月と11月の2か月間で全体の約6割を占めております。

次の時間帯別の目撃件数の状況であります。午前零時から午前8時までが31件、午前8時から午後4時までが60件、それから午後4時から午前零時までが62件となっております。

2点目の鳥獣被害対策実施隊の第一種銃猟免許及びわな猟免許所有者につきましては、第一種銃猟免許のみを所持している隊員が10名、わな猟免許のみを所持している隊員が5名、第一種銃猟免許とわな猟免許の両方を所持している隊員が11名となっております。年齢層については、70代の隊員が最も多くを占めております。

3点目の狩猟免許取得者に対する町の支援と対応につきましては、新たに狩猟免許を取得した方を対象に、狩猟免許や銃所持許可に係る講習受講料、狩猟活動に必要な銃などの購入費用に対して最大15万円を補助しているところであります。

4点目の1つ目、町民に対する啓発の取組につきましては、町内で熊の目撃が相次いでいる状況を踏まえ、町ホームページや公式ライン配信などを通じて、熊対策について、町民の皆様へ周知を図っているところであります。

4点目の2つ目、管理者不在の柿の木に対する対応につきましては、自治区、空き家担当部署、農業委員会と連携し、所有者へ適切な管理への働きかけを行っております。

5点目の県事業の活用につきましては、緊急銃猟マニュアルに対する専門家からのアドバイス、市街地付近などでの熊出没の際の専門家による現地調査及び対策に関するアドバイスを要望しております。また、町でも熊追い払い用の花火の配布を行っておりますが、県からの配布支援を要望しております。

6点目の熊出没防止のための対応につきましては、今年度の出没状況や被害状況について、専門家からアドバイスをいただきながら、被害防止に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

熊対策についてであります。7点目の花火の打ち上げにつきましては、こども園の周辺に熊の出没があった場合は、数日間、朝に打ち上げを行っております。また、地域において目撃情報があった場合は、園児を園庭で遊ばせる前に打ち上げを行っております。その他の熊対策としましては、西側から北側にかけて電気柵を設置するとともに、定期的にのり面とやぶの草刈りを行うなど、雑木林からの侵入を防止する対策を講じております。

8点目の熊対策に係る門扉の改善要望につきましては、熊の侵入防止のため、日中は門扉を閉めたほうがよいのではというものであります。対応としましては、門扉が交差点に面しており、門扉前で車両の停車は交通事故の危険が伴うことから、日中は開けておりますが、園庭への車の侵入防止対策として、園舎東西の通路に防獣ネットを設置しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ちょっと再質問させていただきます。

まず、当初予算編成についてでございますが、答弁にもありましたとおり、現時点では答弁いただく範囲というものは限られておりますので、（3）の枠配分を中心に再質問させていただきますが、その前に、（1）の議会からの提言書を各所属に対しまして、どのように周知したのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

議会からの提言につきましては、決算特別委員会における提言についてということで、係長以上の職員を対象に庁内メールにて周知をしまして、当初予算編成業務の参考とするよう周知をしたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 議会提言は、経営戦略会議も開催されたと思うのですが、その会議の場で議題とはならなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 経営戦略会議におきましては、具体的に議会からの提言について議論した経過はございません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 私の考えなのですが、町の執行部は議会の提言を単なる形式的なものとして捉えているのではないかなと思っております。二元代表制の対等な関係を執行機関自らが壊し

ているというような印象を払拭できないのですが、改めてお聞きしますが、議会からの提言書をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

議会からの提言につきましては、今ほどお答えいたしました決算特別委員会における提言と、あとは議員の方々が研修に行かれた後の提言ということで、2種類提言をいただいております。我々当然すごく重要な提言だというふうに認識しておりますが、その提言につきまして、個別に課長が集まって1件1件議論するとか、そういった場合は設けておりませんが、先ほど答弁しましたとおり、係長以上に周知をしまして、あとは各課の中で当初予算に反映するべきものか、あとは現時点では難しいものなのかということでそれぞれ協議いただいているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。議会の提言につきましては、重く受け止めていただきまして、しっかりと二元代表制の対等な関係をこれからも構築していただくとお願いしたいと思います。

次に、（2）のことなのですが、現在話すことができる事業はないという理由につきましては分かりました。重点プロジェクト事業は、枠外で、町長查定の対象ということをお聞きしたわけなのですが、重点事業のプロジェクト推進につきましては、まさに町長のカラーを打ち出す事業内容かと思うのですが、当初予算編成においては、担当職員が予算を組みやすいよう、さらには二度手間にならないように、重点プロジェクト事業に関しまして、町長自らの考えを担当課長とか経営戦略会議等で指示があったのかをお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

重点プロジェクト事業につきましては、町長がこの事業をやりなさいということではなくて、先ほどから何回か出ております経営戦略会議、こちらには町長、副町長、教育長、あとは全課長が出席しております。その中で各課で重要と思われるような事業をそれぞれ課長がプレゼンテーションをしまして、その経営戦略会議の中で、これはいいだろう、これは駄目だろうというようなことで決定をして、重点プロジェクトとして認定して取り組んでいくというような流れになっておりますので、当然町長の意向といいますか、考えが反映されたものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 町全部としてオーソライズされて、同じベクトルを向いて事業を推進することは分かりました。令和8年度の施策内容については、現時点で答え得る内容はあまりないということなので、当初予算審議のときに改めてお聞きしたいと思います。

次に、（３）と（５）につきましては、自分としては関連がある質問と捉えておりますので、２つを合わせた形でちょっと再質問したいと思います。選ばれる町についてなのですが、第４次総合計画の町の将来像にある言葉であり、特に若者や女性に１０年後選ばれる町を目指すとうたっております。人口減少の減少幅を少しでも抑えるために、その施策は全国の各自治体が行っております。その施策の一つが今の答弁、その施策も聞き出せませんでしたけれども、人口減少対策につきましては、全ての自治体が喫緊の課題と位置づけておりまして、新施策構築にも取り組んでおります。それで、住んでよかった、ずっと住みたいという気持ちを継続的に醸成していく施策が必要であると考えております。雇用の場、宅地造成を推進して、子育て世帯に対する廉価の宅地提供を推進し、この廉価の宅地というのは、例えば土地代が１００とした場合、子育て世帯に対しては８０に割り引いた金額で提供するというような支援を行いまして、ほかの自治体との差別化により移住者を取り込む、増やす必要があると考えますが、町の考えはどんなものか伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

宅地の提供といいますか、そういった場合での町の補助、若い方に対する補助ということでございますが、現在町のほうで吹上台の住宅地を販売しておりますが、それにつきましては、当然子育て世代といいますか、若年層、４０歳、夫婦の場合ですとどちらか４０歳以下の場合に限って５０万円の補助をしておりまして、さらにご夫婦にお子さんがいらっしゃれば、１人当たり１０万加算ということで最大３０万、３人までということで助成をしております。あと、住宅の取得においても、様々な補助金を設定しておりまして、ほとんどの住宅取得の補助金に関して、４０歳以上の方については上乗せをするとか、そういった若い人向けの加算といいますか、そういった対応をして、若い方に住んでいただくような取組をしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、ちょっと今の答弁で、４０歳以上の方に加算するといったような表現でしたけれども、間違いないですか。

政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 大変失礼いたしました。４０歳以上ではなくて、４０歳未満の方でございます。申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○５番（長嶺一也君） そういった支援につきましては、今までもネウボラにも書いてあったと思うのですが、そういった支援につきましては、ほかの自治体とほぼほぼ大体同じなのかなというふうには私は思っておりまして、差別化しまして、町独自の支援もあるのだよというようなことで若い世代を取り込んでいただければというふうに思います。

あと、全国の方角を目を向けますと、人手不足で倒産してしまった企業の報道もあるところでございます。雇用は企業の責任かもしれませんが、倒産すれば法人税も入ってこなくなり、町の税収も減

ることにつながります。そうならないためにも、雇用推進に係る町の対応が必須と考えております。特にこの雇用推進につきましては、女性の雇用ということを念頭に私は再質問しているわけなのですが、女性の雇用の推進につきましては、どのように町として考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 今ほど議員のほうからおただしがありましてとおり、女性の活躍ということは非常に重要なものだというふうに認識しております。昨年度、人口消滅可能性都市なんていうことで大きく取り上げられましたけれども、それについてもやはり若年女性の人口が大きく減るようなところがそういった消滅可能性都市に入っているということもありますので、非常に重要な問題だというふうに認識しております。私どものほうも町内の企業の方に女性の活躍できる職場をつくらせていただきたいということで、働きかけなどを行っているところでございます。男女共同参画の観点からも、先ほど町長職務代理者の答弁にもありましてとおり、アンコンシャスバイアスなんていうことがなくなるような取組を小学生、中学生のうちから取組をして、将来的にそういった社会的な、なかなか女性が田舎にいたくないというような風潮がなくなるような取組を小さいうちからできればいいなというふうに考えてやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 女性が産み育てられる環境整備も整えていただければというふうに思います。20代女性が首都圏のほうに行って戻りたくない理由といたしまして、自分のキャリアを生かす働き口がない、あとは実家で生活しておりますと親とか近所、親戚から、結婚せよというようなプレッシャーがあるから、面倒くさいということで帰りたくないというような話を聞きます。20代と、その親の世代の考え方の違いがあるもので、親などに対する結婚に対する多様な考えの違いがあることなどを周知というか、醸成する必要があると考えておりますが、その辺は町としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 町では、いろんな取組をしております。これまでも男女共同参画に関する講演会などを実施してきたところでございます。あとは、男女の差、性差をあまり認識しないようなというか、そういった取組、例えば男性の料理教室であったりとか、そういった様々な取組をしております。今議員おただしのような若い女性の親の世代に対する、そういった講演会であったりとか、周知であったり、そういったことも今後さらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 戻ってきたいという気持ちを醸成するに当たって、私も前に小中学生に地元

愛を育む教育指導も重要だということでお話ししたわけなのですが、過去に質問したので、この場では質問いたしません。

次に、枠配分方式についてちょっとお伺いします。インターネットで検索して調べた範囲ではあるのですが、全国的に見ると、平成15年頃から採用する自治体が増えてきております。本町は、なぜ令和8年度からのタイミングで採用することになったのかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 枠配分方式導入の経過でございますが、一応これまでも事業ごとに予算要求上限額なんていうのを設定してやってきたところでございますが、今年度、令和7年度の当初予算編成において、議会のほうにもご説明申し上げましたが、10億円を超えるような要求があったところでございまして、なかなか一件査定では10億円というのを小さくしていくのが難しいような状況でございました。そういった状況を踏まえて、令和8年度の当初予算においては、早い段階から課長会議、庁議等々で課長さんのほうに情報共有していただいて、今年度から、令和8年度当初予算から完全に枠配分方式でやっていくということで周知をして、取り組んでいるところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 枠配分の形態については、義務的経費を除く経常的経費に対して枠を配分する場合とか、これらの枠に各担当部局の投資的経費を加えて配分する場合、あるいは各担当部局の投資的経費のみを配分する場合、総枠で配分する場合など、その形態は様々あるのですが、本町ではどのような形態での枠配分を進めているのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 今年度は、まず歳入につきましては、過去の実績であったり、国の概算要求などから歳入の総額を見込みまして、あと歳出については、人件費、公債費、重点プロジェクトなどに要する額を控除して、さらに事務事業評価におきます令和6年度の事業評価と令和7年度の間評価を基に、各課に一般財源として配分をしているものでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 枠配分の形態は分かりました。採用初年度であることを踏まえ、対象経費や配分額の根拠など、今後ブラッシュアップしていくことになろうかと思いますが、令和9年度以降どのように取り組む考えなのかちょっとお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 令和9年度の当初予算についてでございますが、まだ令和8年度当初予算の一連の作業が終わっておりませんので、ここではっきりとしたことは申し上げられませんが、最後まで取り組んだ中で検証しまして、さらに当然反省点があれば令和9年度の予算に見直しをかけて、よりよいものにしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 8年度の予算執行につきましては、枠配分方式の初年度でありますので、しっかりと検証して、適切な予算執行になるように努めていただければというふうに思います。

あと、配分する予算枠の基準なのですけれども、先ほど説明があったとおり、令和7年度当初予算額、あと中間評価等がベースになるというお話でしたが、今回の人件費とか物件費など物価等の高騰分が当初配分には反映できない部分もあるかと思うのですけれども、物価高騰があったとしても、政策財政課が提示した枠に収める必要があるのか、それとも物価等の高騰分は枠からはみ出してもいいよというような指示をしているのかどうか、そういった柔軟な対応になっているのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） まず、人件費については枠の外でございますので、あと細かな光熱費とか、そういったものについては、その枠の中でやっていただくというようなことでございますが、できるだけそういった特殊事情については配慮して枠配分をしたつもりでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） あと、枠配分のデメリットのことにについてちょっとお伺いします。

枠に収めようとするあまり、予算編成のときに担当課は事業遂行に当たって最低限のことだけ行えばいいといった、業務に対して消極的になってしまうのではないかと心配するのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

まだ各課の要求状況を細かく見たわけではございませんが、決してそのような、必要最低限のものしか要求していないなんていうことはないかと思います。ただ、若干今回町のほうの反省点ではないのですが、一般的にはやっぱり財政の切り詰めの確保が難しいというか、全庁的に統一したものが薄れていくなんていうような、デメリットとしては挙げられているようでございますが、まだ初年度でございますので、そこまでの分析はできてはおりませんけれども、決して各課の職員が消極的な予算要求になっているということはないというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。しっかりと戦略的な職員が増えることを願っております。

あと、予算で、少額であっても、町民にとっては貴重な補助金とか交付金というのがあるわけなのですが、そういった補助交付事業なのですけれども、枠内に収めようとして、町民抜きの机上での算段で減額あるいは廃止されてしまうというようなことも心配するのですけれども、その辺は町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 少額な補助金等の削減でございますけれども、そちらにつきましては、やはりこの枠配分方式のどちらかというところと長所であり、実際の担当課が一番事情をよく知っていると思いますので、その中で適正に判断をされて要求をされているというふうに私どもは理解しておりますので、そこは心配がないと思っております、少額の補助金につきましては、また、少額の補助金といいますか、補助金全体については、将来的には様々な角度から検証していく必要があるというふうには考えているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 住民サービスの低下にならないよう、公務員の本分である住民福祉の向上に努めていただければというふうに思います。福祉の向上に資する予算編成となるように期待しております。

そういった中、それでも担当課のほうで削った事業があったとします。総合調整役の財政のヒアリングにおいて、何で減らしたのだとか、逆にもう一回つけるというような、そういったことはあり得るのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 基本的には政策財政課のほうでそういったことは基本的にはしない考えでございます。ただ、それではもう一件査定と変わらなくなってしまうので、ただ政策に影響があるような大きなものとかがあれば、別途そういった協議が必要かとは思いますが、基本的には細かなところまで政策財政課のほうでチェックするようなことは、今の時点では考えていないところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5 番（長嶺一也君） 分かりました。

最後に、枠配分方式を採用している、もう既に採用しているような自治体に行って、この枠配分方式におけるマイナスの評価に対する採用を十分に聞き出して、今後のブラッシュアップに努めていただければというふうに思うのですが、併せて町民福祉の向上を最優先に考えて予算を編成すべきと考えておりますが、そちらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 枠配分方式、本当に今年度が初めての取組で、様々な今後課題なんかが見えてくるかと思えます。ただ、当然これからも厳しい財政運営が強いられると思えますので、本町に合った方式を、枠配分方式であっても見直しをかけていくとか、そういった取組をしまして貴重な予算、町民の皆様方々の税金とか、そういったものもありますので、本当に慎重に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ありがとうございます。

次に、熊対策のほうに移ります。12月になって熊の目撃情報は減ってきておりまして、本町においてはゼロ件で、少しは安心しております。今後の対応を中心に再質問させていただきます。あと冒頭、自分の命の危険と背中合わせに熊駆除に当たられている猟友会、地域おこし協力隊、その他関係者の方たちに敬意を表しまして、再質問させていただきます。

熊被害対策の一つの方法として、月別、時間帯別目撃情報を発信することで注意喚起も図られると考えますが、町として周知の仕方というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 周知の方法でございます。主に、まず出没が確認された場合につきましては、現場を確認した上で、広報車、公用車による周知を現場で行います。さらに、防災無線放送のほうでも、1か所程度の発見場所であれば、地区名なんかも申し上げて連絡することはできるとは想定しておりますが、今年度のようにたくさんの場所で同時に発生した場合については、そういった周知の方法は困難であるということから、ラインにおいて詳細な情報提供を行っている次第であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの質問で年齢層を聞いたのは、免許取得者の減少と高齢化が進んでいるという報道があって、11月20日のNHKの「時論公論」という番組で、銃猟資格者は1975年度は49万人であったところ、2020年度は9万人まで減少したというような説明がありました。本町でも高齢になって引退する有資格者も増えてくるといって、新たな人材確保も必要であると考えますが、人材確保に係る町の考えについて伺いたいします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 狩猟免許取得に対する人材育成、補助金の活用についてでございます。町のほうとしまして狩猟免許取得者支援事業、こちらにつきましては、新たに狩猟免許を取得した方を対象に補助金2分の1、15万を上限として交付しております。さらに、若手ということで、50歳未満の方が新規で狩猟免許を取得された方については対象経費の2分の1、上限4万円ということで支給しております。銃猟初心者技術向上支援事業ということで、こちらにつきましては、新規に銃猟免許のほうを取得した方を対象に、免許取得から1年以内の射撃場練習に当たる経費を対象として補助金を交付しております。さらに、確保というよりは実施隊、猟友会のほうの免許の保有者を維持する目的としまして、免許更新の分の支援についても行っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 有資格者の支援ではなくて、新たに増やす考えについてちょっと質問したわけなのですが、支援の補助金の更新だけの答弁に終始したものですから、新たに確保する考えにつきましてお聞きしたいのですけれども。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 大変失礼しました。新たに確保する支援事業につきましては、先ほど前段で申し上げた3事業、これが新たに免許を取得される方を対象としておりますので、冒頭申し上げました狩猟免許取得者支援、こちらが新たな免許の取得者に対する補助金でございます。あと、若手狩猟者支援事業、あと猟銃初心者技術向上支援……

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、支援の内容ではなくて、新たに有資格者を増やすための考えについてどう考えているかということです。

○産業振興課長（鵜川 晃君） そういった補助事業を活用して、免許の保有者を増やしていく考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 昨年餌が豊富で熊が増えまして、子熊を連れた母親熊と子熊が人の生活圏まで来ております。その子熊が成長した場合、豊富な餌のある人の生活圏のどこそこに豊富な餌があるということを感じて、また来ます。つまり熊は、学習能力が高いというふうに言われておりますが、あとは肉の味を覚えた熊も増えていると聞いております。須賀川方面では、くくりわなにかかった鹿の足を食いちぎって、鹿を運んで食べていたというようなことが朝日新聞に書いてあったのですが、そういった肉のうまみを覚えた熊が増えてきますと、ますます恐怖におののいてしまって、山のほうで仕事している方は恐怖で仕事ができなくなって、経済活動もできなくなるのではないかなというような心配があります。あと、ハンターの技術習得につきましては、一発で仕留めるような技術を習得するまでには5年かかるというような、ベテランハンターがニュースでしゃべっていたのを見ました。あと、町の補助メニューで銃猟初心者技術向上支援事業としまして、新規に第一種または第二種銃猟免許を取得した者に対しまして、1年だけ、上限1万円までの補助メニューしかありません。継続、数年にわたって技術向上のために補助する考えはないのかお伺いしたいのですが、訓練、そういった射撃場に行っても、出動経費補助の支援というような話をお聞きしたのですが、技術向上のために複数年にわたり、かつ年間を通しての補助のメニューの創設につきましても必要だと思うのですが、町の考えにつきましてお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 銃猟初心者技術向上支援事業、こちらの補助の中身の改善についてというご質問だと思います。こちらにつきましては、猟友会等にも加入している方を対象に講習会を、初心者の方を対象に行っているものであります。そういったことから、直接実施隊に関係するものではなくて、将来的な人材育成につながるものということで初年度に限り補助をしているものであります。こういったことから、実施隊につきましては、先日もお話ししたと思いますが、実弾の支給並びにクレー射撃場の使用料等の町負担、こちらのほうをやっておりますので、そちらのほうで技術向上を図れるものと考えてございますので、こちらの支援、初心者の部分につきましては、現行のまま制

度は変えずに運用していきたいというふうな考えでございます。

○議長（大竹 惣君） 少々お待ちください。お諮りいたします。

間もなく昼食の時間となりますが、長嶺議員の一般質問が終了するまで延刻としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、延刻といたします。

長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。それで、放任柿の木の適正管理についてなのですが、所有者の了解の下、県の補助金を活用した伐採につきまして、町の事業として取り組む考えはないでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 県の補助事業を活用してという補助事業の内容がちょっと不明なので、分かりかねる部分ありますが、緩衝地帯のほうの県補助事業であれば、そちらの補助事業について、山林の部分を対象としております。そういったことから、果樹畑についての適用は困難であるというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 県の12月補正で予備費から熊対策での追加予算9,692万円を充てるというような報道もあったものですから、その中で、市町村向けに、熊が好む柿の木などを伐採する専門家を派遣したりというような記載もあったので、その辺も活用できるのかなと思って今聞いた次第なのです。県の12月専決処分した補正予算で、町が県のほうに要望したスプレーのとか、数量をかなり、査定という言い方がちょっと正確かどうか分かりませんが、減じられたというふうに聞きましたけれども、県の追加対策を12月議会の補正に盛り込みましたので、さらに町は県に要望すべきだと思いますけれども、予備費充当のことにつきましては情報が入っているかと思うのですが、町は県にどのような要望を行う考えなのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 先ほどの県の予備費からの充当の支援対策でございます。こちらにつきましては、現場における専門員の派遣であったり、指導者の派遣をお願いしておるところでございます。さらに、花火につきましても1,000本程度、あとさらに追加で予備費のほうも要望したところですが、花火については200本程度支給いただきまして、スプレーについては5本程度しかこちらのほうには届いてございません。こういった部分につきましては、今現段階で熊も出沒収まっておりますが、今後の出沒の際に町のほうでは使用したいというふうに考えております。さらに、先ほど派遣要請した専門家等の要請でございますが、そちらについては、今現段階では実現はしていません。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、役場の窓口で花火を配布しているというような答弁がございました。配布するに当たっての基準とか条件というのを最後にお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 基本的には区長さん、区長の下で申請されることが多いというふう
に認識しておりますが、農作物被害対策でも配布しておりますので、そういった個人の方がご相談に
来られた場合についても、配布をしております。

○5番（長嶺一也君） 質問を終わります。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時03分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、通告第8号、4番、櫻井幹夫君。

〔4番（櫻井幹夫君）登壇〕

○4番（櫻井幹夫君） 4番、櫻井幹夫です。通告書のとおり一般質問を行います。

1、空き家問題と行政代執行の考えについて。令和7年9月29日の全員協議会において、新鶴地域の個人所有の空き家が行政代執行により取り壊されることが示されました。今後ますます進む人口減少にあっては、空き家は増え続け、特定空家に指定される軒数も増えることは容易に想像できます。このままでは空き家問題だけにとどまらず、環境問題へと発展していくことが予想され、早急な継続的対応が求められております。現在町は、公共施設の取壊しを積極的に行っておりますが、鉄筋コンクリートや鉄骨の構造体は、耐用年数が経過しても、ほぼ朽ちることはなく、その後も建物としての利用すら可能であります。にもかかわらず取壊しを進めておりますが、住宅空き家は木造がほとんどで、住んでいなければ朽ちていき、倒壊の危険すらあります。そこで、次のことについて、今後の対策など所管としての考えを伺います。

1つ、現在本町における管理不全空家及び特定空家は何軒あるのか。空き家の把握はどのようにしているのか。また、今後の見込みとしてはどの程度の特定空家軒数になると試算しているのか伺います。

2つ目、このたびの行政代執行を行うに至った経緯と判断根拠を伺います。

3つ目、今後さらに行政代執行を行う予定の物件はあるのか伺います。

4つ目、行政代執行に係る解体費用の徴収方法はどのように考えているのか伺います。

5つ目、鉄筋コンクリートや鉄骨造りの公共施設の取壊しを進める前に、危険空き家等の対応に重点を置くべきと考えるが、見解を伺います。

2つ目です。野生鳥獣肉、ジビエを活用した地域振興策の取組についてであります。本町をはじめ日本全国で熊をはじめとした鳥獣被害が問題となっております。鳥獣を駆除した場合、その後は埋設処理しておりますが、ツキノワグマやイノシシ、鹿などは食肉として利活用することができます。しかし、現在は東京電力福島第一原発事故の影響により出荷制限となっております。そこで、次について伺います。

1つ、今後制限が解除された場合、町の特産品としてジビエ肉の販売や町内飲食店での提供を行う考えはあるか。あわせて、食用肉にする場合には加工処理場が不可欠であることから、町として施設の整備に対する考えを伺います。

2つ、東京電力福島第一原子力発電所から直線距離にして茨城県や宮城県の一部の市町村よりも遠い本町の早期の出荷停止解除に向けた国や県への働きかけを行う考えがあるのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理人、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 4番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、空き家問題と行政代執行の考えについてであります。1点目の1つ目、管理不全空家及び特定空家数につきましては、管理不全空家ゼロ軒、特定空家2軒となっております。これまで特定空家は通算15軒指定しておりましたが、このうち13軒が所有者によって解体されており、現在は2軒となっております。

1点目の2つ目、空き家の把握につきましては、令和8年度から開始する第3期空家等対策計画に伴う空き家等実態調査について、今年6月に自治区長へ調査依頼を行い、空き家等の候補を確認したところであります。今後は、令和8年2月頃までに利活用可能な空き家、利活用困難な空き家及び危険が迫る空き家等の戸数を把握していく予定としております。

1点目の3つ目、特定空家軒数の試算につきましては、現時点で試算は行っておりません。

2点目の行政代執行を行うに至った経緯と判断根拠につきましては、通学路に面しており、危険が差し迫っていることや、所有者への再三の指導によっても改善が見られない状況を鑑み、法令等に基づき指導、勧告、命令、戒告と段階的に手続を踏んで行政代執行に至ったものであります。しかしながら、現在所有者への行政代執行を行う旨の最終通告を行ったことから、所有者による解体の可能性が出てきたため、現在手続を中断しているところであります。

3点目の今後の行政代執行予定の物件につきましては、特定空家2軒のうち残り1軒について、町による応急修繕により、差し迫った危険性が低下した状況にあるため、行政代執行の予定はありませんが、今後も所有者による改善が見られず、危険が切迫した状況になれば、検討してまいります。

4点目の行政代執行に係る解体費用の徴収方法につきましては、行政代執行法第5条及び第6条に

に基づき、納付命令書により費用を請求することになります。納付がなされない場合は、国税徴収法第141条による財産調査及び同法第47条による財産の差押えにより徴収をしていくこととなります。

5点目の公共施設と危険空き家等の対応につきましては、鉄筋コンクリートや鉄骨造りの公共施設におきましては、維持管理費用縮減の面から必要であると考えております。同時に、倒壊等のおそれのある危険空き家の対策は急務であり、補助金の活用により所有者による解体を促し、住環境の保全に努めてまいります。

次の野生鳥獣肉、ジビエを活用した地域振興策の取組についてであります。1点目の1つ目、町の特産品としてのジビエ肉販売や提供につきましては、現在のところ出荷制限等の解除が見通せない状況にあるため、町が主体となってジビエ肉の販売や飲食店での提供を行う考えはありません。

1点目の2つ目、施設の整備につきましては、町単独での整備は考えておりませんが、近隣市町村や既に施設の整備を行っている自治体と連携していくことなどは今後検討していく必要があると考えております。

2点目の出荷停止解除に向けた国や県への働きかけにつきましては、現在のところ国から出荷制限が出ており、さらに県からは、自家消費を控えるよう要請が出ております。県では、出荷を可能とする一部解除に向けた検討が進められておりますので、今後近隣市町村と連携し、どのような働きかけが可能か検討してまいります。

私からは以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） それでは、質問を続けます。

初めに、空き家等について認識の共有を図りたいと思います。私が認識する空き家等とは、建築物またはその他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木やその他土地に定着するものを含むと認識しています。また、管理不全空家とは、安全性が疑われる状態、環境や衛生に悪影響を及ぼしている状態、地域のコミュニティや不動産価格に悪影響とみなされる状態、犯罪数が増加する可能性がある状態で、壁や窓の一部が腐食、破損、落下の可能性がある、雑草や枯れ草が管理されない、病害虫などが発生する可能性、敷地内にごみなどが散乱、放置されているものを指し、さらに特定空家とは、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態というふうに認識しておりますが、町の認識はいかがなのでしょう、伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

町といたしましては、管理不全空家に関しては現在存在していないものと認識してございます。管理不全空家としましては、町の知り得る方法としましては、近隣住民からの通報、あと自治区長からの

通報により、町のほうで知り得るような状況でございますが、今現在そのような状況に至っている住宅はないものと考えております。議員おっしゃるような状況なものを指し示す、確かにそのとおりだとは思いますが、管理不全空家ということに関しては、今現在全くゼロという認識でございます。今後将来的には、当然議員おっしゃるようが増えてくるものであるとは認識しているところでありますが、今現在はないということで、今後とも管理不全空家が将来的に特定空家に発展していくようなことで町としては認識しているところなのです。管理不全空家に対する指定条件としましては、今ほど言いましたけれども、地域住民からの通報、あと自治区長からの情報提供により、まずい状況であれば指導等を所有者に対して行っていくわけなのですけれども、その改善が見込めない場合において管理不全空家というふうに認定するような仕組みとなっております。さらに、そこから町としましては、さらなる指導等を行っていき、それがまた改善されない場合は、初めて特定案件というふうに進展するような方法で認定するような状況でございますが、令和3年度の特定空家に関しての認定を最後に、4年、5年、6年、今現在におきましても、特定空家に対して認定している空き家は軒もございません。今現在どのような方法をしているかと申しますと、令和4年より空き家に対する補助金制度が若干改善されたことになりまして、今まで特定空家におきましては上限50万円、令和3年度まではそういう状況に陥っていたわけでしたが、令和4年度より特定空家に関して上限額補助金額100万円、またあと緩くなった分なのですけれども、所有者自ら役場のほうに申請を出し、不良住宅等の申請を行うことにより、それも同額の100万円を補助金額として交付できるようになってございます。その交付申請を行ったものに対しては、建築士等を一緒に同行いただいた上で、住宅のほうを見た上で点数化をして、100点を超えるような状況であれば100万円全額を交付するようなことで、100万円を満たなかったものに対しては、空き家住宅として50万円の交付をしているような今現在仕組みになっており、100万円を交付したのものに関しては、何の縛りもなく今後使用してもらって構わないような状況なのですけれども、空き家住宅に関して50万円を交付したのものに関しましては、10年間の土地の縛り等を行った上で、公共に要するような土地として提供していただくようなことで今進めているところでございます。今後におきましては、将来的において、議員おっしゃるようなことで定義自体はそのとおりだと認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、答弁は簡潔にお願いします。

○建設水道課長（加藤定行君） 分かりました。前置きが長くなり、申し訳ございません。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） いろいろ説明をいただきありがとうございました。ただ、私の問いかけに対する認識どうだという部分に関しては、今の答弁をお聞きしていると、認識的には一緒なのかなというふうに受け取らせていただきました。それを基にお話をさせていただきますと、認識が同じだと私が感じる管理不全空家の数と当局がお示しされる軒数に大きな開きがあって、なぜ開きがあるのかなと私なりに考えますと、調査の仕方に問題があるのではないかというふうに感じます。今お聞きし

ますと、調査方法は近隣住民や区長さんからの情報提供ということで、恐らく職員の皆さんが現地を回り、自分の目で見て確認するという行為はなされていないのかなというふうに感じます。私が少し周囲を回るだけでも、明らかに管理不全空家に指定すべきだろうという軒数は、両手両足を使っても足りません。なので、まず調査の方法を見直さなければならないのではないかと。まずは、皆さんが動くのは当然ですが、それ以上に今近隣住民、区長さんとなかなか皆さん役場の方々と接する機会や情報提供に及ぶ時間というのが限られていると思います。そんな中で、地域にあっては、地域の問題をみんなで考えようとする団体も起きています。その人たちを活用するとか、もっと軒数把握に努める方法を考え直してはいかがでしょうか。一旦ちょっとお尋ねしてみます。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在、先ほど私申しましたけれども、知り得る方法、特定管理不全空家に関しましては、今現在でありますと近隣住民からの通報及び自治区長からの通報で知り得ていますよということで申しましたが、今後におきましては、議員おっしゃるように、地域住民からそういう団体があれば、その通報も効果的なのかなというふうに判断します。その上で、そのような団体あれば、町としても知り得る方法等を今後考慮した上で、管理不全空家等に関しまして認定できるようなことで進めることができるのかなというふうに考えます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） あまりいい表現ではありませんが、実際そういった空き家の周りに住んでいる方々は、すごく困っていても、町に言っても、役場に言っても、どうにもならないという考えをお持ちの方が多くて、向こうからの受動的に待っていては、情報は知り得ないと思います。地元だと、どうしても地元問題を話し合ったときに、そういった声が非常に上がってきます。実際困っている人はたくさんいます。どうにかしなかったら、これから人口減少進む中で大変な問題になるのではないかと。というふうに思って、今回この問題を取り上げさせていただいています。

②に移りますと、先ほど事細かくご説明をいただきましたけれども、管理不全空家に指定して、その後行政からの指導や勧告、そういった手続を踏んで特定空家に上がってきます。ですから、管理不全空家にしないと、行政側からのアクションが起きないのです。だから、絶対に管理不全空家は増やさなければいけないし、確実に把握していかないと、その次の行政の手段につながりません。さっき詳しくおっしゃっていただいたように、すぐに特定空家になれるわけではないので、数々のアクション、恐らくそこに関しても、行政側だけのアクションよりも、地域団体との連携を図ったアクションを繰り返したほうがあらゆる方向性が見えてくるのではないかと。と思っています。ですから、ぜひ、正直役場の皆さんが毎日、毎日行ってみるのは簡単なことではないので、それに特化してしまうのは決していいことではないと思いますから、地域にそういった団体なり、あるいは行政としてそういった担当の職員を設けるとか、そういったことを今後やはり考えていく必要があるとお伝えしておきます。

それでは、3番目で、今後代執行を予定する物件というのが1軒ということだったのですけれども、今回新鶴の予定した物件は、今お話を聞きますと取りやめといいますか、行政代執行に今踏み切るのではなく、所有者がご自身で解体の道を選ぶというようなお話だったと思います。つまり言い方また失礼ですけれども、管理不全空家に指定されて、そこからいろんな行政としてのアクションを起こされて、今特定空家になって、行政代執行という手続に入ったわけですが、多分そのアクションの仕方に少し問題があって、もっと違うアクションの仕方をしていれば、行政代執行しましょうよという前に、いや、自分で壊せるかもしれないからという、その話に結びつけたのではないかと思います。なので、やはりその過程のやり方においても、今のままでは不十分なのではないでしょうか。少しこれについてもお話いただけますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

法上で決まり切った過程があるわけなのですけれども、その順番を踏んで行動を起こしてきた経緯がございます。その中で、お金の話というのはやっぱり出なかった関係がございました。お金の関係もその過程の中でお示しできれば、アクションは少し相手方にも起こしていただけたのかなんていうふうに思うところだったのですけれども、今回に関しましては、それを踏まえた上で行政代執行のほうに進んだということで、その上で行政代執行を行う上で、費用的にはこのぐらにかかりますよというお示しをしたところ、かなりびっくりされたという経緯がございました。それで、性質的には税金と同じような性質なので、当然財産の差押え、それとあと年金等受給されていれば、その差押え等も最悪の場合になるのかなんていう内容でお手紙をお出ししたところ、権利者の方からお話を聞きたいということで役場に見えられたりということで、実際自分らが自ら行う上だと幾らぐらにかかるといってかねなんていう言葉もあった関係で見積書を取るお手伝いもしたような経緯がございます。それで、やっぱり役場で行う金額と、自ら行う金額でかなりの開きがあったということで、その話を聞いた上で、もう権利者の皆さんは、何とか自分たちでやるようなことで努力しますということを現在話をいただいているところでございます。経緯はそんなところです。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） やはり④にもつながっていくのですけれども、行政代執行を町ですれば、おっしゃったように税金と一緒になので、回収できれば町の負担というのはないのです。だから、あくまでも負担するのは所有者なので、そういった部分を丁寧に話をしていけば、所有者自体、町に壊してもらっても、結局自分が金払わなければいけないのだということが分かるのです。今の一般的な住民の方々は、そういった詳しい知識を持ち合わせていないので、多分自分は放っておいても、そのうち町で壊してくれるか、勝手に壊れたらきれいになるかとか、そんな感覚でしかないと思うのです。なので、話戻ってしまいますけれども、管理不全空家をきちんと把握して、その人たちにアクションを起こして、解体するまでにどういった過程がある、どういった費用がかかるという部分をしっかり説

明することによって、所有者自ら解体になる場合も当然出てくると思います。実際に15軒あったうちの13軒はそれをやったというのですから、必ずいけるのです。だから、まず管理不全空家をどんどん上げましょう。ぜひそうしていただきたいと思います。

それで、その一方で、自分ではやりたいのだけれども、できない人です。どうしても、もうこの家使っていない、家の脇の関係ないもの倒れそうだが、でも自分にはそれを壊す費用が捻出できない。だったら、逆にそこを行政代執行するなり、町側のサポート体制というのも少し見直してもいいのかなと思います。というのは、町だけが極端な負担ではなく、町と金融機関との連携を図ることによって、所有者がその解体に向けた費用の捻出だったり、返済計画だったりというのを考えてあげるのもやはりアクションの一つになるのではないかと考えます。そこはいかがですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、所有者自ら今後町としては解体のほうを、補助金を交付しながら解体していただきたいなというふうには考えてございます。その上で、今現在のところなのですけれども、金融機関とのタイアップでもって進めるということは今現在考えてございません。今後それを検討する必要はあるのかなと思いますが、今現在では支障なく所有者の方に解体をしていただいているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） 今の件は、現状についてはかしこまりました。

それも踏まえながら、5番目ですけれども、町では積極的に公共施設の取壊しを行っています。この前の話でもいろいろ出ているように、1つの建物を解体するには、今1億円とか、2億円とかいう予算を充て込んでいます。もし仮に年間3億円取壊し費用が上がっているのであれば、特定空家の行政代執行が1,000万かかったとしても、30軒の予算になります。この行政代執行は、さっき言ったように、別にどぶに捨てるわけでも、燃やしてなくすわけでもありません。税金と同じで、徴収するために使います。だったら、今使える建物を一生懸命壊してお金出すよりも、これから回収可能な債権といえますか、資産といえますか、そういったものに当て込むということも政策の一つとして考えてはいかがでしょうか。私のイメージとしては、3億円ぐらいの基金を積み立てて、それを使って、解体したくてもできない人たちへのサポートに充てるとか、あんまりくれてしまうのも何なので、少なからず町の補助プラスアルファの補助なりなどという形の使い方をしてもいいのではないかなというふうに思います。多分これは今の段階で皆さんから回答をいただける話ではないと思いますので、そんな考えもあるというか、そんなことを考えているやつがいるというのを取りあえず認識していただければというふうに思います。まず、この空き家の問題については、私はこの2期目4年間の中で、必ず何らかの結果を出したい案件です。これが私が2期目を目指した大きなポイントでもあります。本当に私の周りには危険というか、何でこんなのがここにあるのだというぐらいの建物がいっぱいあ

ります。そんなのあったのでは、今の若い人たち、この町に戻りたいなんて思わなくなってしまう。きれいな町で、自分が誇れる町で、そんな町があれば帰ってきてもらえると思うので、そんなまちづくりをしていきたいと思っています。自分の話でごめんなさい。

次の２点目に参ります。野生鳥獣、ジビエ肉の活用についてであります。野生鳥獣ジビエ肉の活用についてであります。答弁では全く積極的な意見をいただかず、残念であるとともに、そうだろうなという思いであります。それを踏まえてお話をさせていただきます。現在狩猟によりイノシシや熊、鹿を捕獲した場合、穴を掘って埋設しております。今ですと、あるハンターというか、狩猟免許を持った人ですと、年間に40頭ぐらいイノシシ捕獲しておりまして、それを埋めるためには、人の手で掘ったのでは埋められなくて、バックホーを買って、バックホーで穴を開けて、捕獲するたびにそこに埋めています。今これだけ鳥獣被害がささやかれている中で、恐らく捕獲量はどんどん増えていきます。今のまま同じことを繰り返していくと、どこを掘ってもそういった動物の死骸が埋まった町になってしまう。実際私の畑には、イノシシのものであろうしゃれこうべが転がっています。恐らく冬場に捕って、雪掘って、土掘って埋めるので、あんまり深く埋められていないのです。そうすると、それをほかの動物が雪消えた後とか掘り起こして食うのです。これは、自然界の食物連鎖に近いので、ある程度仕方ないことではあります。しかし、これだけ大量に捕獲をして、これだけ埋設している現状において、もはや環境汚染以外の何物でもない私は思っています。ですから、まずは加工場を造って、食肉として利用する。使えない部分の皮や骨は埋めるのではなくて、焼却することが望ましいと思っています。そのためには、どうしても肉を使わないと、その過程が生まれません。なので、出荷規制があるから、食用にはいけないから、そういったことだけに縛られていては解決できません。ほかのところと同じことをやっていたって、ほかの人たち、移住しようなんて考えている人たちの魅力やメリットにはなりません。でも、この町は埋めていないよ、自然環境を汚すようなことはしていないよとなれば、これは移住する際の大きな魅力、メリットに私はつながると思います。先ほど申し上げましたように、子どもたちだって誇れる町、ほかと違う、自信を持って自分のふるさとと言える町ができれば、きっと帰ってきたいと思うし、帰ってきてくれると私は思います。どんなに給料の高い立派な企業を誘致したところで、決して私は子どもたちが帰ってきたいと思うとは思っていません。ですが、そういった自然を守る、自然環境を大事にする会津美里町だというのが全国的に広がれば、これは大きな魅力であり、地元を出た子どもたちの誇りになると思います。県が、国が定めたことだから、町ができないではないはずですが。今これだけの問題に直面している我が町だからこそ、ほかではない我が町の体制を構築しませんか。決して行政だけにやれなんて思っていません。この問題に関しても、地域の団体で既に動きを始めています。行政も連携してタイアップして活動していけば、きっと成功すると私は考えます。取りあえず町としての私の問いに対する現状での見解をお示しいただけますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 町が取り組むべき現状と課題でございます。

まず、先ほど議員のおただしにありましたように、国からの出荷制限、県からの自粛要請といった部分については、当然食用肉としての活用はできないものと認識しております。そういったことから町ができることということであれば、他県で実施されておりますように、一部解除について県等と、国も含めまして協議を進めることであろうというふうに認識はしております。さらに、先ほど地域の団体で動き始めているというお話をいただきました。この部分については、私ちょっと存じ上げておりませんが、こういった食肉加工の事業を起こす際には民間との協力は必要不可欠であろうというふうに私は認識しておりますので、県、国の一部解除の動きがあった際については、そういった活動されている団体があるのであれば、民間と連携をして事業展開を検討はしていくべきであろうというふうには考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 櫻井議員。

○4番（櫻井幹夫君） まさにそのとおりで、民間だけだとなかなか難しいところがあって、どうしても行政の力をお借りしたい、そこはある意味お願いしないと先に進めないところがあるので、今どこと言うつもりもありませんし、ご存じないということなので、もしよろしければ、ぜひそういったところに目を向けて調べていただき、お声かけをしていただき、一緒にできる活動を地道に進めていただきたいと思います。

あと、答弁にもあったかと思うのですが、近隣町村では、市町村かな、既にそういったジビエ肉の活用を検討されているところも報道などで見かけておりますので、行政という枠の中で1町だけでの取組ではなく、やはり連携した取組も重要だと思います。美里町だけが解除してください、解除してくださいと騒いだところで、あまりいいダメージは与えられないと思うので、やはり縦のライン、横のラインを使って、国や県を動かせるような申入れ等をぜひ検討していただきたいと思います。

自分の持論ばかり申し上げて、皆様に押しつけたような一般質問になってしまいましたけれども、途中申し上げましたように、私はこの問題は我が町にとって大変大きな問題だと思っておりますので、これからも私自身も真剣に考え、取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上終わります。

○議長（大竹 惣君） これで櫻井幹夫君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、1時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時42分）

再 開 （午後 1時50分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第9号、10番、横山知世志君。

〔10番（横山知世志君）登壇〕

○10番（横山知世志君） それでは、通告のとおり2点について伺います。

昨日から熊の対策等々について、何人もの議員からもう質問がありました。それだけ重要な事案であるということをお分かっていただけたというふうに思います。私なりに視点を改めて2点について伺いをいたします。有害鳥獣対策について、今年熊の目撃、被害、全国でも尋常でないくらいに多発しており、本町でも人身被害が発生するなどの被害が及んでおります。連日朝晩に注意喚起の放送が流れております。町民も外出や散歩などで神経をとがらせ、消防団の夜警も徒歩による警ら中止となり、車両のみの活動に制限されるといったような様々な影響が出ております。自宅を出る際も恐る恐る玄関を開ける方も多いのではないのかなというふうに考えます。当然町としても様々な対策をされてきておることは存じておりますが、有害鳥獣の被害等々の実態について、捕獲数やその実態をお伺いいたします。

（1）、直近での熊、イノシシ、鹿などの捕獲数と実態についてお伺いをいたします。

次に、町民への注意喚起は、現在のメールあるいは町のライン、防災放送、防災無線、ホームページなどで行っておりますが、果たしてそれだけでよかったのかどうかお伺いをいたします。

3番に、鳥獣被害対策実施隊の実態と事故等の補償についてお伺いをいたします。

さらに、4番に、今後の被害防止の対策として、熊などの餌となってしまう不要な果樹の伐採、あるいは里山のゾーンの刈り払いなどの補助金を創設していく考えはないのかお伺いをいたします。

2問目、緊急時の町民への周知についてお伺いいたします。去る9月24日11時50分に私のノパメールに、水道施設の故障により、高田地域全域において水道水が出ない状態が発生の情報がありました。その後13時57分に送水開始のメールがあったのですが、この間約2時間です。また、町のラインでは、送水開始のみ24日、25日の両日送られてきました。広報車も回っていたと思うのですが、この断水を知らなかった町民が非常に多くおったと、戸惑っていた方もたくさんいたということが分かりました。メールと町のラインだけでは伝わり切れなかったものというふうに考えます。そこで伺いいたします。この事案を認知した時刻と故障の詳細についてお伺いいたします。

次に、町民への周知はどのようにされたのかお伺いいたします。

最後に、その他の自然災害や緊急事案の際、そういった場合の周知についてどうされるのかお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 10番、横山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、有害鳥獣対策についてであります。1点目の捕獲数と実態につきましては、捕獲数は11月末時点において、熊が65頭、イノシシが14頭、鹿はゼロであります。実態といたしましては、目撃件数は熊が153件、イノシシが5件、鹿は3件であり、熊は目撃、捕獲件数とも増加しております。

2点目の町民への注意喚起につきましては、町公式ライン配信や防災情報システムによる放送などのほか、目撃の通報があった際には車両広報を行うとともに、区長に対し注意喚起等のお願いなども行っております。

3点目の実施隊の実態と事故等の補償につきましては、実施隊の年代別の構成といたしまして、30代が1名、50代が2名、60歳代が4名、70歳代が14名、80歳代が5名であり、70歳代、80歳代が全体の7割以上を占めております。

また、万が一の事故の補償といたしましては、隊員がけが等をされた場合には、非常勤職員公務災害補償により補償されるとともに、対人、対物事故が発生した場合には、鳥獣被害対策総合補償制度により補償されることとなっております。

4点目の今後の被害防止の対策に対する補助金創設につきましては、自治区が野生鳥獣との緩衝帯を設置するための刈り払いなどは県の補助金を活用し、地区の要望に応じて実施しております。また、不要な果樹の伐採につきましては、どのような支援策が適切か検討してまいります。

次の緊急時の町民への周知についてであります。1点目の事案を認知した時刻と故障の詳細につきましては、建設水道課へ通報があった時刻は9月24日午前10時頃であります。故障の詳細といたしましては、虫掛配水池管理棟内にある平成元年に設置された加圧ポンプ流入管の修繕を行うため、メイン管から迂回管へ水の流れを変え、メイン管の修繕作業を実施していたところ、迂回管が破裂し、大量の水が漏れ出したことが直接の原因となります。応急復旧をするに当たり、加圧ポンプ流入管から漏れ出る水量を減らす必要があり、配水池の制水バルブの調整等を行ったところ、高田地域において減圧、断水等が発生したものであります。

2点目の町民への周知方法につきましては、午前11時50分に町防災放送及びノパメールで断水のお知らせを高田地域に行い、併せて公用車による広報を高田地域で行いました。その後、午後1時42分に町ラインで、午後1時57分に町防災放送及びノパメールで通水開始及び白濁等のお知らせを行いました。

3点目のその他の自然災害や緊急事案の際の周知につきましては、今後比較的規模の大きい自然災害や事故、緊急漏水等による断水等が発生した場合の町民への周知方法については、このたびの事故による周知方法や周知回数を再検証し、公用車による広報を増やすなど、災害や緊急事案の規模に合わせた周知方法等を検討し、万全を期してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 鳥獣等々の実態については、ほぼ理解をしておりますが、ただこういった情報をもっと早めに町民に知らせる必要があったのではないのかなと私は思うのです。今ノパメール、それから町のライン、ホームページ等々でやっております。それと防災無線。ただ、高齢者、あるいはアナログ指向の方々なんかは、そういうメールとか、ラインとかなんていうのはほとんど見ないの

です。どのぐらいの登録者、あるいは閲覧数があるか私は分かりませんが、私はそれだけでは不十分であると。防災放送も、これはもうできた当初から聞こえづらい、聞こえづらいというような苦情をいただいておりますので、果たしてどこまで町民が認知されたのかということも私はちょっと疑問に思うところであります。これだけの周知でよかったのかどうかについてまず伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのメールや町ライン、防災無線のみでよいかという周知方法でございます。こちらにつきましては、全体的な周知の方法でございます。それ以外に町のほうに通報があった場合につきましては、現場のほうに出向きまして、現場の出没状況、あとは被害もあれば被害状況を確認させていただいた上で、区長さんへの周知、これは地域住民への周知をお願いする。さらには、町の広報車を使いまして、近隣地区の住民の方々に知らせるために町広報車で回って、周知に努めているところであります。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 今のお話は、目撃情報や、あるいは事故があったところについての話ではなかったのかなというふうに思うのです。連日朝晩防災放送が実施されておりました。毎日同じせりふなのです。時々わなも仕掛けましたなんていうこともあります。毎日、毎日同じ情報。町民は、ピンポンと鳴っただけで、ああ、またかと。中身を知らないままに、毎日、毎日そういう不安な状態に陥るわけです。私は、これおかしいのではないかというふうに思っていました。その辺について、担当課としては、私が今言ったような状態をどのように理解してくださっているかちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 防災無線を使った情報提供の在り方でございます。こちらにつきましては、例年の出没の状況であれば、例えばですが、何々地区で熊の出没が確認されましたというような地域を、地区を特定できるような情報も添えて、防災無線で情報を流しておりました。しかしながら、今年度につきましては、複数の地区で出没が同時に確認されているということがございましたので、致し方なく地区名を省略して、わなの捕獲、わな設置の情報も踏まえた周知の方法に切り替えたところであります。それと並行しまして、地域住民からは、どの地区で熊が出没したのだというような問合せもございましたので、そういった部分につきましては、ラインのほうで地区名を特定できるような形で周知を図っていたところであります。しかしながら、議員おただしのように、同じ内容を毎日流すということで、町民が、言葉が悪いかもしれませんが、聞き飽きてしまったというような実情はあろうかと思いますが、今回の出没が多岐にわたりいろんな箇所に出没していたことに起因しているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 聞き飽きたというよりも、もっと情報を仕分して、いろいろな情報を。私

は、先々月でしたか、たまたま町長とお会いしたときに、町で回覧回してくれないかというふうをお願いをしました。というのは、注意すべき事項、もぎ残した柿とか、自宅前のやぶとか、生ごみとか、餌になるようなやつを放置しないような、そういった回覧を回してくれないと、町民はどうしていいか分からないよという話をしたのです。その後で区長会が開かれて、区長会の中で伝達されました。私の集落にも回覧回ってきたのですが、まだまだ不十分な中身だったのではないかというふうに思っているのです。私は、改めて申し上げますが、こういったやつは実施隊任せの回覧でなくて、町自体が回覧をすべきであろうというふうに思っているのですが、その辺についていかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 町のほうとしましても、そういった不要物の撤去であったり、放任果樹への対応方法といったものについては、周知を図っているところであります。特に町広報紙においても、そういった部分については周知を図っているところであります。さらに、先ほど議員がお話しされましたように、区長会におきましても、各区長様に対して要請をして、それぞれの地区においてチラシをまきたいのという相談も受けながら、周知を図っておるところでございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） このような全町挙げての重大事案ですから、もっともっとやっぱり町民に対する情報発信をしていく必要があったのだらうと私は思います。今になって放送もなくなったし、熊の目撃情報もなくなったようではありますが、来年に向けて、これについては検討させていただきたいと思います。

実施隊の人数等々についてもお話ありました。ただ、わなを仕掛けるにしても、撤去するにしても、あれはその周辺を見回るといえるのですか、相当の稼働日数があると思いますので、やっぱりその辺の人的な補償、あるいは精神的な補償についても、しっかり町としてはケアしていく必要があるというふうに思います。

次の不要な果樹の伐採あるいはやぶの撤去とかに対して、町として補助金の新設をする考えはないか伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） まず、先ほど町長職務代理者答弁にもありますように、県の補助金を活用しました緩衝帯ということで、山林が主な対象エリアであります。そちらについて、動物との距離を取るという観点から、やぶ並びに一部の樹木等を伐採し、山と里を区分けするような緩衝帯を造る事業を展開してございます。議員おただしのやぶ等の撤去については、そういった補助金が活用できるのではないかというふうに思っております。そういった活用につきましては、今年度、全地区を対象としまして要望調査を行っていきたいと考えております。年次計画で実施していく事業でございますので、その点については、区長さんと相談をさせていただきながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 国のほうも2025年の補正予算で、この熊対策について上程したようでありますので、まだもちろん決定になっていないので、これはどうなるか分かりませんが、今後そういったのを活用しながら、少しでもこういった熊の事故とか被害がないような形をぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、次の情報の件であります。これも今ほどの質問同様、町民に対する情報周知の質問なのです。この断水の件、やっぱりノパメール、町ライン、防災放送等々でやられたと思うのですが、広報車何台回ったか分かりませんが、全域断水について知らなかった方も多いというふうに私も聞き及んでいるのですが、町のほうにはそういったクレーム等々はなかったのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） 今回の断水に関しましては、かなり建設水道課のほうに苦情が参った次第でございます。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 断水を知らずに、水道の故障ということで業者を呼んだ方もいらっしゃいました。町に請求しようかなというふうなぐらいの思いであったようであります。私もこのメール来た段階でちょっと何人かの知人に連絡して、対応させていただいたのですが、これ相当、2台、3台といった広報車で回る必要があったのではないのかなと思うのです。さっきと同じように、電子メール等々では分からない人がいっぱいいると、こういった状態にあるわけですので、広報車等も合わせて、断水中ですので、注意してくれというふうに回るべきだったのだろうというふうに思います。医療関係や理容、美容、さらに飲食関係、もちろん一般家庭でも困りますが、原因が故障ということですので、致し方ないのですが、やっぱり町民が困らないような施策を努力すべきなのです。広報車2台、3台回って、一気にやっぱりこれは知らせるべきだったのだろうと私は思うのですが、担当課の見解をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の事故に関しましては、昼間発生したところでございます。デジタル媒体等駆使したところでお知らせしたところだったのですけれども、みんなメール等を受け取れる方はお勤めになられているような現状でございました。残られた方については、高齢者の方々が家にいられたということで、デジタル媒体等を利用できない高齢者の方には伝わらなかったということで十分認識しているところです。今後におきましては、議員おっしゃるように、広報車を全て、3台町で保有している広報車をフル活用しまして、それらについては広報するようなことで今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） 大変心強い答弁ありがとうございます。実は今回は全域断水ということだったのですが、年間を通して、部分、部分で漏水事故等々があるかと思うのです。その際、その水を使おうとする関係の方々にどのような対応をされていますか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

漏水等による断水におきましては、断水前必ず影響する方々に通知をしてから、お断りしてから、断水をするようなことで取り計らっているところでございます。断水しますよということを前もってお断りしてございます。その上で断水のほうを行って、それで水が必要であれば、給水タンクやら給水ポリ袋等に水を準備して、お配りしてからの断水等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） それは、計画的な断水でしょう。私言っているのは、突然水道管破裂、水漏れしたとか、そういった場合のことを言っているのですけれども、ちょっともう一回。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 突然の漏水した場合におきましても、影響する範囲すぐつかめますので、その影響を受けた方々にはそのような対応をしているところでございます。周知をした上で、断水を行いますよってその場でお断りする次第でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） なぜかという、たまたま自分の集落が漏水工事やっていたところを通りかかった方が、何やっているのか分からなかったと。後で復旧作業をしていたのだというようなことだったものですから、私はやっぱりその辺の周知もしっかりやっていただきたいなというふうに思います。今のお答えの中で、しっかりその辺やっているようでありますので、それについては特に評価をしますが、今後ともよろしくそれをお願いしたいと思います。

そして、自然災害等々についても、先ほど答弁いただいたので、そのとおりかと思います。いずれにしても、こういったのは町民にとっては大変な危機でありますので、いち早く広報車を回すとか、そういった対策が必要なのだろうと私は思います。皆さん知らないで、結局防災放送も聞こえなかった、電子媒体も使えなかった、使わなかったというかな、そういう方々がたくさんいるわけですから、今後こういった場合はしっかりと広報して、不便をかけないような対策をするするというふうに決意をお願いしたいと思うのですが。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今後においては、いち早く住民の方々に集中できるよう心がけてまいりたいと考えてございます。
以上です。

○議長（大竹 惣君） 横山議員。

○10番（横山知世志君） これは、総務課さんにも関係しようかと思うのですが、いろんな町の情報等々については、電子媒体に頼らず、しっかりとした回覧なり、区長さんたちにしっかりと、丁寧な情報を周知していくことが必要だというふうに思いますので、今後そういった事案が発生した際にしっかりとやっていただくことを期待して終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで横山知世志君の質問は終わりました。

ここで次の一般質問準備のため、2時30分まで休憩します。

休 憩 （午後 2時19分）

再 開 （午後 2時30分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第10号、1番、阿部雄一郎君。

〔1番（阿部雄一郎君）登壇〕

○1番（阿部雄一郎君） 1番、阿部雄一郎でございます。12月議会一般質問の締めを務めさせていただきます。

2日間にわたる審議、大変お疲れさまでございました。私は、11月に議員として活動を始めたばかりで、一般質問も今回が初めてとなります。不慣れな点もあるかと思いますが、温かく見守っていただけると幸いです。よろしくお願いいたします。それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私は今回、ジュニアエコノミーカレッジの導入について質問いたします。先ほども申し上げましたとおり、私は11月に議員として活動をスタートしたばかりで、今まさに改めて町の現状を学びながら、一つ一つ理解を深めているところであります。その中で、改めて強く感じていることがあります。それは、子どもたちの育ちを地域全体で支えていくことの重要性です。働き方改革が進む中で、子どもたちが将来就く仕事の多くは今存在しない、していない仕事とも言われています。だからこそ、地域の中で自分で考え、行動し、主体性を身につけていく教育がこれからますます必要になると感じております。今回提案するジュニアエコノミーカレッジ、通称ジュニエコは、小学校5、6年生が5人1組で模擬株式会社をつくり、計画づくりから、仕入れ、製造、販売、決算、納税までの一連の流れを体験するビジネス教育プログラムです。令和7年3月現在の公式公表データを見ますと、これまで全国58か所で開催され、延べ1万4,451名の子どもたちが参加しており、小学生を対象とした企業体験プログラムとしては、国内でも例が少ない取組であります。このジュニエコは、一見すると企業体験が中心の授業に見えますが、本質はそこではありません。子どもたちが地域の大人と関わりながら、

商品づくりや販売に取り組む中で答えのない課題に向き合い、自分で考え、決め、そして行動する。この決める体験を積むことこそがこの授業の核心です。学校教育だけでは得られにくい子どもたちの主体性や判断力、行動力を育むという点で、教育面での効果は非常に大きいと考えております。さらに、地域の大人が地域の子どもと関わり、子どもが地域に関わることで、子どもは主体的に考え、行動する力を身につけ、また大人も子どもから新たな気づきを得るなど、双方に学びや活性が生まれます。この相互作用により地域への愛着や地域コミュニティとの結びつきが強まり、町全体の活力向上や地域課題の解消など、教育面にとどまらない町益にもつながる事業であります。全国でも教育委員会や青年部を中心とした商工会、商工会議所、有志の実行委員会など、地域の実情に応じた多様な実施例が見られます。本町におきましても、地域全体で子どもを育てる機運を高め、活力あるまちづくりにつなげていく上で、このジュニエコは大変相性のよい取組の一つになり得ると考えております。そこで、以下4点について伺います。

1点目、子どもたちの主体性を育む教育並びに地域と子どもの関わりを深める取組の必要性について、町及び教育委員会の考えを伺います。

2点目、その上で、小学校教育と商工会等の地域団体や地域住民との連携により、地域ぐるみの教育活動を広げていくことについての考えを伺います。

3点目、改めて本町におけるジュニエコの実施可能性について、町及び教育委員会としての考えを伺います。また、全国では商工会青年部、教育委員会、有志の実行委員会など多様な主体が連携して実施しており、本町としての連携の在り方について考えを伺います。

4点目、本町での導入に当たり、町内全域を対象としたフルスペックでの実施や地域を限定したモデル事業としての試行導入など、多様な実施形態を含めて検討していくことは可能でしょうか。行政、学校、地域の負担にも配慮しつつ、最適な形を探るための検討について、現時点での考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長職務代理者、副町長、鈴木國人君。

〔副町長（鈴木國人君）登壇〕

○副町長（鈴木國人君） 1番、阿部議員の一般質問にお答えいたします。ジュニアエコノミーカレッジ導入の検討についてであります。2点目の地域ぐるみの教育活動を広げていくことにつきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

1点目の子どもたちの主体性を育む教育、地域と子どもとの関わりを深める取組の必要性につきましては、令和8年度からスタートする予定の第4次総合計画において、未来を担う人づくりを重点プロジェクトの一つに位置づけており、子どもたちが自らの未来を切り開くために必要な能力の育成や地域と共にある学校づくりを掲げております。これらはいずれも重要な取組であると認識しております。

3点目の1つ目、ジュニエコの実施可能性につきましては、子どもたちが地域の大人と関わりなが

ら、課題に対して自ら考え、決め、行動する力、いわゆる決める力を育むことが大切であるという点については、町としましても全く同じ認識であり、まちづくりにおいて将来の町を支える人材の育成は極めて重要だと考えております。その上で、ジュニエコのような取組が最適な手法かどうか、地域性や住民性も踏まえた上で、その必要性や有効性、また導入する場合の課題等について今後研究を深めてまいります。

3点目の2つ目、連携の在り方につきましては、本町においてジュニエコを導入する場合には、商工会や民間の金融機関、その他の団体等との連携、協力体制の構築が不可欠であると考えます。

4点目の最適な形を探るための検討につきましては、3点目の質問で答弁したとおり、まずは先進地の事例等を調査研究し、その上で必要があれば多様な主体と連携し、幅広く議論を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 1番、阿部議員の一般質問にお答えいたします。

ジュニアエコノミーカレッジ導入の検討についてであります。2点目の地域ぐるみの教育活動を広げていくことにつきましては、地域学校協働本部事業の学校の応援ボランティアの活用による書写や家庭科の授業などへの支援、総合的な学習の時間における伝統文化の継承に資する取組など、各学校において推進されているものと認識しております。今後とも地域と共にある学校と、学校を核とした地域づくりの両面から、地域ぐるみの教育活動を展開してまいる考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 阿部議員。

○1番（阿部雄一郎君） ありがとうございました。ただいまのご答弁では、子どもの主体性を育む取組の重要性、地域と子どもが関わる教育の意義、そして地域ぐるみの教育の必要性、これは第4次総合計画にもものっているということで、町としても、教育委員会としても、ご理解を十分にいただいていることが伝わりました。まずはその点について、大変心強く受け止めております。

一方で、恐らくこれを進める上で一番課題になってくるのではないかなというところが、実施主体の在り方にあるかと思えます。先ほどのご答弁の中で、商工会や民間の団体等々と実施していくことも含めて検討というようなご答弁があったかとは思いますが、この主体のところの部分、このまだ課題はあるかと思うのですが、改めてこのジュニアエコノミーカレッジというのが教育面だけではなくて、地域振興やコミュニティ形成、あと幅広い効果をもたらす取組であります。そこで、この実施主体の在り方とは一旦切り離して、この事業の必要性とか、実施の可能性について、関係の深い教育委員会、産業振興課、政策財政課、それぞれの見地のところからの視点で構いませんので、どのような所見をお持ちか、改めて伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 3者に求めるということによろしいですか。

○1番（阿部雄一郎君） それぞれの領域の部分からの、どういうふうにお考えになるかということです。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） それではまず、教育委員会サイドからお答えをさせていただきます。

ジュニアエコノミーカレッジそのものについて、詳細には存じ上げておりませんが、聞き及んだお話や、今議員がおっしゃった、説明くださった中身を総合しますと、子どもたちの育ちの部分において大切であるという認識は共有したいというふうに思っております。その上で、現行の子どもたち、特に小学校、小学生が対象とお聞きしておりますので、小学生の子どもたちに対する学校教育の範疇での関連する部分というのは、いわゆる金銭教育の部分、家庭科等で実施しておりますけれども、それにとどまっているところであります。今後やはりもう少しそれを拡大すべきだという、今次期学習指導要領の改訂に向けて文科省、国では中央教育審議会の特別部会のほうで検討を進めておりますけれども、その中でも単なる消費者教育だけではなくて、金融教育に少しその部分を上乘せしていく必要があるだろうというふうな議論もなされているところであります。学校教育は、ご存じのとおり、国が定める学習指導要領の範疇でしかできないとありますので、そこがそんなふうに変わってくれば、その中に一部を取り入れるなどの将来性はあるのかなというふうには思っているところでありますが、現行の学習指導要領の中ではかなり難しい状況であるということとはご理解願いたいというふうに思っております。

○議長（大竹 惣君） 続いて、政策財政課長、よろしくお願いします。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

政策財政課としましては、第4次総合計画案の中に町の将来像を掲げておりまして、その将来像が、もっとつながる、ほっと安らぐ、ずっと住みたい美しきふる里会津美里町という将来像でございます。ここでつながるというところが非常に重要でございまして、やはり人と地域の結びつきが強くなることで、自然であったり、歴史、文化が守られていくというふうに考えてございます。これらを次世代に続けていくという意味での将来像でございますので、その次世代を担う子どもたちが地域と関わりを深める取組というのは非常に重要だと考えております。また、政策財政課としては、子どもって小学生だけではなくて、今現在西陵高校の生徒と一緒に地域課題の解決に取り組むような、探究の学習という時間を使って一緒に勉強しているところでございますので、そういった子どもたちが地域と連携することは非常に有意義であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君、お願いします。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 産業振興課としましても、このジュニエコの取組自体が仕入れから製造、販売、決算、納税までの一連の流れという形で進められている事業ということで認識はしております。そういった観点から、こういった企業体験を含めた推進については、非常に期待をさせてい

ただきたいと考えておりますし、推進すべきというふうに考えてございます。今後につきましては、先ほど町長職務代理者答弁にもありましたような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○議長（大竹 惣君） 阿部議員。

○1 番（阿部雄一郎君） 非常に皆様から前向きなご答弁をいただき、本当にうれしく思っております。恐らく先ほど教育長のほうからお話ありましたとおり、なかなか学校が主体となってやるには少し難しい、ハードルが高い事業なのかなというふうに思っております。なので、恐らく政策財政課さん、ないしは産業振興課さんが主体になってやっていくことになるのではないかなというふうに、民間の力とか、そういったものを借りながら実施していくことになるのではないかなというふうに私も思っているところです。また、これをやはりぜひ導入していただきたい、一步でも前に進みたい。恐らく今一番課題になるであろう主体の部分も含めて、その点についてちょっとお伺いしたいのですが、仮に主体がどこになるにしても、この取組が本町で一步進むよう、町として可能な範囲で最大限後押ししていくという基本姿勢でよいのか、再度確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

町長職務代理者の答弁にもありますとおり、現時点で積極的にやっていくという答弁はちょっとできませんで、非常にいい取組であるということは認識しております。ただ、今後先進地の取組なんかを参考に調査をしてまいりたいというふうに考えてございます。先日隣の会津若松市もジュニエコの表彰式をやったというような記事が新聞に載っておりました。非常にそれだけ注目があるような事業だというふうに認識をしておりますので、今後も引き続き調査検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 阿部議員。

○1 番（阿部雄一郎君） ありがとうございます。ぜひ導入に向けてご検討いただき、研究を進めていただきながら、本町でもこの事業を導入できるように検討していただきたいなというふうに思っております。

この取組を実際に前へ進めるための必要な視点として、3点に整理してご提案いたします。第1に、ジュニエコの必要性や効果について関係部局が共通理解を持ち、部局横断で検討できる体制を整えていただけるとよいのかなというふうに思っています。第2に、実施主体が行政でない場合でも、立ち上げ段階では調整支援、情報共有など、行政が可能な範囲で後方支援を行う体制を検討いただきたいこと。第3に、町内全域での実施が難しい場合においても、地域限定のモデル事業や段階的な導入など、柔軟な形で一步を進められる選択肢を検討していただきたいこと、以上3点について、行政に過度な負担を求めるものではなく、子どもたちの学びと町の未来づくりに向けて確実に前へ進むための

現実的なステップとして提示させていただきます。

以上で私からの再質問を終わらせていただきたいと思います。最後に、今回提案したジュニアエコノミーカレッジは、行政に新たな負担を求めるものではありません。地域と学校、そして行政がそれぞれの役割を持ち寄り、子どもたちの未来をより豊かにするための新たな選択肢として提示させていただきました。子どもたちが自ら考え、挑戦し、地域の大人と共に学び合う地域ぐるみの教育は、これからのまちづくりに大きな力をもたらすと確信しております。そもそも子どもの育ちを支える施策は、教育だけで完結するものではありません。地域づくり、産業、福祉、住民協働といった町全体にまたがる様々な分野と深く結びつくテーマでもあります。また、その逆もしかりです。よくまちづくりという言葉が使われますが、このまちづくりもまた一つの分野だけで進むものではありません。地域振興、産業振興、農業振興、福祉、教育が連動してこそ、初めて前へ進むものです。その意味でも、将来の担い手となる子どもたちの成長を支えることは、まさに町の未来への投資であり、町益に直結する重要な視点だと考えております。だからこそ、町行政の各部局が1つの部局に任せ切りにするのではなく、部局横断で連携し、それぞれの立場から関わり合いながら支える体制を築くことを期待しております。会津美里町らしい形で、無理のない範囲で構いません。本町の未来を形づくる取組として、前向きなご検討をお願い申し上げます。私自身も一議員として、そして地域の一員として、皆様と共にこの取組を支え、必要に応じて全力で伴走してまいりたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで阿部雄一郎君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 2時54分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和 7 年会津美里町議会第 2 回定例会 1 2 月会議

議事日程 第 4 号

令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 議案第 6 2 号 会津美里町役場の位置を定める条例
- 第 2 議案第 6 3 号 会津美里町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 第 3 議案第 6 9 号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第 7 0 号 会津美里町出張所設置条例
- 第 5 議案第 7 1 号 会津美里町地域づくりセンター条例
- 第 6 議案第 7 2 号 会津美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第 7 3 号 会津美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第 7 4 号 会津美里町第 4 次総合計画の策定について
- 第 9 議案第 7 5 号 本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 7 6 号 会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館の指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 7 号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 7 8 号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 7 9 号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 8 0 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 1 5 同意第 1 1 号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 第 1 6 総括質疑
- 第 1 7 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１２名）

1 番	阿 部 雄 一 郎 君	7 番	村 松 尚 君
2 番	福 島 雅 典 君	8 番	星 次 君
3 番	荒 川 佳 一 君	9 番	鈴 木 繁 明 君
4 番	櫻 井 幹 夫 君	10 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	12 番	渋 井 清 隆 君
6 番	小 島 裕 子 君	13 番	大 竹 惣 君

○欠席議員（１名）

11 番 根 本 謙 一 君

○説明のため出席した者

副 町 長	鈴 木 國 人 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会計管理者 兼 出 納 室 長	児 島 隆 昌 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課 主 幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会 書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農業委員会 事務局長（兼）	鵜 川 晃 君
代表監査委員	薄 久 男 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事務局長
兼 総務係

小 林 一 成 君

開 議 （午前１０時００分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○議案第６２号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第１、議案第６２号 会津美里町役場の位置を定める条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） おはようございます。それでは、議案第６２号 会津美里町役場の位置を定める条例についてご説明を申し上げます。

議案書４ページ、概要説明５ページになります。それでは、概要説明によりご説明を申し上げます。この案件は、令和８年４月１日からの組織機構改革に伴い、地域づくりセンター及び出張所の設置に併せ庁舎の位置を整理するため、改正を行うものであります。

改正内容につきましては、現行第２条第２号及び第３号に規定する本郷庁舎及び新鶴庁舎の位置を削り、本庁舎の位置のみを定めることとするものであります。

なお、施行期日につきましては、令和８年４月１日から施行するものであります。ただし、本条例を施行するために必要な準備行為は、施行前においても行うことができるものとするものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

１２番、渋井清隆君。

○１２番（渋井清隆君） 附則でもって、２番に必要な準備行為はこの条例の施行前にできるとありますが、この必要な準備行為というのはどこまでを指しているのか教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、準備行為、４月１日からの見直しに併せた庁舎のレイアウト、あと支所等のレイアウト、表示等の改修を行うために必要な準備行為があるということで規定させていただいたものであります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○１２番（渋井清隆君） それは内容のことであって、ここで言う準備行為というのは、これをやるために公告式条例に基づく告示行為、そこを言うのでしょうか、これ、早めに。そうではないですか。言っていること全然はちゃめちゃだ。いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ありません。その分も含むものであります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第62号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案件は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2、8名以上の同意が必要とされる案件であります。本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成12名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第63号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第63号 会津美里町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第63号 会津美里町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、概要説明7ページになります。それでは、概要説明によりご説明をさせていただきます。この案件は、多様化する業務に迅速に対応するため、長期継続契約を締結することができる契約の内容について見直しし、契約事務の効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、長期継続契約を締結することが可能とするものを限定的に条例において列挙する方式から地方自治法施行令第167条の17の規定に準じた内容に改め、長期継続契約を締結することができる具体的な契約等については規則で定めることとするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、渋井清隆君。

○12番（渋井清隆君） また同じことをお聞きしたいと思いますが、附則でもって公布の日から施行するとやっていますが、あえて交付の日とした理由はなぜなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 現状の条例上では、条例改正を伴わないとできないという部分がございます、新たに追加をするといった場合。今回の改正につきましては、迅速に対応ができるようにしたいということが1つ大きな目的でもあります。そのため、この条例が改正された後に速やかに対応できるように、公布の日からという形で設定させていただきたいということでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） これ間違いではないのです、条例ですから。いわゆる公告式条例だから、必ず告示するということだから、公布の日でいいのです。本来であれば、その日にちをちゃんとやるべきなのが本来条件です。ただ、整合性を取れない場合となった場合、公布の日たっていつ、ここから通知して3日以内とかあるわけですから、ずれるわけです。だから、そういうような状態でもって流動的なことがあればこういうあれがあるのはいいのですが、本来であれば何月何日から施行するという文をつけたほうがいいと思うのですが、事務的にいろんなことがあったのかなと想定したから、今私聞いたのです。

以上です。結構です、答弁。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第63号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第69号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第69号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第69号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書29ページから33ページ、概要説明は34ページになります。それでは、改正概要についてご説明をさせていただきます。この案件は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴う関係条例について所要の改正を行うものであります。

改正の概要であります。第1条として会津美里町総合計画審議会条例において、組織機構改革に伴い、第8条の庶務の名称、政策財政課とあるのをまちづくり政策課に改め、第2条では会津美里町行政改革推進委員会条例において、第1条と同様に組織機構改革に伴い、第10条の庶務の名称を改正するものであります。

第3条では、会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例において、組織機構改革に伴い、第7条第1項第1号の公表箇所について各支所とあるのを各出張所に改正し、第4条では会津美里町鳥獣被害対策実施隊設置条例について、組織機構改革に伴い、第9条の事務局の名称で産業振興課とあるのを農林振興課に改め、第5条では会津美里町課設置条例において、組織機構改革に伴い、第1条の設置する課の名称のうち、政策財政課をまちづくり政策課に、産業振興課を農林振興課とし、新たににぎわい創造課を追加するものです。

第2条の分掌事務の名称並びに内容について、総務課の事務分掌について一部整理するとともに、サとして予算その他財務に関することを追加し、（2）、政策財政課を（2）、まちづくり政策課に改め、カ、コミュニティ活動（自治区長会に関するものを除く。）に関するものとあるのを地域づくりに関するものと改め、キからケを削除し、コ、人口減少対策に関するものをキ、人口減少に関するものと改め、（3）、町民税務課のオ、廃棄物対策に関するもののうち「対策」を削除し、（4）、健康増進課のアの「及び健康増進」を削除し、イとして健康増進に関することを追加、以降を繰り下げる改正をするものです。

次に、新たに（5）としてにぎわい創造課を追加し、ア、移住及び定住に関することからカ、観光に関するものを追加、（5）、産業振興課とあるのを（6）、農林振興課とし、エからキを削除し、エとして鳥獣対策に関するものを加える改正をするものであります。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第69号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第70号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第70号 会津美里町出張所設置条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第70号 会津美里町出張所設置条例についてご説明申し上げます。

議案書35ページ、概要説明36ページ、併せて議会基本条例第6条に基づく説明資料は37ページになります。それでは、説明資料37ページに基づき、ご説明をさせていただきます。この案件は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、現在ある本郷支所及び新鶴支所を廃止し、新たに本郷出張所及び新鶴出張所として設置するため、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、設置の根拠となる条例を制定するものであります。

町民参加の実施の有無等につきましては、組織機構改革に関する町民懇談会、組織機構改革実施計画に関するパブリックコメントにより、組織機構改革の目的及び内容を説明し、意見を聞き取るため、2つの町民参加手続を実施させていただきました。総合計画との整合性につきましては、令和8年4月から始まる第4次総合計画の実効性を確保するため機能的な組織体制を構築するもので、計画推進に資するものであります。

次に、財源及び将来にわたる効果及び費用につきましては、財源は全て一般財源で、効果等につき

ましては本郷、新鶴地域の住民に対して身近な場所で届出や各種証明の発行など、行政サービスを提供する重要な役目を担っており、引き続き住民サービスの提供を図るとともに、効率的かつ効果的な行政運営を目指すものであります。

なお、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものとし、併せて会津美里町支所設置条例は廃止するものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、鈴木繁明君。

○9番（鈴木繁明君） 現在の支所が出張所と同様の窓口業務を行っている聞いておりますが、そもそも支所の機能と出張所の機能は別のものであり、調べてみると出張所は臨時性と限定性が特徴であります。支所は継続性と権限の範囲の広さと一般的に言われております。

そこで、確認いたしますが、出張所になっても、業務内容は変わりませんか。伺います。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、支所につきましては、期間、区域を限定し、住民のサービスに提供するという部分、あと出張所につきましては期間が限定という形ではなく、窓口の延長線上にあるという形になります。現在行っている支所の業務につきましては、窓口証明等、申請の受付という形、あと相談業務というものを行っており、出張所においても、変わらず同じ業務を継続していくという考えであります。

○議長（大竹 惣君） 鈴木議員。

○9番（鈴木繁明君） では、一般的な出張所と同じ業務を行うということでもありますね。

もっと早く支所設置条例を廃止しなかったのではないかと思います。なぜ組織機構改革に合わせる必要があったのかということでお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 本来であれば、この本庁舎の時点で併せて整理をすればよかったものと考えております。今回なぜということですが、第4次総合計画の進捗、進めていくという過程の中で、地域づくりに特化した、この後条例改正でも出てまいります、新たなコミュニティセンターというものの構想があり、併せてその中で一括的に執り行えないかということの議論をした上で、今回そういう方向で条例の改正を提案させていただいたということでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第70号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決

いたします。

本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2、8名以上の同意が必要とされる案件であります。本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成12名。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第71号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第71号 会津美里町地域づくりセンター条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第71号 会津美里町地域づくりセンター条例についてご説明いたします。

議案書38ページから42ページ、概要説明は43ページ、併せて議会基本条例第6条に基づく説明資料は44ページになります。それでは、説明資料44ページを御覧ください。この案件は、令和8年4月1日からの組織機構改革に伴い、生涯学習センターを廃止し、新たに地域づくりセンターを設置するため、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、設置の根拠となる条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、現行の生涯学習センター条例をベースとしながら、これまでの生涯学習活動のほか、町民主体の地域づくりの拠点施設としての位置づけを明確にした上で、地域コミュニティの維持、強化につながる事業等を新たに地域づくりセンターの事業として追加いたしました。

なお、これに伴い、施設の所管は生涯学習課から地域づくりを担当する新設のまちづくり政策課に移管いたします。

今回の提案に至るまでの経緯としましては、町組織機構改革検討委員会の検討において、地域における生涯学習活動と地域づくり活動の一体化を図ることで町民主体の地域づくりを促進し、人口減少下においても、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成に資するとの考えから、その拠点施設として現生涯学習センター単位で新たに地域づくりセンターを設置することとしたものでございます。

町民参加の実施の有無等につきましては、組織機構改革に関する町民懇談会、組織機構改革実施計画に関するパブリックコメント等により、組織機構改革の目的及び内容を説明し、町民の意見を聴取してまいりました。総合計画との整合性につきましては、令和8年4月から始まる第4次総合計画において重点プロジェクトに位置づけた特色ある持続可能な地域づくりプロジェクトの推進に資するものと認識をしております。

財源及び将来にわたる効果及び費用につきましては、財源は全て一般財源で、効果等につきましては地域づくりセンターを拠点に、これまでの生涯学習活動からより多面的な地域づくり活動への展開が期待できるとともに、将来には地域を運営するための組織を形成し、効率的かつ効果的な運営を推進してまいります。

なお、施行期日については、令和8年4月1日といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第71号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第72号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第72号 会津美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 議案第72号 会津美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書45ページからであります。55ページに概要説明、56ページが議会基本条例第6条に基づく説明資料になります。本案は、令和8年度から施行されます子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度である乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が全国で実施されることに伴いまして、児童福祉法第34条の15第2項の規定により町が当該事業を認可するに当たり、同法第34条の16第1項及び第2項の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従い、またはこれを参酌し、必要となる設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

なお、この事業の認可は児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業を適切に行うことのできる設備と体制を整えた事業者であることを認め、資格を与えるものであります。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備することを目的とした制度で、保護者の就労状況にかかわらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が保育所等を月一定時間利用できるものであります。

主な制定の内容であります。第1章、45ページから46ページ中段までであります。本条例の目的、定義及び運営に関する基本的な方針を定めております。

第2章では、こども誰でも通園制度に必要な設備、運営基準について、乳幼児等が安全で快適に過ごせる施設環境を確保するための具体的な要件を定めております。第20条で運営形態として、こども誰でも通園制度専用の保育室において保育を行う一般型、それから既存の保育定員の空き枠を活用して在園児と一緒に保育を行う余裕活用型の2区分を定義しておりまして、事業運営に係る要件としまして、一般型については第21条で利用者の年齢に応じた保育室、乳児室などの施設基準や建物の構造、避難経路、防災設備等の安全対策について、また第22条以降、保育士の配置基準、支援の内容や保護者の連携に関して定めております。一方、余裕活用型につきましては、第25条で保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の既存施設の基準を準用することを定めております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、56ページの議会基本条例第6条に基づく説明資料ですが、政策等を必要とする背景とこれまでの経緯については、現在全国的にはゼロから2歳児の約6割が未就園児であり、こうした家庭において不安や悩みを抱える保護者が多く、支援の強化が必要となっております。こうした中、令和8年度から子ども・子育て支援法において、乳幼児等のための支援給付事業としてこども誰でも通園制度が全国で実施されることになり、市町村は事業を認可するに当たり、設備及び運営に関する基準について条例で定めることが義務づけられたものであります。

町民参加の実施につきましては、内閣府令で定める基準に従い制定する条例であり、行っておりません。町総合計画との整合性は、子育ての体制づくりを進める目標と整合性が確保されております。財源措置は、事業の実施に伴う施設整備に関するものであります。将来にわたる効果といたしましては、親の就労形態やライフスタイルにかかわらず、全ての家庭に対して支援が提供されることで育児

による孤立感や育児負担の軽減が図られるとともに、在園児と在宅児の経験機会の不均衡が解消されることが期待されます。

説明は以上であります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 本条例を設置するに当たりまして、受皿たる施設というものは想定しているのですか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

受皿となる施設ということでございまして、これはあくまでも町が町以外の私立の民間施設が実施するというものでございまして、対象となるのは認定こども園高田幼児こども園ひかりときぼうの2施設になります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 想定される施設は分かりました。

そうしますと、この基準を満たす設備等につきまして、町が何か調査に行くとか、検査に行くとか、そういったことは行うのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えします。

当該施設から認可申請が上がりましたらば、当然に実施箇所について確認を、認可に伴う審査を行うものでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第72号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第73号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第73号 会津美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） 議案第73号 会津美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

議案書58ページからであります。69ページに概要説明、70ページが議会基本条例第6条に基づく説明資料になります。本案は、令和8年度から実施される子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度である乳児等通園支援事業、こちらも通称こども誰でも通園制度が全国で実施されることに伴い、子ども・子育て支援法第57条の2の規定により町がこども誰でも通園制度に係る乳児等のための支援給付の対象となる事業者を確認するに当たり、同法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、内閣府令で定める基準に従い、またはこれを参酌し、運営に関する基準を定めるものであります。

主な制定の内容であります。第1章、58ページから59ページ上段までですが、本条例の基本的な考え方として事業運営の趣旨と一般原則について規定しています。全ての子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域などと連携した運営を図りながら質の高い支援を公平に提供するとともに、子どもの人権の擁護や虐待の防止に努めることなど、支援に当たっての基本姿勢を定めています。

第2章では、運営に関する具体的な基準について規定し、安全で行き届いた支援を確保することを求めています。第1節で利用定員の基準を示し、第2節では利用開始時の面談や認定の手続、支援内容の記録、費用の受領方法、事故防止や緊急時対応、苦情処理の仕組み、職員の配置や研修、虐待防止など運営全般にわたる詳細な事項を定め、また事業の透明性と公平性を確保するために自己評価や外部評価の実施、地域との連携の推進、会計や記録の適正な管理も義務づけております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、70ページの議会基本条例第6条に基づく説明ですが、本条例は子ども・子育て支援法に基づき、事業運営に関する基準を定めるものであります。一方、先ほどの議案第72号の条例は児童福祉法を根拠としており、事業所における設備や体制に関する基準を定めるものであります。いずれもこども誰でも通園制度の創設に伴い認定基準を定めるものとなっております。先ほどの議案第72号と同様の説明となりますので、省略させていただきます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの72号でちょっと聞くのを忘れたのですが、この基準を満たす職員なのですけれども、いわゆる職員と業務を兼ねることができるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えします。

一般型の場合については専用の保育室を設けますので、今現在のこども園の職員配置基準に準じた形で、こちらの基準に基づいて新たな職員の配置が必要になるということでございまして、余裕型の場合については、今の保育定員を上回る場合についてはそこに加配、追加の職員の配置が必要になるということでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第73号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第74号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第74号 会津美里町第4次総合計画の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第74号 会津美里町第4次総合計画の策定についてをご説明いたします。

議案書71ページ、概要説明は72ページ及び別冊の会津美里町第4次総合計画基本構想・前期基本計画冊子を御覧ください。まず、議案書の71ページでございます。本件は、会津美里町第4次総合計画の策定につきまして、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

この案件は、町の最上位計画となる総合計画について、10年間の基本構想及び5年間の前期基本計画を定めるものです。基本構想において、10年後の町の将来像及び目標人口を設定し、その実現に向けた5つの政策と3つの重点プロジェクトを定めました。前期基本計画においては、基本構想で定めた5つの政策を基に14の施策に分類し、それぞれの施策ごとに目指す姿と主な取組について整理するとともに、その進捗管理及び成果検証のため指標及び目標値を設定したところでございます。

議案別冊によりご説明いたします。まず、策定の経過についてでございますが、巻末の資料編99ページをお開きください。令和6年6月26日開催の第1回総合計画審議会から令和7年10月7日開催の第5回審議会まで、2か年度にわたって計5回の会議を開催し、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら計画案を検討してまいりました。令和7年10月7日の第5回会議において、それまでに取りまとめた最終案をもって審議会に諮問し、10月10日付で審議会から計画案を適当と認める旨の答申をいただきました。また、その間令和7年7月には町内3会場で計4回の町民懇談会、9月1日から9月30日までの30日間でパブリックコメントを実施し、町民の皆様から意見を伺っております。

前に戻っていただきまして、6ページから7ページを御覧いただきたいと思います。初めに、第4次総合計画についてでございますが、総合計画策定の趣旨やこれまでの経過、総合計画の位置づけ、構成と期間、評価と進捗管理などについて記載をしております。

次に、8ページですが、第3次総合計画の評価、検証の部分でございます。9ページと10ページは政策ごとの検証、振り返りで、主に第3次計画の後期計画期間の取組について記載をしております。

次に、11ページから12ページですが、本町を取り巻く状況の変化と課題ということで人口減少、少子高齢化、地域コミュニティ機能の低下、つながりの希薄化、デジタル変革、DXへの期待、持続可能性への関心の高まり、頻発化、激甚化する災害等への対応、公共インフラの老朽化への対応、人々の価値観の変化に対応した幸せの実現と、大きく7つの課題を提起しております。

13ページからは本町の概要ですが、本町の地理的な位置、人口、産業や財政状況などの現状を記載しております。

17ページから18ページについては、生活圏から見た会津美里町ですが、ここは本町と周辺市町村との関係や主な周辺市町村とのレーダーチャートによる比較を記載しております。

19ページから20ページは、近年の本町の取組の主なものを写真つきで掲載しております。

21ページから31ページにつきましては、アンケートやワークショップの結果の部分でございます。

ここまでが冒頭部分ですが、次から本題に入ります。33ページからが基本構想になります。まず、まちづくりの理念、目標の部分です。初めに、町の将来像ですが、「もっとつながる ほっと安らぐ

ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町」、副題として「地域のサステナビリティと住民のウェルビーイングで10年後「選ばれる町」へ」としました。この将来像は、町民アンケートやワークショップ、審議会などでいただいた意見から、最大公約数的な町民の思いとして表現したものでございます。人口が減少していく中で、人と人、人と地域、地域と地域のつながりや支え合いを大事にして、安心感や幸福感を実感できる町にしたいという思いが込められております。また、サステナビリティとウェルビーイングについては、本計画では今後のまちづくりにおける重要なキーワードと位置づけております。

次に、35ページですが、推計人口と目標人口です。この計画の目標年度である令和17年の人口目標を1万4,000人程度としております。

次に、36ページから41ページまでは将来像を実現する政策の柱ということで、第4次計画では第3次計画の7政策23施策から5政策14施策の政策体系に再編いたしました。ここでは施策ごとにウェルビーイングの視点を踏まえて、町の目指す姿を整理しております。

次に、42ページから44ページは重点プロジェクトです。第3次計画の考え方を引き継ぎ、第4次計画においても、政策、施策の部分をまたいで戦略的、重点的に推進する取組として重点プロジェクトを設定いたします。第4次計画における重点プロジェクトは、みさとみらい創生プロジェクト、人口減少に負けない持続可能な未来を実現するための3つの取組としまして、1、人口減少を緩やかにする地域創生プロジェクト、2、特色ある持続可能な地域づくりプロジェクト、3、未来を担う人づくりプロジェクトという3つの取組を掲げております。

次に、45ページから46ページは計画推進のための手段（基盤）です。第3次計画においては、第7の政策として3つの施策に分けて掲げていた部分ですが、主に内部的な取組になりますので、今回の計画では施策としての位置づけから外し、計画推進のための手段（基盤）という形で整理をしております。

次に、48ページから49ページは政策体系です。主に町民向けの施策のみを体系化し、よりシンプルな形で整理しました。

続いて、53ページからは前期5年の基本計画の部分になっております。5政策14施策に分かれておりますが、施策ごとに目指す姿や目標とする指標（成果指標）、町の主な取組、それに関連する主な事務事業、一人一人の取組を記載しております。

具体的には58、59ページでご説明いたします。施策1－1、生活環境の保全でございますが、58ページ上段に、この政策によって5年後に目指す姿を示しております。次に、施策の目指す姿の達成状況をはかる指標を目標とする指標として、A、B、2つの指標を設定しております。その下から59ページにかけて、町の主な取組として施策の目的を達成するため、①から⑤の取組とそれぞれの主な事務事業を記載しております。最後に、59ページの下段に一人一人の取組として、施策の目的を達成するため、町の取組に加えて必要となる町民の方や事業者の方の取組を記載しております。

57ページから64ページまでは、政策1、安心・安全で快適な生活環境のまちに係る3つの施策の基本計画でございます。65ページから74ページまでは、政策2、健やかに生きる支え合いのまちに係る4つの施策の基本計画、75ページから80ページまでが政策3、活気ある産業と賑わいのまちに係る2つの施策の基本計画、81ページから88ページまでが政策4、未来を育む学びのまちに係る3つの施策の基本計画、89ページから94ページまでが政策5、地域とともに歩むまちに係る2つの施策の基本計画となっております。

最後に、95ページから105ページまでは資料編としまして、総合計画に位置づける個別計画、策定経過、総合計画審議会等の資料を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 別冊99ページにパブコメの意見2件と記載あったわけなのですが、2件の内容と町としてどのように回答したのかをお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） パブリックコメント2件の内容でございます。まず、1つ目が73ページにあります町の主な取組、郷土資料館の活用の表記について、これが②の文化財を活用したまちづくりのための1つの具体的な方法、行動であるので、町の主な取組に単独の項目として掲げるのには違和感があるのでないかということでございました。これについては、③の郷土資料館の活用を郷土資料館を活用した歴史文化の理解促進ということで、ご意見のとおり修正をしたところでございます。

2点目が48ページのやはり主な取組のところになるのですが、①のゼロカーボン社会に向けた意識向上の部分で、地球温暖化の防止に取り組むとするのであれば、環境教育のみではなくて、さらなる省エネの促進であったり、再生可能エネルギーへの転換が必要ではないかというようなご指摘でございましたので、それに基づいて修正を加えたところでございます。

パブリックコメントの2件の意見につきましては、以上のような対応をしております。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

議案第74号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第75号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議案第75号 本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） それでは、議案第75号 本郷デイサービスセンターの指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書73ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、本郷デイサービスセンターでございます。指定管理者となる者の名称は、会津若松市北会津町東小松2335番地、医療法人明精会、理事長、羽金淑江であり、指定管理者の管理の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

今回の指定管理につきましては、利用者個々の心身の状況であったり、介護方針を熟知した指定管理者によりサービスの提供を行う必要があるという点を踏まえ、さらに利用者と施設職員との間に継続的な信頼関係が必要であると、そういった点を踏まえまして、公募ではなく、非公募として申込みを受け付けたところでございます。

なお、74ページから76ページにかけて、10月28日付で指定管理者選定審議会から当該法人を候補者として選定する旨の答申のほうをいただいております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第75号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第76号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第10、議案第76号 会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 議案第76号 会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書77ページを御覧ください。本案は、会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館の令和8年4月からの指定管理について、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町高田児童館及び高田児童クラブ館です。

指定管理者となる者の名称は、会津美里町字新布才地2番地、社会福祉法人高田幼児幼保連携型認定こども園ひかり、理事長、天笠昌明であります。

指定管理者の管理の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

なお、今回の指定管理につきまして公募しましたところ、1事業者のみの応募でありました。

78ページからの参考資料になりますが、10月28日に町公の施設の指定管理者選定審議会より、当該法人を候補者に選定する旨の答申をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第76号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決

いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第77号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第11、議案第77号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） それでは、議案第77号 高田インフォメーションセンター及び上町駐車場の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書81ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理者となる公の施設の名称は、高田インフォメーションセンター及び上町駐車場であります。

指定管理者となる者の名称は、会津美里町字瀬戸町甲3161番地1、一般社団法人会津美里町観光協会、代表理事、水野俊彦であり、指定管理者の管理の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

なお、10月28日付で指定管理者選定審議会から当該法人を候補者に選定する旨の答申をいただいております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第77号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決

いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時06分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案第78号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第12、議案第78号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議案第78号 本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書85ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、本郷インフォメーションセンター及び瀬戸町駐車場であります。

指定管理者となる者の名称は、会津美里町字瀬戸町甲3161番地1、一般社団法人会津美里町観光協会、代表理事、水野俊彦であり、指定管理者の管理の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

今回の指定管理者につきましては、8月4日から8月25日まで公募により申込みを受け付けたところ、1社のみの応募でありました。

なお、10月28日付で指定管理者選定審議会から当該法人を候補者に選定する旨の答申をいただいて

おります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第78号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第79号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第13、議案第79号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案件については関連がある案件であるため、副町長より退席の申出が出ておりますので、これを許可いたします。

〔副町長（鈴木國人君）退席〕

○議長（大竹 惣君） ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第79号 会津美里町せせらぎ緑地公園の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書89ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、会津美里町せせらぎ緑地公園であります。

指定管理者となる者の名称は、会津美里町字家東甲4224番地2、株式会社会津美里振興公社、代表取締役、鈴木國人であります。

指定管理者の管理の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

今回の指定管理につきましては、施設の利便性やサービスの向上及び維持管理業務の合理化を図るため、8月4日から8月25日まで公募により申込みを受け付けたところ、1社のみの応募でございました。

なお、90から92ページになりますが、10月28日付で指定管理者選定審議会から当該法人を候補者に選定する旨の答申をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

議案第79号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、副町長の入場を許可します。

〔副町長（鈴木國人君）入場〕

○議案第80号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第14、議案第80号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第80号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料1ページから31ページを御覧願います。

なお、今回の補正の概要でございますが、歳入では国県補助金額の確定による増減など、歳出においては入札等による請け差や今後の予算執行見込みに伴う減額等による補正を行うものであります。

それでは、予算書1ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億474万5,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。

第3条は、債務負担行為につきまして、追加の補正を行うものでございます。

第4条は、地方債につきまして、変更及び廃止の補正を行うものでございます。

5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございます。上から2款総務費、1項総務管理費、事業名、総合行政システム運用事業1億875万5,000円がありますが、基幹業務システムの標準システムへの移行について、開発の遅れなどにより年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次の4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、健診等事業638万円につきましても、基幹業務システムの統一標準化構築の遅れにより、健康管理システムの標準化について年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、事業名、林道整備維持管理事業5,390万円がありますが、林業専用道水無沢線開設工事において年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名、林道災害復旧事業5,676万4,000円がありますが、林道新鶴一柳津線の災害復旧工事において年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加でございまして、新鶴こども園バス運行業務委託事業、小学校スクールバス運行業務委託事業（宮川小学校分）及び小中学校スクールバス運行業務委託事業（新鶴地域）につきましては、令和7年度で債務負担行為の設定が終了するため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

7ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございます。変更でございまして、まず緊急自然災害防止対策事業債、林道施設災害防止対策事業におきましては、林道新鶴一柳津線において道路路肩崩落が発生し、その復旧工事に係る事業費について限度額を記載のとおり変更するものでございます。また、過疎対策事業債、新鶴小学校ベランダ及び軒天改修事業から、次のページを御覧いただき、新鶴中学校昇降機改修事業までにつきましては、事業費の確定見込みによりそれぞれ限度額を記載のとおり変更するものであります。

次に、廃止でございまして、過疎対策事業債、森林公園等整備事業につきましては、白鳳山公園ト

イレ改築工事の入札不調による事業費の減額に伴う廃止となります。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

11ページを御覧ください。歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,410万1,000円の増額につきましては、障害者自立支援給付費負担金でございまして、障害介護給付費の追加見込みにより1,246万1,000円増額するものでございます。

12ページを御覧ください。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金786万9,000円の増額につきましては、障がい者自立支援給付費負担金でございまして、先ほどと同様に障害介護給付費の増加見込みにより623万円増額するものでございます。

次に、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金3,048万3,000円の増額につきましては、13ページを御覧いただき、林道整備事業補助金でございまして、林業専用道水無沢線開設工事における事業費に係るものとして増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,985万9,000円の減額につきましては、今回の補正予算による整理に伴い減額するものでございます。

14ページを御覧ください。21款町債、1項町債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、2目農林水産業債、6目教育債においてそれぞれ増額、または減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費667万円の減額につきましては、主に1節の議員報酬及び3節の議員期末手当でございまして、現職議員の逝去、議員定数の削減等に係る事業費の確定見込みにより、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。

次に、1項総務管理費、1目一般管理費126万円の増額につきましては、10節の修繕料でございまして、令和8年度組織機構改革に伴う公共施設の案内看板等の修繕費用により428万5,000円を増額するものでございます。

18ページを御覧ください。7目企画費352万8,000円の増額につきましては、18節の住宅取得支援事業補助金でございまして、移住者への住宅取得に係る補助金について新たに5件の申込みが見込まれるため、380万円増額するものでございます。

次に、電算管理費2,033万8,000円の減額につきましては、12節の総合行政システム運用業務委託料でございまして、基幹業務システムの移行時期を延期したことにより1,853万8,000円を減額するものでございます。

20ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,573万8,000円の減額につきましては、27節の国民健康保険特別会計繰出金でございまして、国民健康保険事業費の確定

見込みにより1,605万2,000円を減額するものでございます。

次の2目障がい福祉費2,479万1,000円の増額につきましては、19節の自立支援給付費でございまして、歳入でもご説明しましたが、障害介護給付費の増加見込みにより2,492万2,000円を増額するものでございます。

22ページを御覧ください。2項児童福祉費、5目認定こども園費2,387万3,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございます。本郷こども園キュービクル改修工事について、変圧器基準見直しによる機器生産中止により年度内の施工が見込めないことから、1,395万1,000円を減額するものでございます。

24ページを御覧ください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,197万8,000円の減額につきましては、18節のがんばる農業応援事業補助金でございまして、事業費の確定見込みにより1,300万円を減額するものでございます。

25ページを御覧ください。2項林業費、3目林道整備費5,390万円の増額につきましては、14節の林道開設工事でございます。歳入でもご説明しましたが、林業専用道水無沢線開設工事において、4工区の工事請負費について増額するものでございます。

続きまして、4目林業振興施設費1,619万8,000円の減額につきましては、14節の維持改修工事でございます。歳入でもご説明しましたが、白鳳山公園トイレ改築工事の入札不調により減額するものでございます。

27ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費2,661万8,000円の減額につきましては、12節のスクールバス運行業務委託料でございまして、事業費の確定見込みにより2,631万2,000円を減額するものでございます。

30ページを御覧ください。10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費5,676万4,000円の増額につきましては、14節の災害復旧工事でございます。先ほど地方債補正でご説明しましたが、林道新鶴一柳津線において道路路肩崩落が発生し、早急に復旧工事が必要なことから増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 歳出のほうなのですが、予算書16ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節の需用費についてと、あと14の工事請負費、あと予算書30ページ、13款予備費、1項予備費、1目予備費についてお尋ねします。

それでは、まず16ページのほうからお聞きします。公共施設の案内看板等ということの先ほどの説明でしたが、修繕費用及び設備の修繕費用ですが、修繕料の内訳、あとは維持改修工事の内容につい

てお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） まず、このたびの修繕料につきましては、組織機構改革に伴う修繕の部分ですので、詳細事細かくなってしまうので、概要的な形でよろしいでしょうか。まず、庁舎に係る案内看板の修繕ということで、本郷庁舎、新鶴庁舎、新鶴生涯学習センター等々で予算を計上しております。おおむね本郷庁舎であれば41万7,000円程度、新鶴庁舎で9万8,000円、新鶴生涯学習センターで64万8,000円、宮川生涯学習センターで41万6,000円、その他経費ということで74万8,000円という形で、ちょっと細かい内容になっています。それを全体含めて計上しております。

あと、庁舎内の案内サイン、課名等といろいろ変わります。そういった部分で、案内看板の修繕として195万5,000円、全体で428万5,000円ということでございます。

あと、維持改修工事につきましては、特に本郷庁舎、本郷生涯学習センターのほうの部分なのですが、改修し新たに8年4月1日から事務所となる部分に対してトイレの緊急の呼出しブザーの移設を行います。今生涯学習センターの事務室側にあるものを現在の支所側のほうに移すと、あとインターホン関係に移設するという工事で102万2,000円の補正をするということでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、今の補正予算の計上に当たりまして、予定価格の作成はどのようにしたのか、その点積算基準、どうやって積算したのか、予算の積算についてお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 予定価格ではなくて、見積りの積算根拠ということでよろしいですね。一応この積算に当たりましては、概要、こういう改修をする場合には幾らぐらいかかるかということで、複数の業者のほうにちょっと見積りを提出していただいて積算したところでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） そうすると、見積りした業者は一応今の入札とか何かには入らないということでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 入札に関しては過去にはそういった事例ありました、見積りを取ったところは入れないと。ただ、現在国のほうでもそういった取扱いはないと記憶しております。要は見積りを提出したところ、見積りだけ出させて、入札に参加させないというのはいかがなものかということが国のほうでも取り上げられていた記憶がございます。現在実際入札する場合についてはこれから検討という形になると思いますが、入札に参加させる、させないということははっきり申し上げることはできません。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） それでは、2点目の質問をちょっとお尋ねします。

先ほどの予備費、予算書の30ページの関係なのですが、予備費の366万4,000円ですが、緊急を要した各事業に対し充当したということですが、主な事業についてお聞きしたいと思います。主な事業をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 予備費充当した主なものということでお答えいたします。

除雪対策事業とか空き家等対策事業でございまして、全部で、この366万4,000円の内訳としては8つの事業に充当したものでございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3番（荒川佳一君） 結構充当したのが多いというようなイメージを持っております。そうしますと、これ予備費を執行しないで、今の執行しない予算確かにあります。執行しない予算で対応できなかったのかということなのですが、それはどうしてもやっぱり予備費を使わなければならなかったという、緊急性があったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

予算もなく、緊急性があったことから、予備費で対応したものでございます。

○議長（大竹 惣君） 5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 予算書16ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の1節報酬、この会計年度任用職員の報酬につきましては3課分入っておりまして、産業振興課分でお聞きしたいと思います。

次に、予算書26ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1節道路橋梁維持費の18節の除雪オペレーター育成の補助金のところです。

あと、3つ目なのですが、27ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の部分についてお聞きしたいと思います。

まず、16ページの会計年度職員報酬のところなのですが、提出案件資料の17ページを見ますと地域おこし協力隊が2名年度途中で退任したというふうに理由が記載してあります。この退任理由につきましてお答えください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまおたかしであります協力隊2名の退職でございます。こちらにつきましては、今年度応募されて入ってきた隊員2名でございます。実際農業に従事してみたところ、やはり体力的な観点から続かないという判断をされた方が1件、もう一名につきましてはなかなか金額的な部分で合わないということで退職された方が1名で、合計2名でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） そうしますと、2人とも自己都合退職ということでよろしいですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） はい。自己都合退職でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 26ページの除雪オペレーター育成支援事業補助金の30万の減額なのですが、提出案件資料の23ページを見ますと、補助金の申込みがなかったため減額しますというようなことだったのですが、町としてはどんなような働きかけをして補助金の申込みを募ったのか、ちょっとお聞きしたかったのですが。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

除雪オペレーターの育成支援補助金に関しましては、免許取得を目的とした補助金でございます。15万円を上限としまして2分の1、最高7万5,000円の補助分として、4名分の補助金を予算化したものでございます。募集に関しては、広報等によってお知らせする際に補助金についても一緒に載せているような状況でございまして、今年度におきましては、現在除雪シーズンに入ったわけなのですが、それまでに申込みが一切なかったことにより全額減額したものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ただ単に広報紙で募集するのではなくて、例えば今までやっていただいたオペレーターを経由してオペレーターを募るとか、そういった手法は取っていないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

大変失礼しました。広報紙以外でもオペレーターに頼った上でも募集等行って、誰かいないかななんてことで申込み受け付けたところだったのですが、全くございませんでした。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今回同僚議員が一般質問で除雪オペレーターの件につきまして質問したわけなのですが、やはり人材確保を一生懸命やっていただければというふうに思います。

続きまして、27ページのエデュケーション費なのですが、12節の委託料、スクールバス運行業務委託料で2,600万も減額になっております。これにつきましては、当初予算の見積りが誤っていたのか、それとも特殊要因があってこれだけの金額を減額するようになったのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） こども教育課長、猪俣利幸君。

○こども教育課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

当該スクールバス業務委託料のうち、令和6年度の補正予算にて債務負担行為を設定している分がでございます。実際には高田小学校と高田中学校で1億4,100万円ほど、あと本郷学園分4,100万と。あ

くまでも債務負担行為については上限額で設定しておりまして、同額を当初予算に計上しているということから、やはり実際に入札で請け差が生じます。その結果、請け差分を今回2,631万2,000円減額するものでございます。

○議長（大竹 惣君） 8番、星次君。

○8番（星 次君） 1点だけお願いしたいと思います。

25ページです。5款農林水産業費、2項が林業費、4目の林業振興施設費で14節の工事請負費、先ほど白鳳山のトイレの改築工事ということで繰越明許があったわけですが、資料を見ますと3回入札したが、不調になったということで、年度内に工事が完了しないためというふうな理解したのですが、3度入札で不調になったというのをもう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） この3回の不調でございますが、1度目につきましては県の補助金を受けるために、補助金申請を受けて、その採択を受けてからの入札になったということで、6月に入札を開始したと記憶しております。その際には町内の事業者を対象に入札を行いましたが、応札者がゼロであったということでもあります。2回目につきましては、もう一度設計書を見直し、工期を1か月程度延ばした上での入札をしました。しかしながら、それでも応札者はいなかったということで、町内にそれでは絞っての入札が2回不調になった関係で、町外に窓口を広めて再度3回目の入札をしたところ、また応札者がなかったということで、3回の不調になったということでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 3回やって入札の応募者がなかったということは、設計書がちょっとおかしいのではないですか。そう感じないですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 設計書につきましては、私のほうも再度確認をしております。その都度確認をしております。応札がなかった観点から、町内の建築事業所さんのほうにも事情を内々で聞かせていただきました。そうしたらば、今年2月の豪雪がございました。その関係で建物に被害があった民間の方からの発注が多くて、そちらのほうで技術者の選任がなかなか困難であったという答えはいただきましたので、この工事につきましては3回とも応札がなかったということで、次年度以降に再度検討したいということで、今回補正予算で減額をさせていただいたところであります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第80号を終了いたします。

○同意第11号の議題、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第15、同意第11号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により鈴木繁明君の退席を求めます。

〔9番（鈴木繁明君）退席〕

○議長（大竹 惣君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

同意第11号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、鈴木繁明君の入場を許可します。

〔9番（鈴木繁明君）入場〕

○議長（大竹 惣君） 鈴木繁明君に申し上げます。

同意第11号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、全会一致で同意されましたことをお知らせいたします。

○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第16、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第64号 会津美里町財政調整基金条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号 会津美里町農村公園条例の一部を改正する条例、議案第66号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第67号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第68号 会津美里町体育施設条例等の一部を改正する等の条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。間もなく昼食の時間となりますが、本日の日程が全部終了するまで延刻したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、本日の日程が全部終了するまで延刻することといたします。

それでは、次に議案第81号 令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和7年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号 令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第17、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 零時00分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和 7 年会津美里町議会第 2 回定例会 1 2 月会議

議事日程 第 5 号

令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第 6 4 号 会津美里町財政調整基金条例の一部を改正する条例
議案第 6 5 号 会津美里町農村公園条例の一部を改正する条例
議案第 6 6 号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 6 7 号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 6 8 号 会津美里町体育施設条例等の一部を改正する等の条例
- 第 3 議案第 8 0 号 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 議案第 8 1 号 令和 7 年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 2 号 令和 7 年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 3 号 令和 7 年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 4 号 令和 7 年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 陳情第 1 1 号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
陳情第 1 2 号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について
陳情第 1 3 号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について
- 第 6 陳情第 1 4 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情書
- 第 7 会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について
- 第 8 会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 第 1 0 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

第 1 0 まで同じ

追加日程第 1 議案第 8 5 号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 追加日程第 2 | 議案第 8 6 号 | 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 3 | 議案第 8 7 号 | 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加日程第 4 | 議案第 8 8 号 | 令和 7 年度会津美里町一般会計補正予算（第 1 0 号） |
| 追加日程第 5 | 議案第 8 9 号 | 令和 7 年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 議案第 9 0 号 | 令和 7 年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| | 議案第 9 1 号 | 令和 7 年度会津美里町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| | 議案第 9 2 号 | 令和 7 年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 追加日程第 6 | 発議第 1 1 号 | 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書 |
| 追加日程第 7 | 発議第 1 2 号 | 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書 |
| 追加日程第 8 | 発議第 1 3 号 | 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書 |

○出席議員（13名）

1 番	阿 部 雄 一 郎 君	8 番	星 次 君
2 番	福 島 雅 典 君	9 番	鈴 木 繁 明 君
3 番	荒 川 佳 一 君	10 番	横 山 知 世 志 君
4 番	櫻 井 幹 夫 君	11 番	根 本 謙 一 君
5 番	長 嶺 一 也 君	12 番	渋 井 清 隆 君
6 番	小 島 裕 子 君	13 番	大 竹 惣 君
7 番	村 松 尚 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
町民税務課長	大 竹 淳 志 君
健康ふくし課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課主幹	福 田 富 美 代 君
産業振興課長	鵜 川 晃 君
建設水道課長	加 藤 定 行 君
教 育 長	歌 川 哲 由 君
こども教育課長	猪 俣 利 幸 君
生涯学習課長	小 林 隆 浩 君
選挙管理委員会書記長（兼）	平 山 正 孝 君
農業委員会事務局長（兼）	鵜 川 晃 君
代表監査委員	薄 久 男 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
事務局次長兼総務係長	小 林 一 成 君

開 議 （午前10時00分）

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（大竹 惣君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員長、村松尚君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（村松 尚君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（村松 尚君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会に付託されました議案4件、陳情3件に係る委員長報告を申し上げます。

令和7年12月12日午前10時より、本庁舎議場において、委員全員、所管課、議会事務局同席の下、開催いたしました。なお、論点はなかったことを報告いたします。審査の結果につきましては配付されてあるとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

議案第64号は、委員より、財政調整基金は目的があって積み増ししている。今回の改正でどの程度有価証券での運用を見込んでいるのかとの問いに、当局より、財政調整基金は現在でも金融機関に預け入れをしているが、ほかに有価証券での運用も可能とする条例改正ですので、現段階では運用する金額を決めたものではなく、今後調査をした上で有価証券での運用をしていく考えですとの答弁がありました。また、委員より、運用が定まっていない状態での条例改正はどうかと考える。運用も含めた説明をすることで、より内容が見えてくるのだが、改正の意味が分かりにくいのではないのかとの問いに、当局より、確かに金額は定まっていないが、安全な有価証券の調査、現在検討しているのは、社債ではなく国債などの政府系金融債などの信用があるもので、なおかつ短期間で確実なもの、安全で有利なものを調査研究していこうとの考えですとの答弁がありました。次に、委員より、この条例改正は運用できるようにするためのものなのか、運用するための改正なのか。また、リサーチはどのようにしていくのかとの問いに、当局より、前向きに運用できるようにするための改正です。リサーチについては、証券会社や近隣町村などで情報収集を行い、安全性も含め調査していきますとの答弁がありました。次に、委員より、国のゼロ金利政策が終了した今、なぜこのタイミングで改正を行うのかとの問いに、当局より、確かにタイムリーではないが、先進地の状況なども含め協議を行い、今回の改正となりましたとの答弁がありました。次に、委員より、利益を求めない自治運営にあって運用の必要はないと考えるが、なぜ運用する条例の改正をするのか。その目的とは何かとの問いに、当局より、自治体であっても昨今の物価高騰などで財政状況も厳しいものがある。現在も財政調整基金の現金を金融機関に預けていますが、例を挙げれば、1億円を金融機関に預けても利息は30万円程度です。これを例えば国債などで運用した場合、金利は1%ですので、100万円になり、銀行との差額

が年70万円となります。財政部局としても財源確保の点で必要であり、また地方自治法においても市町村はそのような努力をしなければいけないとの規定もある点を踏まえ、少しでも利益が出せる努力をしていきたいとの考えですとの答弁がありました。そのほか、実際に運用している周辺自治体について、また議会に対する報告の在り方などについて若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員にて可決すべきものと決しました。

議案第81号は、委員より、18節負担金補助及び交付金の出産育児一時金の補正増は何名ほど見込んでいるのかとの問いに、当局より、10月までに既に3件支出済みで、今後4件が見込まれるため、計7件を見込んでいますとの答弁がありました。そのほか質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員にて可決すべきものと決しました。

議案第82号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員にて可決すべきものと決しました。

議案第83号は、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員にて可決すべきものと決しました。

陳情第11号については、委員より、国においては物価高騰対策や社会保険料の見直しも審議されている。年金引上げは現役世代の負担をさらに強いることになるかとの意見がありました。次に、委員より、年金引上げで現役世代の負担は増加するが、一方、高齢者においても、高所得者に対し医療費や介護費などの負担割合も検討されていることから、物価高騰に対しての年金引上げには賛同するとの意見がありました。また、委員より、年金だけの生活には限界があり、現在の物価高騰には追いつかない状況である。年金引上げは地域の経済対策の面でも有効と考えることから賛同するとの意見がありました。さらに、委員より、子どもや孫に対して負担を強いることは悩ましいが、現状を踏まえると賛同したいとの意見がありました。その他、若干の意見はありましたが、採決の結果、賛成多数にて採択すべきものと決しました。

陳情第12号は、委員より、地域医療が厳しい状況にあり、運営継続が困難で撤退する診療所などの報道もなされている。診療報酬が原因となっていることから、賛同したいとの意見がありました。また、委員より、倒産や廃業で利用者に対し影響が出ている。働く方々に対しての報酬に関しベースアップや環境についての記載もあることから、賛同するとの意見がありました。さらに、委員より、国立病院などでも赤字経営となっていることから、診療報酬の引上げ、介護現場の環境整備のためにも引上げが必要であるとの意見がありました。ほか、各委員より同様の意見があり、採決の結果、賛成全員にて採択すべきものと決しました。

陳情第13号は、委員より、福島県は最低賃金が1,000円台になり、中小企業や小規模事業者は国の支援がないと経営に影響が出ると聞き及ぶことから、陳情を通して政府の考えをたずねることが必要であると考え、賛同したいとの意見がありました。次に、委員より、政府はここ数年、最低賃金引上げをしており、中小企業にとっては経営を圧迫している。労働者の視点ではよいが、働く中小企業がまず経営を安定させることが必要であり、国においても積極的に支援する必要があることから賛同したいとの意見がありました。ほかに各委員からも賛同に対する意見があり、採決の結果、賛成

全員にて採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員長、荒川佳一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（荒川佳一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（荒川佳一君） おはようございます。産業教育常任委員会に付託されました議案5件、陳情1件に係る委員長報告を申し上げます。

令和7年12月12日午前10時より、常任委員会室において、委員5名、所管課、議会事務局出席の下、開催いたしました。なお、論点はなかったことを報告いたします。審査の結果につきましては配付されているとおりですので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第65号については、委員より、農村公園の地目は農地法第3条申請は不要になるのかとの問いに、当局より、地目は雑種地であり、農地法第3条申請は不要になるとの答弁がありました。また、委員より、農村公園を廃止後、普通財産となれば総務課管理となるが、公募して売却するということに関しては共有しているのかとの問いに、当局より、総務課とは共有しており、公募、売却についても協議しているとの答弁がありました。さらに、農村公園廃止に至る経緯はとの問いに、当局より、農村公園の管理をお願いしている地区より、使用頻度が低く、面積も広く管理が追いつかないため廃止の要望があったものであるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号については、委員より、児童福祉法等について、「等」ということだが、児童福祉法以外にも関連する法令が含まれているのかとの問いに、当局より、その他の主な法令として、子ども・子育て支援法や認定こども園法があるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号については、委員より、当町では家庭的保育事業者がいらないとのことだが、今回の改正は準備行為ということかとの問いに、当局より、福島県では地域限定保育士制度についても実施していないが、将来を見据えての改正であるとの答弁がありました。その他、若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号については、委員より、体育施設条例に救済措置や経過措置の文言が入っていないのはなぜか。経過措置として「従前の例による」との文言が入るべきではないのかとの問いに、当局より、条例の内容や料金が変わるわけではなく、現在の利用者に不利益のないものと考えているとの答弁がありました。また、まちづくり活動に関する団体としては具体的にどのような活動の団体を想定しているのかとの問いに、当局より、新たにまちづくり政策課所管となり、かなり広義の意味合

いの団体と思われる。所管課で減免対象団体を定め、その団体を減免するような流れになるとの答弁がありました。さらに、ある程度その団体は決められているのか。その場その場で団体を判断して減免するのか。町民が活発に利用しやすいよう柔軟に対応できないのかとの問いに、当局より、現在の生涯学習課では社会教育団体を認定し、減免としている。今後は、所管課で団体を認定し、減免することになります。当課としては、この団体が該当するなどとは言えないが、まちづくり活動と生涯学習活動を行う団体がしっかりと活動できるよう、課の連携を図りながら利便性向上に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第84号については、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で本案は可決すべきものと決しました。

次に、陳情第14号については、委員より、「資材価格の高騰による生産コストの上昇を販売価格に転嫁できず」との文言や、政府は米の増産にかじを切るとしているなどと陳情の内容に矛盾があるとの意見がありました。また、委員より、米価の安定と農家の所得補償は異なるとの意見があり、採決の結果、賛成はなく、本案は不採択とすべきものと決しました。

以上で産業教育常任委員会に付託された議案5件、陳情1件の委員長報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第64号ないし議案第68号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第64号 会津美里町財政調整基金条例の一部を改正する条例、議案第65号 会津美里町農村公園条例の一部を改正する条例、議案第66号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第67号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第68号 会津美里町体育施設条例等の一部を改正する等の条例の5件を一括議題といたします。

5件については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

5件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

議案第64号から議案第68号までの5件について、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、議案第64号から議案第68号までの5件はいずれも原案のとおり可決されました。

○議案第80号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第80号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議案第80号については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第81号ないし議案第84号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第81号 令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第82号 令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第83号 令和7年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第84号 令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第2号）の4件を一括議題といたします。

4件については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

4件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

議案第81号から議案第84号までの4件について、いずれも委員長報告のとおりに決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、議案第81号から議案第84号までの4件はいずれも原案のとおり可決されました。

○陳情第11号ないし陳情第13号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、陳情第11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、陳情第12号 「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について、陳情第13号 「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出についての3件を一括議題といたします。

3件については、討論通告がありませんでしたので、これより電子採決システムにより採決いたします。

3件の陳情に対する委員長の報告はいずれも採択です。

陳情第11号から陳情第13号までについて、いずれも委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第11号から陳情第13号までの3件はいずれも原案のとおり採択されました。

○陳情第14号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、陳情第14号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する賛成討論の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第14号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。原案に対して採決いたします。この陳情を原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成なし。

よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

○会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（大竹 惣君） 日程第7、会津美里町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

選挙管理委員会委員には、渋川英和君、長峯重弘君、一条幸子君、國分利則君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました渋川英和君、長峯重弘君、一条幸子君、國分利則君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

○会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（大竹 惣君） 日程第8、会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時31分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

選挙管理委員会委員補充員には、荒木百合子君、板橋信幸君、野中庄一君、栗城加代子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました荒木百合子君、板橋信幸君、野中庄一君、栗城加代子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大竹 惣君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

本件は、配付した委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査としたい旨の申出がありまし

た。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申出のとおり閉会中の所掌事務調査とすることに決しました。

○広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大竹 惣君） 日程第10、広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

本件は、配付した委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査としたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申出のとおり閉会中の所掌事務調査とすることに決しました。

ただいま町長、杉山純一君、7番、村松尚君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、全員協議会終了後まで休憩します。

休 憩 （午前10時34分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第85号から議案第92号、7番、村松尚君より発議第11号から発議第13号の計11議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後、逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第85号ないし議案第92号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたしました議案8件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第85号は、会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会議員の期末手当の支給割合を、令和7年度については、12月期支給分を1.775月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.75月に改正するものであります。

次の議案第86号は、会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、令和7年度については、12月期支給分を1.775月に、令和8年度以降については、6月期及び12月期支給分をそれぞれ1.75月に改正するものであります。

次の議案第87号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、令和7年県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について、若年層に重点を置きつつ全ての月例給の引上げ、期末、勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げる改正を行うものであります。

次の議案第88号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）であります。県人事委員会勧告及び町特別職報酬等審議会答申により、特別職及び職員の給与の改定について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億5,878万8,000円とするものであります。

次の議案第89号は、令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,493万2,000円とするものであります。

次の議案第90号は、令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億3,299万3,000円とするものであります。

次の議案第91号は、令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的支出の予定額を56万6,000円増額し、収益的支出合計で4億8,840万8,000円とするものであります。また、資本的支出の予定額を48万5,000円増額し、資本的支出合計で3億7,958万2,000円とするものであります。

次の議案第92号は、令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を79万5,000円増額し、収益的収入合計で5億5,019万2,000円とし、収益的支出の予定額を79万5,000円増額し、収益的支出合計で5億5,687万1,000円とするもの

であります。また、資本的支出の予定額を24万8,000円増額し、資本的支出合計で4億134万5,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第85号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議案第85号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第85号 会津美里町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書3、4ページ、概要説明5ページになります。それでは、概要説明によるご説明をさせていただきます。この案件は、令和7年12月4日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、議会議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和7年度の12月期の支給月数を1.725月分から1.775月分とし、令和8年度の支給月数については、6月期及び12月期それぞれ1.725月分を1.75月分に0.025月分ずつ引き上げ、年間支給月数を3.5月分とするものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、令和7年度12月期の支給分については令和7年12月1日から適用することとし、令和8年度以降の支給分につきましては令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第86号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、議案第86号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第86号 会津美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書6、7ページ、概要説明8ページになります。それでは、概要説明によりご説明を申し上げます。この案件は、令和7年12月4日付で会津美里町特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、先ほどの議案第85号と同様となります。期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和7年度の12月期の支給月数を1.725月分から1.775月分とし、令和8年度の支給月数については、6月期及び12月期それぞれ1.725月分から1.75月分に0.025月分ずつ引き上げ、年間支給月数を3.5月分とするものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、令和7年度12月期の支給分については令和7年12月1日から適用することとし、令和8年度以降の支給分につきましては令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第87号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、議案第87号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第87号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書9ページから18ページ、概要説明が19ページになります。概要説明を基にご説明をさせていただきます。この案件は、福島県人事委員会勧告に基づきまして、職員の月例給、期末、勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。月例給につきましては、初任給を中心に若年層に重点に置きつつ、全ての給料月額について引上げを行い、期末手当につきましては、一般の職員で期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ、令和7年度の12月期の期末手当を一般職員においては1.25月分から1.275月分に、暫定再任用職員においては0.7月分から0.725月分に引き上げ、令和8年度以降の6月期、12月期の期末手当を、一般職員においては、それぞれ1.25月分から1.2625月分に、暫定再任用職員においては、それぞれ0.7月分から0.7125月分に引き上げるものであります。

次に、勤勉手当につきましては、年間支給月数を一般の職員で0.025月分引き上げ、令和7年度の12月

期の勤勉手当を、一般職員においては1.05月分から1.075月分に、暫定再任用職員においては0.025月分引き上げ、0.5月分から0.525月分に、令和8年度以降の6月期、12月期の勤勉手当を、一般職員においては、それぞれ1.05月分から1.0625月分に、暫定再任用職員においては、それぞれ0.5月分から0.5125月分に引き上げるものであります。

したがって、これまでの期末手当及び勤勉手当を合わせて、一般職員及び暫定再任用職員ともに年間支給月数で0.05月分を引き上げる改定を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行することといたしますが、月例給に係る給料表の改定分については令和7年4月1日から、また期末、勤勉手当の令和7年度の支給分については令和7年12月1日から適用することとし、令和8年度以降の支給分については令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第88号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、議案第88号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第88号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料を御覧願います。

なお、今回の補正の概要でございますが、令和7年度県人事委員会勧告及び町特別職報酬等審議会からの答申により、関連する人件費について補正を行うものでございます。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,878万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては追加提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

7ページを御覧ください。歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,404万3,000円の増額につきましては、今回の補正予算による整理に伴い、増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費から16ページの12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金までの増額につきましては、関連する人件費の補正をするものでございます。

17ページ、給与費明細書を御覧ください。1、特別職でございますが、期末手当について補正するもので、表の一番下、右側の合計で29万7,000円を増額するものです。

次のページ、2、一般職、（1）、総括の上段の表を御覧願います。一般職においては、報酬から共済費について補正するもので、表の一番下、右側の合計で4,877万2,000円を増額するものです。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第89号ないし議案第92号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、議案第89号 令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第90号 令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第91号 令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第92号 令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）の4件を一括議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

まず、議案第89号について説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） それでは、議案第89号 令和7年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

予算書と併せまして、追加提出案件資料16ページを御覧願います。

1ページ、予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,493万2,000円とするものでございます。

それでは、6ページの事項別明細書を御覧願います。歳入についてご説明をいたします。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の129万3,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、給料及び職員手当等に係る4節職員給与費等繰入金について増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。7ページを御覧ください。1款総務費、1項総務

管理費、1 目一般管理費129万3,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、2 節給料、3 節職員手当等及び4 節共済費について増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細書を添付しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第90号について説明を求めます。

健康ふくし課長、渡部朋宏君。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） 続きまして、議案第90号 令和7年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

予算書と併せまして、追加提出案件資料17ページを御覧願います。

1 ページ、予算書の表紙でございますが、第1条につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,299万3,000円とするものでございます。

それでは、6 ページ、事項別明細書を御覧願います。歳入についてご説明いたします。6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の288万6,000円の増額につきましては、福島県人事委員会勧告において職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、報酬、給料等に係る3 節事務費繰入金につきまして増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。7 ページを御覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費288万6,000円の増額につきましては、福島県人事委員会の勧告内容を踏まえ、1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等及び4 節共済費につきまして増額するものでございます。

なお、次ページ以降に給与費明細書を添付しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第91号について説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第91号 令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料は18ページになります。

それでは、補正予算書にてご説明いたします。1ページを御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用予定額を56万6,000円増額し、4億6,907万8,000円とし、第1款水道事業費用予定額を4億8,840万8,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,443万1,000円を1億4,491万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億2,515万4,000円を1億2,563万9,000円に改め、第1款資本的支出、第1項建設改良費予定額を48万5,000円増額し、3億1,003万7,000円とし、第1款資本的支出予定額を3億7,958万2,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第8条に定めた職員給与費2,925万9,000円を3,031万円に改めるものです。

補正内容を内訳書でご説明しますので、補正予算書の12ページをお開きください。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の56万6,000円の増額は、給与改定により、給料、手当、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

13ページをお開きください。資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の48万5,000円の増額は、給料改定により、給料及び手当を増額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第92号について説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第92号 令和7年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料の19ページになります。

それでは、補正予算書にてご説明をいたします。1ページを御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入として第1款公共下水道事業収益、第2項営業外収益予定額を79万5,000円増額し、3億1,566万5,000円とし、公共下水道事業収益予定額を4億1,825万9,000円、収益的収入合計額で5億5,019万2,000円とするものです。また、支出として第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用予定額を79万5,000円増額し、3億9,125万円とし、公共下水道事業費用予定額を4億2,277万9,000円、収益的支出合計額で5億5,687万1,000円とするものです。

次に、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,036万9,000円を1億4,061万7,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金2,674万8,000円を

2,699万6,000円に改め、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費予定額を24万8,000円増額し、1億2,155万3,000円とし、公共下水道事業資本的支出予定額を3億4,408万円、資本的支出合計額で4億134万5,000円とするものです。

次に、第4条として、予算第9条に定めた職員給与費2,806万7,000円を2,911万に改め、第5条として、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億9,831万円を1億9,910万5,000円に改めるものでございます。

補正内容を内訳書でご説明いたしますので、補正予算書の15ページをお開きください。収益的収入の1款公共下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金で79万5,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

16ページを御覧ください。収益的支出の1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の79万5,000円の増額は、給与改定により、給料、手当、賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額をそれぞれ増額するものでございます。

17ページをお開きください。資本的支出の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の24万8,000円の増額は、給与改定により、給料及び手当を増額するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。発言の際は、議案番号を告げて発言してください。

まず、反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号から議案第92号までの4件について電子採決システムにより採決いたします。

4件をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、議案第89号から議案第92号までの4件はいずれも原案のとおり可決されました。

○発議第11号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第6、発議第11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） 発議第11号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書について、その趣旨をご説明いたします。

2025年度の年金額改定においては、物価変動率がプラス2.7%及び名目賃金変動率がプラス2.3%となり、物価と賃金がプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の2.3%を適用しました。しかし、ここ13年間で公的年金は実質8.6%の減額となっています。

この間、消費税が10%となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍、そのほか各種保険料の値上げなどもあり、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。高齢者世帯の3分の2は公的年金が家計収入の全てであり、高齢者の購買力の低下は地域経済にも大きな影響を生じること懸念されることから、記載内容のとおり、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものです。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てです。

趣旨ご理解の上、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第11号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第12号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第7、発議第12号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） 発議第12号 院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書について、その趣旨をご説明いたします。

物価高騰の影響から中小事業所や地域経済が疲弊していますが、特に医療、介護、障がい福祉、保育などのケア労働者の労働実態が深刻さを増しており、低水準での賃金から人手不足が加速し、現場の体制維持に大きな支障を来し、結果として事業所の倒産や休廃業も広がっている状況であります。

ケア労働者は資格などを有し、専門性が高く、社会的役割も多い仕事ですが、賃金は国が定めた基準を基にして算定された公定価格に準拠しています。現在、公定価格は憲法で保障される内容とは異なり、前年実績などから見積もられるため、低賃金の要因となっていることから、ケア労働者が安心して働ける就労環境と将来的な医療、介護、子育て環境、持続可能な地域社会を実現するため、記載の内容のとおり、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、こども家庭庁長官宛てです。

趣旨ご理解の上、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第12号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第13号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第8、発議第13号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） 発議第13号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書について、その趣旨をご説明いたします。

福島県の最低賃金は、令和8年1月1日から時間額1,033円に引き上げられますが、福島県の中小企業、小規模事業者の経営は原材料価格の高騰などにより依然として非常に厳しい実態にあること、最低賃金引上げのためにも政府の抜本的支援が不可欠であることから、記載の内容のとおり、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものです。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣宛てです。

趣旨ご理解の上、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第13号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和7年会津美里町議会第2回定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時57分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 荒 川 佳 一

議 員 櫻 井 幹 夫